

【案】

第2次周南市環境基本計画（後期）

目次

第1章 計画の基本的な考え方と背景	
第1節 基本的な考え方	2
第2節 計画策定の背景	6
第2章 周南市の目指す環境像と基本方針	
第1節 周南市の目指す環境像	16
第2節 施策の基本方針	17
第3章 環境保全・創造のための施策	
第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現	22
第2節 循環型社会の形成	26
第3節 生物多様性の保全	31
第4節 人づくり・地域づくりの推進	36
第5節 大気・水環境などの保全	42
第4章 優先的に推進する取組	
第1節 個別実行計画の考え方	54
第2節 アクションプランの目標	56
第5章 計画の総合的な推進	
第1節 計画の推進体制	60
第2節 計画の進行管理	62
資料編	
○「周南市の環境」に関するアンケート結果	66
○周南市環境基本条例	114

周南市

第1章 計画の基本的な考え方と背景



桜咲く太華山から望む周南コンビナート

第1章 計画の基本的な考え方と背景

第1節 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

私たちは「春・夏・秋・冬」の四季の移り変わりの中で、豊かな自然の恵みを享受しながら生活しています。しかし、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化やそれに起因するといわれる気候変動による集中豪雨などや、急激な宅地開発による山林や田畑の減少などにより、昔ながらの四季の変化が感じられなくなっています。

また、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、農林業の担い手不足による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、さらに狩猟従事者の減少による野生鳥獣被害の深刻化など、人口の減少は、地域の様々な行政課題と同様に環境保全の取組にも大きな影響を与えています。

平成27(2015)年に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs／エスディージーズ）を掲げ、17のゴールと169のターゲットが相互に関係する環境問題とともに、複数の課題の総合的な解決を目指すとしています。

この17のゴールの中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が多くあることから、地球環境の持続可能性に対する世界的な危機感が高まっていると言えます。

こうした課題を将来の世代へ残さないためにも、これまでの私たちの生活のあり方を見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会へと変えていく必要があります。

さらに、東日本大震災を契機とし、安心・安全の確保や再生可能エネルギーをはじめとした地域資源の有効活用など、新たな課題への取組も求められています。

国においては、「第5次エネルギー基本計画」（平成30(2018)年7月閣議決定）の中で、将来、中心的役割を担う新エネルギーの一つとして水素を位置づけ、「水素社会」の実現に向けての取組を加速するとしています。

本市においても、コンビナート企業から生産される水素の利活用を促進する「周南市水素利活用構想」を定め、全国でもいち早く水素に着目したまちづくりを展開しています。

このような環境を取り巻く状況の変化や前期計画の検証を踏まえ、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」との整合を図り、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」の実現に向けて「第2次周南市環境基本計画（後期）」を策定することといたしました。

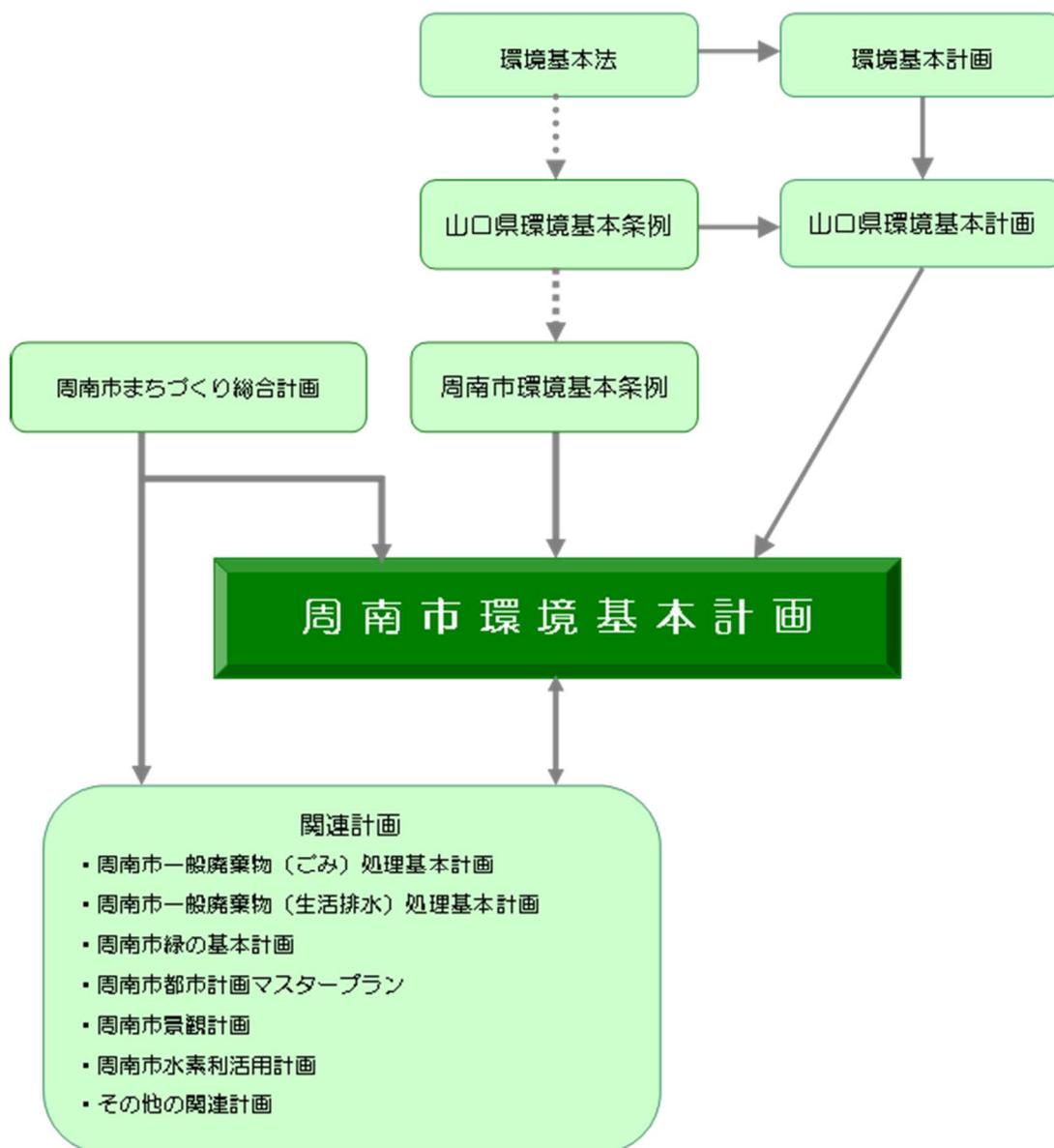
2. 計画の役割

本市では、「恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承」を目指す周南市環境基本条例に基づき、環境保全、環境維持、衛生施策等を総合的かつ計画的に推進することとしています。

この条例において、各種施策や方向性、また課題解決に向けた役割を明確にする「環境基本計画」を策定することを定めています。

本計画では、次の役割を定めています。

- (1) 「周南市まちづくり総合計画」を環境面から具現化していく役割
- (2) 各施策の基本計画段階において環境に配慮した方向性を示す役割
- (3) 各施策の実施計画段階で環境に配慮した事業の指針とする役割
- (4) 市民・事業者・市民活動団体が取組を進めるための指針となる役割



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。
 ただし、上位計画である「周南市まちづくり総合計画」の見直しや国内外の環境情勢や政策の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象地域

本計画で取り組む対象地域は、周南市全域とします。
 ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域も対象とします。

5. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境の4つの分野に分類し策定します。
 ただし、4分類に沿わない対象が生じた場合は、その他の範囲を設定します。

<対象とする環境要素と項目>

対象	環境要素	項目
自然環境	地形・地質、 動植物、生態系	地形・地質、植生・植物、動物、生態系、 自然景観、自然とのふれあい
生活環境	大気環境、水環境、 公害、土壌環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、 土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質、廃棄物
快適環境	歴史・文化財、 景観、緑化、親水環境	歴史的街並み、伝統文化、文化財、都市景観、 農村景観、漁村景観、まちの緑化、水辺・海辺、 野外レクリエーション
地球環境	地球温暖化、 オゾン層破壊、 酸性雨、海洋汚染	省エネルギー、新エネルギー、リサイクル、 フロン回収、国際協力、海岸漂着ごみ、 再生可能エネルギー、気候変動

6. 計画の構成

本計画は次の5つの章で構成しています。

第1章では、第2次周南市環境基本計画（後期）の策定にあたっての趣旨、構成、期間、範囲などの基本的事項を示しています。

第2章では、本市の目指す環境像を示し、その実現に向けた5つの基本方針と15の基本施策を設定しています。

第3章では、本市の環境の現状と課題を踏まえて、基本施策の方向性と推進施策を整理しています。さらに、施策の進捗状況を判断するための指標や目標を掲げています。

第4章では、基本施策のうち優先して推進する必要がある施策を「個別実行計画」（アクションプラン）として位置づけ、メリハリのある計画の推進を目指しています。

第5章では、計画を推進する上での市民・事業者・市民団体・行政の連携や役割を示し、円滑な計画推進を図ることとしています。

●第1章／計画の基本的な考え方と背景

計画の基本的な考え方（趣旨、役割、期間、対象地域、対象範囲、構成）

計画策定の背景（市の概況、環境問題への取組の動向、環境に関するアンケート結果）

●第2章／周南市の目指す環境像と基本方針

目指す環境像 「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」

<基本方針>

①新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

②循環型社会の形成

③生物多様性の保全

④人づくり・地域づくりの推進

⑤大気・水環境などの保全

●第3章／環境保全・創造のための施策

基本施策の現状と課題、目指すべき方向性、指標と数値目標、推進施策の展開

●第4章／優先的に推進する取組

「個別実行計画」（アクションプラン）

I. 地球温暖化を防止する取組

関連施策：「公共交通機関の利用促進」、「おもしろエコ川柳による啓発」など

II. 快適な環境を維持する取組

関連施策：「野犬対策」、「犬・猫不妊去勢手術費補助金」など

III. 豊かな自然環境を保全する取組

関連施策：「多面的機能支払交付金事業」、「公有林保育事業」など

●第5章／計画の総合的な推進

計画の推進体制、市民・事業者・市民団体・行政の連携、各主体の役割、計画の進行管理

第2節 計画策定の背景

1. 市の概況

周南市は、平成15(2003)年4月21日に、平成の大合併において2市2町(徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町)が合併し誕生しました。

本市の地勢は山口県の中央部に位置し、北に「^{あざみがだけ}苜ヶ岳」や「^{ながのやま}長野山」をはじめとする中国山地の山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園に指定されている「^{たいかざん}太華山」が立地し、山頂の展望台からは、回天訓練跡地のある大津島や黒髪島などの島々が浮かぶ穏やかな瀬戸の情景が広がります。主な河川には、錦川、島田川、島地川、富田川、夜市川があり、また、菅野湖などのダム湖が4つあります。

平成31(2019)年4月1日時点の本市の人口は約144,000人で、昭和60(1985)年をピークに減少し続けています。また、市の面積は656.29km²で県内5番目の広さです。

主要産業は、化学工業製品を生産する製造業が中心で、市街地に沿って国内有数の周南コンビナート工場群が立地しており、沿岸から眺めるコンビナート夜景は、日本11大工場夜景の一つに数えられるなど、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る工場群が醸し出す幻想的な夜景が、本市の観光資源の一つになっています。

一方、山間部では、稲作をはじめブドウや梨などの果実栽培、畜産などの農業が継続的に営まれており、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」である八代地区や、やまぐちの棚田20選に選ばれた中須地区には、昔ながらの美しい自然が多く残っています。

本市の気候は、南部が温暖少雨の瀬戸内型で年間平均気温が約17℃、北部が寒暖の差が大きい内陸型で年間平均気温が約13℃となっています。また、年間降水量は、南部が約1,640mm、北部が約2,060mmで、北部では年に数回の積雪があります。

(年間平均気温、年間降水量は周南市統計書平成29年版参照)



2. 環境問題への取組と動向

(1) 国の動向

我が国では、1960年代の高度経済成長期において、環境保全よりも経済成長が優先された結果、工場からの排出ガスによる大気汚染や排水による水質汚濁など、深刻な公害問題が発生しました。これに対して国は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害を防止する法令整備等の規制強化を図り、1970年代には、工場における発生源対策が急速に進みました。

1980年代には、自動車の増加による交通渋滞や排気ガス、家庭ごみなどの廃棄物、し尿処理などといった都市型の環境問題が急増しました。これらは、事業者の経済活動や消費者のライフスタイルが複雑に絡み合って生じる問題でもあったため、解決に向けた対策が進んでいないものもあります。

1990年代に入ると、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットを契機に地球環境問題がクローズアップされ、地球温暖化対策を初めとする地球規模の環境問題の解決に向けて世界的な動きが始まりました。

地球温暖化の解決に向けて国は、平成27(2015)年に気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で採択されたパリ協定を踏まえ、令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を、平成25(2013)年度比で26%削減することを目指しています。そのために、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーへの転換など低炭素社会の構築に向けた取組を進めることとしています。

さらに、平成30(2018)年4月17日に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿を、1「地域循環共生圏」の創造、2「世界の範となる日本」の確立、3「環境・生命文明社会」の実現とし、都市と農山漁村の各地域が、その特性を生かした強みを発揮する政策を展開するとしています。また、経済社会システム、ライフスタイル、技術面などのあらゆる観点のイノベーション創出を目指すため、次の6つの重点戦略を設定しています。

6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(2) 県の動向

山口県では、現在と将来の県民のすべてが、健康で文化的な生活を営む上で必要とする、うるおいと安らぎのある快適な環境の創造を目指して制定した、山口県環境基本条例に基づき、平成 25(2013)年に県の環境施策の基本的な方向性を示し、山口県環境基本計画「第3次やまぐち環境創造プラン」を策定しています。

このプランは、健全で恵み豊かな環境の保全と創造を目標に、安心・安全で持続可能な社会づくりを進めていくため、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県などのすべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて連携や協働を図ることとし、次の4つの長期的目標を設定しています。

4つの長期的目標

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

(3) 市の取組

本市では、高度成長期の昭和 30 年代から 40 年代にかけて、大気汚染や水質汚濁などが顕著化し、大きな社会問題となりました。

全国的にも問題となった公害に対しては、被害調査や防止対策を話し合う公害対策委員会を設置し、市民・事業者・学識経験者・行政が一体となった自主的な取組により克服しました。

合併後、制定した周南市環境基本条例に基づき、平成 18(2006)年度には「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」を目指す「第1次周南市環境基本計画」を策定し、現在まで様々な環境施策を展開しています。

また、企業と市との相互理解のもと、市民の健康維持と地域の自然や生活環境の保全、さらに地球環境問題などの解決に向けて「周南市環境保全協定」の締結を進め、平成 30(2018)年度末までに 44 の事業所が市と締結し、公害の未然防止対策などに取り組んでいます。

さらに近年は、全国有数の副生水素発生量を誇る企業が立地する本市の地域特性を活かし、水素の製造から、輸送・貯蔵、利活用までの一貫した流れである「水素サプライチェーン」を構築し、新エネルギーの導入促進を図っています。

3. 環境に関するアンケート結果

前期環境基本計画の検証と市民、事業所、市民団体などの皆さんの環境に関する意識調査を目的に、無作為抽出による市民アンケートを実施しました。

その主な結果は次のとおりです。

<実施期間>

市民対象：平成30(2018)年9月18日～10月12日

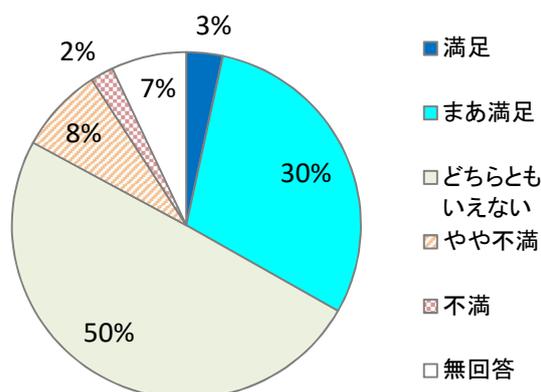
小・中学生、教員：平成30(2018)年9月

事業所・市民団体：平成30(2018)年10月1日～10月31日

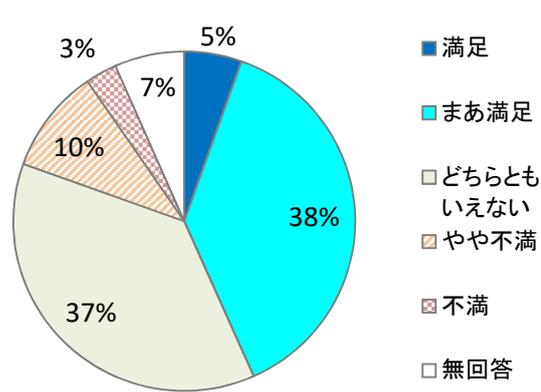
対 象	配付数	回収数	回収率 (%)
一般市民	3,000	1,306	43.5
小学5年生 (※鼓南小は6年生)	315	310	98.4
中学2年生	513	496	96.7
教員 (小・中学校)	239	200	83.7
事業所	690	268	38.8
市民団体	65	40	61.5
全 体	4,822	2,620	54.3

アンケートの回収率は、小学生が最も高く98.4%、最も低いのが事業所で38.8%となりました。アンケートの対象者は、一般市民と事業所については無作為に抽出し、小・中学生及び教員は周南市都市計画マスタープランで定義する7つの地域ごとに学校を選定、また、市民団体については市民活動グループバンクに登録されている団体に依頼しました。

自然環境の保全



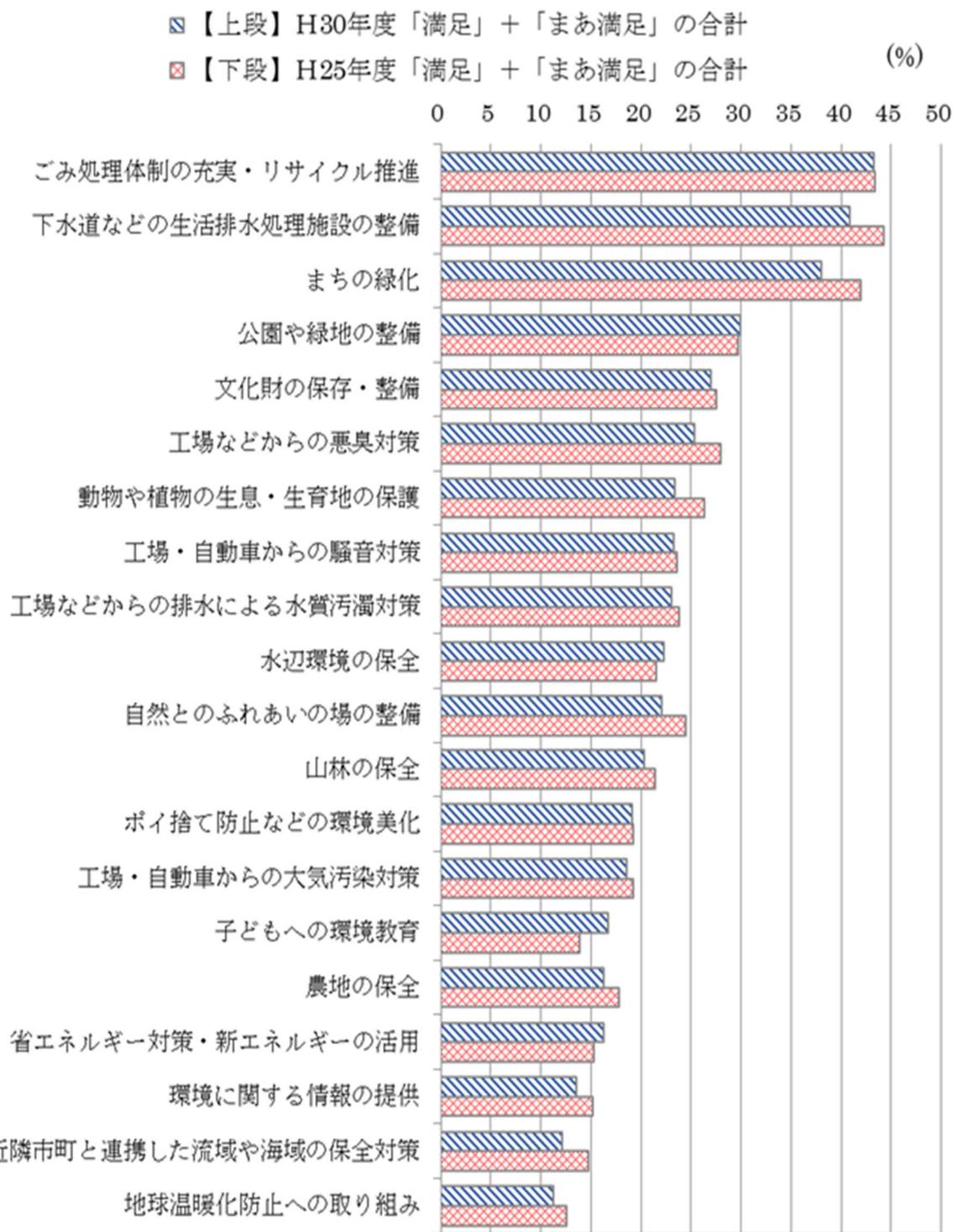
廃棄物処理対策やリサイクルの推進



【5年前の市民アンケート結果との比較】

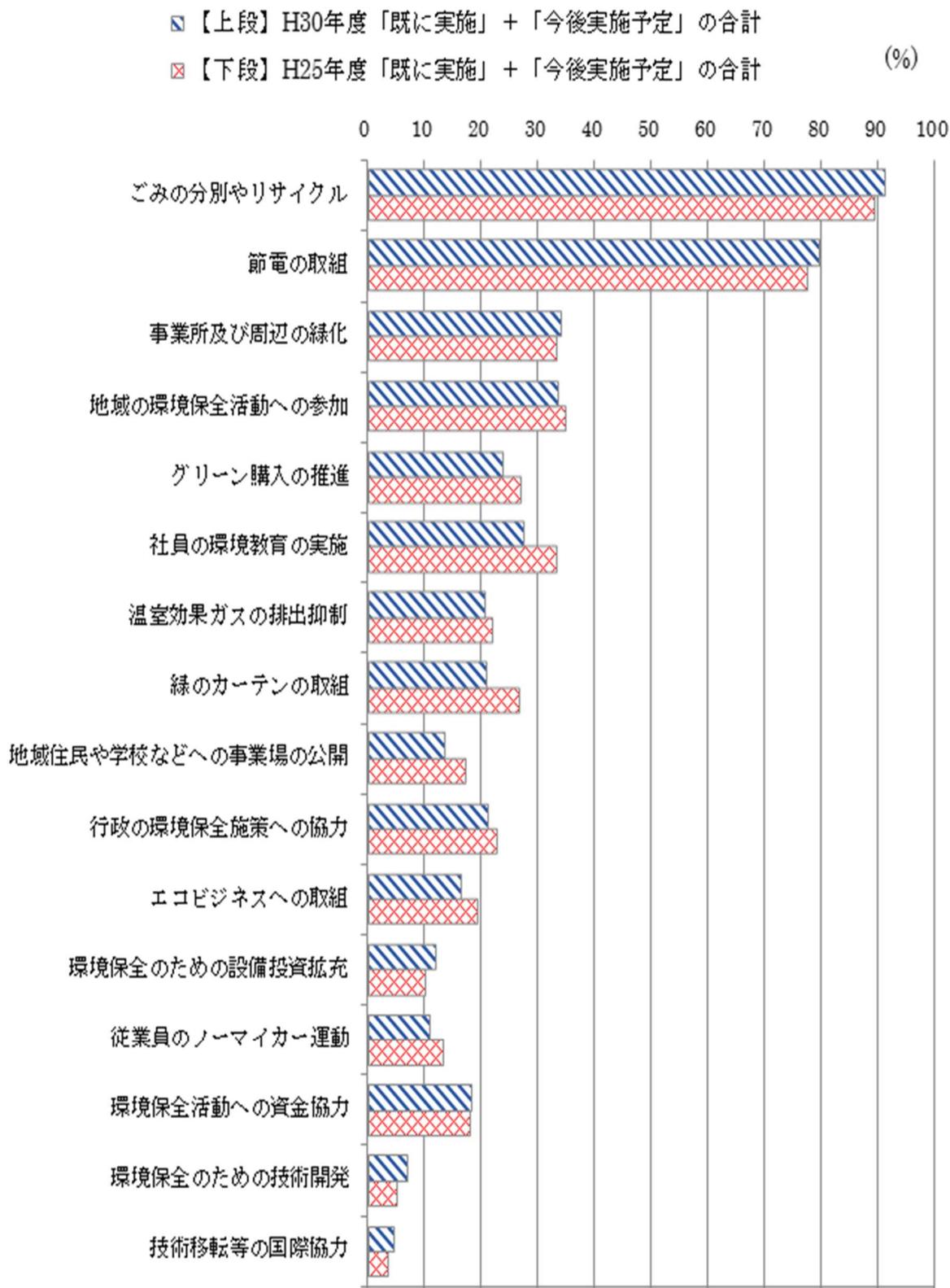
(1) 市の環境保全対策に対する満足度

「あなたが住んでいる地域の環境保全対策について、どの程度、満足していますか？」と聞いた結果、「満足」と「まあ満足」の合計の項目順は5年前とあまり変化がありませんが、5年前に高かった「下水道などの生活排水処理施設の整備」と「まちの緑化」の割合が低くなっています。逆に、「省エネルギー対策・新エネルギーの活用」が若干、高くなっています。



(2) 事業所において実施している環境保全対策

市内の事業所において「環境保全のためにどのような取組をしていますか?」と聞いた結果、「ごみの分別やリサイクル」及び「節電の取組」の項目について、5年前のアンケートと比較し「既の実施している」と「今後実施する予定」の合計が多い結果でした。その他の項目は5年前より少ない結果でした。



『SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）』

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことを言います。この目標は、開発途上国と先進国も含む国連に加盟する全193カ国が、令和12(2030)年までに達成を目指す17の目標と合わせ、より具体的に示す169の項目が掲げられています。

世界的にみると、貧困や格差の問題、また、環境問題など、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題があります。SDGsは、それらの課題を解決していくための国際社会全体の目標と言えます。また、地球に住む全ての人が、環境や生活を破壊することなく、今よりも住みやすい社会を実現できる持続可能な世界を目指すために、相互に関連する17の目標を達成する自主的な取組が求められています。

私たち一人ひとりが、この目標に関心を持ち「自分のこと」として考え、日々の生活や行動に移すことが大切です。



※SDGs (Sustainable Development Goals サステイナブル デイェロップメント ゴールズ の略)

『マイクロプラスチックによる海洋汚染』

今、世界では、1分にごみ収集車1台分のプラスチックごみが海へ流れ出ているとも言われています。洋服から自動車、建設資材に至るまで、私たちの生活のあらゆる場面で利用されているといっても過言ではないプラスチック。手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、製品そのものだけでなく、ビニールや発泡スチロールなどの包装や梱包、緩衝材、ケースなどにも幅広く使われています。

しかし、プラスチックの多くは使い捨てられる場合が多く、使用后、分別処分されず、環境中に流出してしまうケースもあります。手軽に使える分、手軽に捨てられてしまう、そうした側面もあるといえます。

そして、環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所が「海」です。プラスチックごみは、河川などから海へと流れ込むためです。この「海」に流れ込んだプラスチックごみはやがて風化し、微細な「マイクロプラスチック」となり、海に住む動物が食べて死んでしまうこともあります。こうしたプラスチックによる海洋汚染を防ぐためにも、私たち一人ひとりが、暮らしの中で発生するプラスチックごみを減らす努力が求められています。



出典：環境省ホームページ

『気候変動適応法』

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加などによる農作物の品質の低下、また、動植物の分布域の変化や熱中症リスクの増加など、地球温暖化によると思われる気候変動の影響が全国各地で発生しており、今後、長期にわたり拡大する恐れがあります。

このような気候変動による被害を防止するため、これまで国においては、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を回避、又は、軽減する対策（適応策）の法的な位置づけはありませんでした。

気候変動に対処し、国民の生命や財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの大幅削減に向けた対策を進めることはもちろんですが、同時に、現在生じている、又は、将来予測される被害の回避や軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係機関が連携を図り、一丸となって取り組むことが一層重要となっています。

こうした状況を踏まえ、気候変動への対策を推進するため、平成30(2018)年6月に、気候変動の影響による被害の回避や軽減対策などを定めた「気候変動適応法」が成立されました。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：国立環境研究所ホームページ

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針



長田海岸から望む周南コンビナート

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針

第1節 周南市の目指す環境像

1. まちづくりの基本理念

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画では、これまで取り組んできた「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換を図る基本的な考えとして、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、共に協力して、社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進めることとし、基本理念を次のように定めています。

【基本理念】

∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

これを踏まえて、まちづくりの方向を次のように示しています。

1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり
2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり
3. 安心して健康に暮らせるまちづくり
4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

こうしたまちづくりを進める先には、今後さらなる人口減少が懸念される中、人と人の繋がりを大切にする「共創」により本市の価値を高め、自立し、誰もが安心して暮らせる「共生」のまちとして、本市の将来像を次のように掲げています。

「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」



2. 目指す環境像

本市の目指す環境像は、まちづくり総合計画の方向性と将来の都市像を踏まえ、周南市環境基本計画（第2次）で掲げている「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」を継承します。

「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」

私たちが生活で使用する水や周南コンビナート企業群で使用する工業用水は、山間部の豊かな自然循環によって生まれており、農作物や魚介類などの自然からの恵みは、山や海の良い環境によってもたらされています。

このように自然環境は、私たちの生活や産業が密接に関係しており、決して無関係ではありません。

また、八代地区に渡来する「ナベヅル」は、豊かな自然が残っている証でもあります。

本市が目指す環境像には、こうした先人から受け継いだ豊かな自然を未来にわたってはぐくみ、毎冬「ナベヅル」が大空にはばたくように、豊かな環境を次世代に残す決意が込められています。



第2節 施策の基本方針

1. 基本方針と基本施策

本市の目指す環境像の実現に向けて、計画の方向性を示す指標として、次の5つの基本方針を設定します。

さらに、具現化するために基本方針ごとに15の基本施策を設定します。

基本方針

- ①新エネルギーの活用と低炭素社会の実現
- ②循環型社会の形成
- ③生物多様性の保全
- ④人づくり・地域づくりの推進
- ⑤大気・水環境などの保全

2. 施策の体系

環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南

基本方針

新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

循環型社会の形成

生物多様性の保全

人づくり・地域づくりの推進

大気・水環境などの保全

基本施策

新エネルギーの利活用の推進

地球温暖化防止対策の推進

環境と経済が好循環する地域づくりの推進

ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

効率的な一般廃棄物処理システムの確立

環境教育・啓発の推進

生物多様性の確保

自然環境の保全

自然とのふれあいの推進

環境教育・学習の推進

地域住民、団体などと連携した環境保全活動

大気環境の保全

水環境の保全

騒音・振動の防止

環境汚染の未然防止

推進施策

●水素エネルギーの利活用の推進 ●再生可能エネルギーの導入促進

●二酸化炭素排出量削減対策の推進
●環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

●環境関連産業などの育成・集積 ●持続可能な農林水産業の振興

●協働による3Rの推進 ●助成制度を活用した3Rの推進
●事業所への3R推進協力依頼と指導 ●中間処理によるごみ減量と再資源化

●一般廃棄物処理システムの適正化 ●一般廃棄物処理施設の効率的運用
●収集運搬体制の適正化 ●不法投棄対策

●体験を通じた啓発 ●情報発信による啓発 ●環境教育の充実 ●地域から発信する啓発

●野生生物の生育・生息環境の把握 ●野生生物の保護対策の推進
●飼い主のいない犬や猫による被害の防止 ●外来生物の防除対策の推進

●森林の保全 ●農地の保全 ●海辺などの自然環境の保全

●自然環境の活用 ●自然とのふれあいの場の整備や活用

●環境教育・学習の基盤整備 ●環境教育・学習の拡充

●地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進
●ごみのないきれいなまちづくりの推進

●自動車排出ガス対策の推進 ●事業場の排出ガス対策の推進 ●悪臭対策の推進
●光化学オキシダント等対策の推進 ●オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

●生活排水対策の推進 ●事業場の排水対策の推進

●自動車の騒音・振動対策の推進 ●事業場の騒音・振動対策の推進
●近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

●環境監視体制の整備 ●土壌汚染対策の推進 ●化学物質等の適正管理の推進

『COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）』

平成 27(2015)年 12 月に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという世界共通の目標が合意されました。これは、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを意味しており、我が国では、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度に比べて温室効果ガス排出量を 26%削減、2050 年までに 80%削減することを掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、世界から「COOL」と称賛される最先端技術や省エネアイデアによって生み出される、低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながる、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。政府は平成 27(2015)年 6 月、温室効果ガス削減目標達成に向け、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。

例えば、エコカーの購入、エコ住宅の建築、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に交換する、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」があります。

第3章 環境保全・創造のための施策



実りの秋を迎えた中須の棚田

第3章 環境保全・創造のための施策

第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

1-1. 新エネルギーの利活用の推進

(1) 現状と課題

平成30年(2018)7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」においては、長期的に安定した持続的・自律的なエネルギーの供給により、我が国の経済社会の更なる発展と国民生活の向上及び世界の持続的な発展への貢献を目指しています。

この中で、エネルギー政策の基本的な方向性として、次の(3E+S)の方針が示されています。

- 安全最優先 (Safety)
- 資源自給率 (Energy security)
- 環境適合 (Environment)
- 国民負担抑制 (Economic efficiency)

温室効果ガス 26%の削減に向けて、安全性を前提にエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性を向上しつつ環境適合を図る。

また、将来の二次エネルギーとして「水素」が重要な役割を担うことが期待されることから、国では「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をまとめ、温室効果ガスの排出が少ない水素供給構造の実現を目指すこととしています。

(2) 目指すべき方向性

本市では、全国有数の副生水素発生量を誇る企業が立地している地域特性を活かし、水素の利活用による低炭素社会の実現に向けて、平成27(2015)年8月に「イワタニ水素ステーション山口周南」が開所しました。これにより、水素の製造から、輸送・貯蔵、利活用までの一貫した流れである「水素サプライチェーン」が構築され、水素ステーションを核とした地域づくりと水素の有効活用による新エネルギーの活用、さらに低炭素社会の実現を目指します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
周南市の水素関連施設等の視察者数	1,000人	1,000人	水素関連施設等を視察した人の数(年間)

(4) 推進施策の展開

1-1-1 水素エネルギーの利活用の推進

【次世代自動車等の普及促進】

水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車（FCV）や燃料電池フォークリフト（FCFL）等の普及促進を図ります。

【水素学習室等を活用した情報発信と勉強会の開催】

水素学習室等を活用して、社会見学や県内外からの視察者の受入れを行うなど、本市の水素利活用の取組を広く情報発信するとともに、中小企業を対象に水素関連技術の知識習得と企業間交流を目的とした勉強会を開催し、水素関連産業の創出を図ることで、水素エネルギーの利活用の推進につなげていきます。

1-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

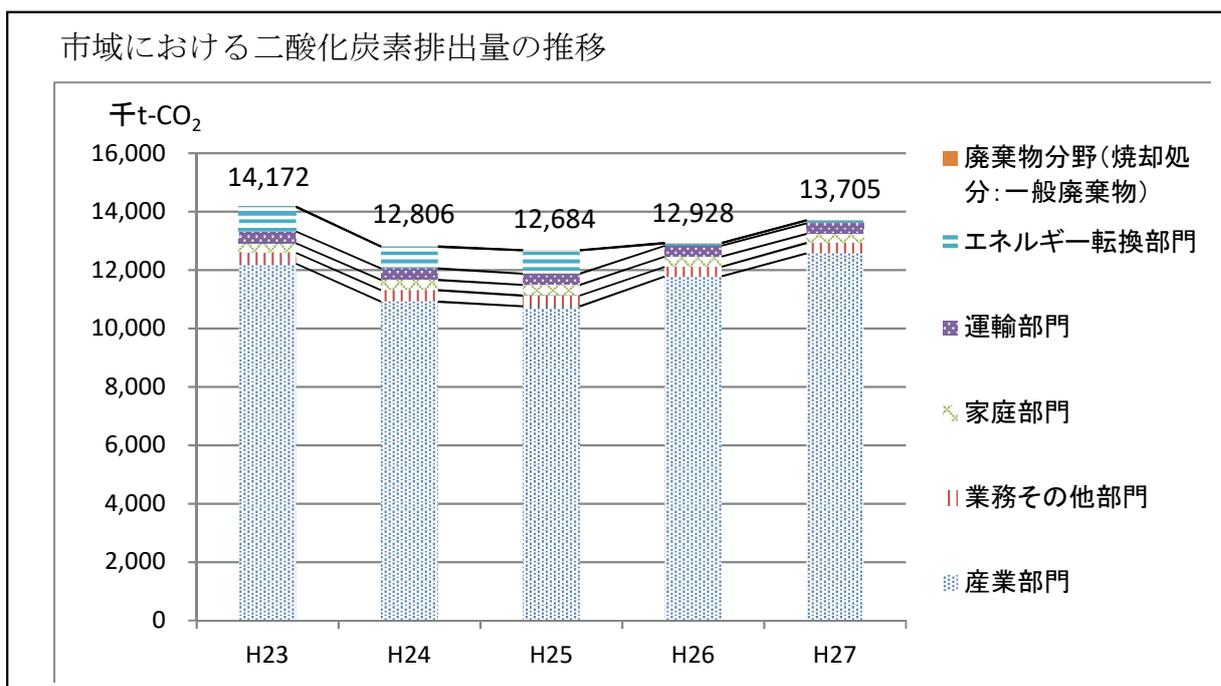
【太陽光発電システムなどの設置拡大】

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入促進のため、市の施設への導入については、災害時の電源確保も踏まえ、施設整備の際に検討していきます。

1-2. 地球温暖化防止対策の推進

(1) 現状と課題

周南市域における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下表のように推移しています。近年の状況は、平成24(2012)年度にかけて製造業などの産業部門が減少していましたが、最近では増加しています。また、家庭部門、業務部門及び運輸部門は横ばいで推移しています。



(2) 目指すべき方向性

家庭における地球温暖化防止対策として、省エネルギー性能が高い家電製品や低炭素認定建築物などの普及促進や公共交通機関の利用促進による二酸化炭素排出を抑制します。また、市役所における再生可能エネルギー設備の設置や低燃費車、ハイブリッド車などの環境にやさしい公用車の導入促進により二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 27 年度	令和 3 年度	
市の民生部門 (家庭・業務) 二酸化炭素排出量	664 千 t-CO ₂	597 千 t-CO ₂	国の目標 (2030 年度) である民生部門 40%削減を見据えた推計値

※3年遅れて公表される各種統計資料から推計

(4) 推進施策の展開

1-2-1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

【公共交通機関の利用促進】

子ども向けのバスの乗り方教室やノーマイカーデーなどの実施により、公共交通機関の利用促進と地球温暖化防止に向けた意識啓発を図るとともに、市街地循環バスの運行やそれと連動したパーク・アンド・ライド用の駐車場の設置など、公共交通への転換を図ります。

1-2-2 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

【地産地消の推進】

学校給食における県内産食材の使用や6次産業化への取組の強化など、フードマイレージの低減による地球温暖化防止のため、地産地消の取組を推進します。

【環境にやさしいワークスタイルの推進】

事業所における省エネ設備の導入や、ノーマイカーデーによる通勤形態の見直しなど、地球にやさしい働き方を提唱します。

1-3. 環境と経済が好循環する地域づくりの推進

(1) 現状と課題

本市の産業は、臨海部の化学・鉄鋼を中心とする製造業が主要産業となっており、その製造品出荷額は、県内トップクラスで地域経済を牽引する原動力となっています。

商業地域においては、平成30(2018)年2月にオープンした徳山駅前賑わい交流施設を活用し、中心市街地への集客増加のための様々な取組が官民協働で展開されています。

また、中山間地域においては、少子高齢化による担い手不足が深刻化していますが、地産地消の推進や都市農村交流事業など、豊かな自然の恵みを支える農林水産業の振興のための施策を推進しています。

(2) 目指すべき方向性

まちの発展のためには経済の活性化は不可欠ですが、経済活動により環境が悪化すると私たちの生活に支障が生じます。環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することで環境も良くなるという、環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現のためには、経済発展と環境保全が両立する環境負荷の軽減に向けた対応が必須であることから、経済活動のあらゆる場面において環境に配慮した取組を推奨します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
環境保全型農業の取組面積	4,499 a	6,500 a	環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積

(4) 推進施策の展開

1-3-1 環境関連産業などの育成・集積

【水素関連産業の創出】

周南コンビナート企業から発生する副生水素を活用し、(公財)周南地域地場産業振興センターを核とした、水素関連産業に関する人材育成や水素関連技術の開発事業の紹介などを通じて、水素関連ビジネスの導入を支援し水素関連市場での競争力の強化を目指します。

1-3-2 持続可能な農林水産業の振興

【環境保全型農業の推進】

山口県が認定するエコファーマーの増加による自然にやさしい農業の意識啓発や、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援策である「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用する団体数を増やすとともに、耕作面積の拡大を図ります。



「環境保全型農業直接支払交付金事業」
堆肥を撒く作業

第2節 循環型社会の形成

2-1. ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

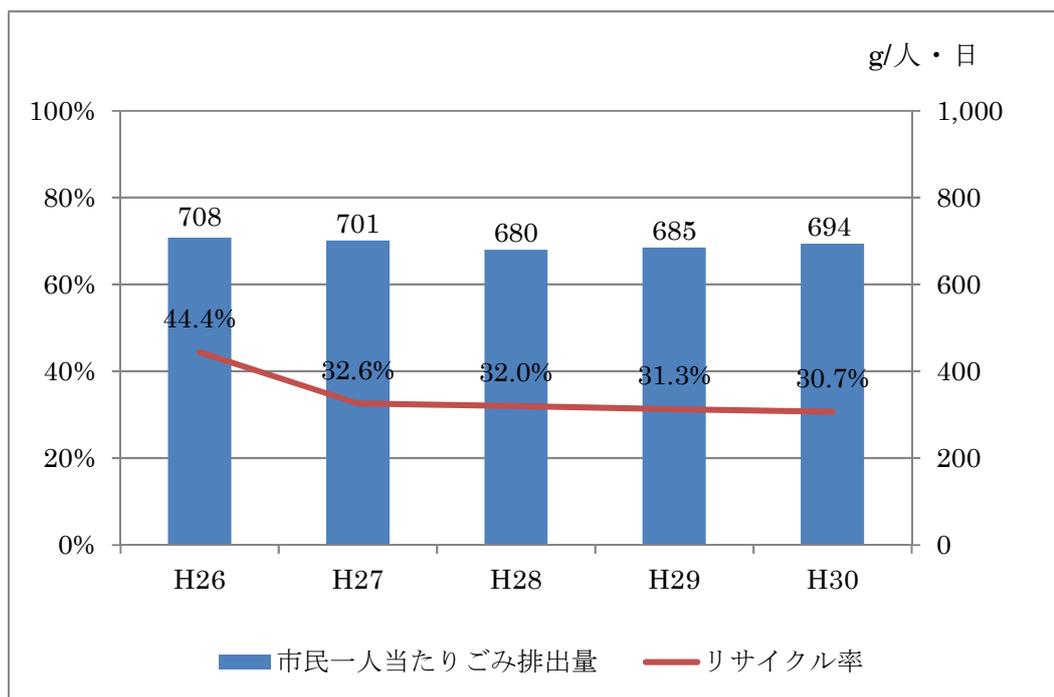
(1) 現状と課題

戦後の大量生産・大量消費型の社会活動は、日本経済を大きく牽引した一方で、大量廃棄社会を形成し、温室効果ガスの排出による地球温暖化や資源の枯渇、また、大規模な資源採取による自然破壊など、大きな社会問題を引き起こしています。

将来的な地球環境保護のため、国は「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物等の発生抑制や循環資源の使用促進など、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す取組を進めることとしています。

本市においても、ごみの分別回収などにより、ごみの減量化や再資源化（リサイクル）を推進しています。平成30(2018)年度の一般廃棄物のリサイクル率は30.7%、市民1人当たりのごみの排出量は694gでした。

一般廃棄物のリサイクル率、市民一人当たりのごみ排出量の推移



(2) 目指すべき方向性

これまで進めてきた3Rの取組を引き続き行います。3Rについては、市民・事業者・行政が協働で推進するとともに、市民の自主的な取組を支援するなど、ごみの減量化・再資源化と意識啓発を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
市民一人1日当たりごみ排出量	694 g	673 g	家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日
リサイクル率	30.7%	35.2%	再資源化量÷ごみ排出量(事業系も含む)×100
最終処分量 (埋立量)	3,201 t	3,078 t	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量

(4) 推進施策の展開

2-1-1 協働による3Rの推進

【容器包装廃棄物の削減】

消費者や店舗にレジ袋の削減などを呼びかける「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」について、山口県と連携し、参加店舗の拡大を図ります。

2-1-2 助成制度を活用した3Rの推進

【生ごみ処理機の購入及び資源物団体回収への支援】

生ごみ処理機の購入や資源物の団体回収に対し、経済的に支援する制度を積極的にPRすることで、家庭ごみの減量化と資源物の再資源化を推進します。

2-1-3 事業所への3R推進協力依頼と指導

【事業系一般廃棄物の削減】

一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

2-1-4 中間処理によるごみ減量と再資源化

【中間処理によるごみの減量】

本市から排出される廃棄物について、ごみ焼却施設やリサイクル施設などの各種処理施設において適正に中間処理し、最終処分場への埋立処分量を最少化します。

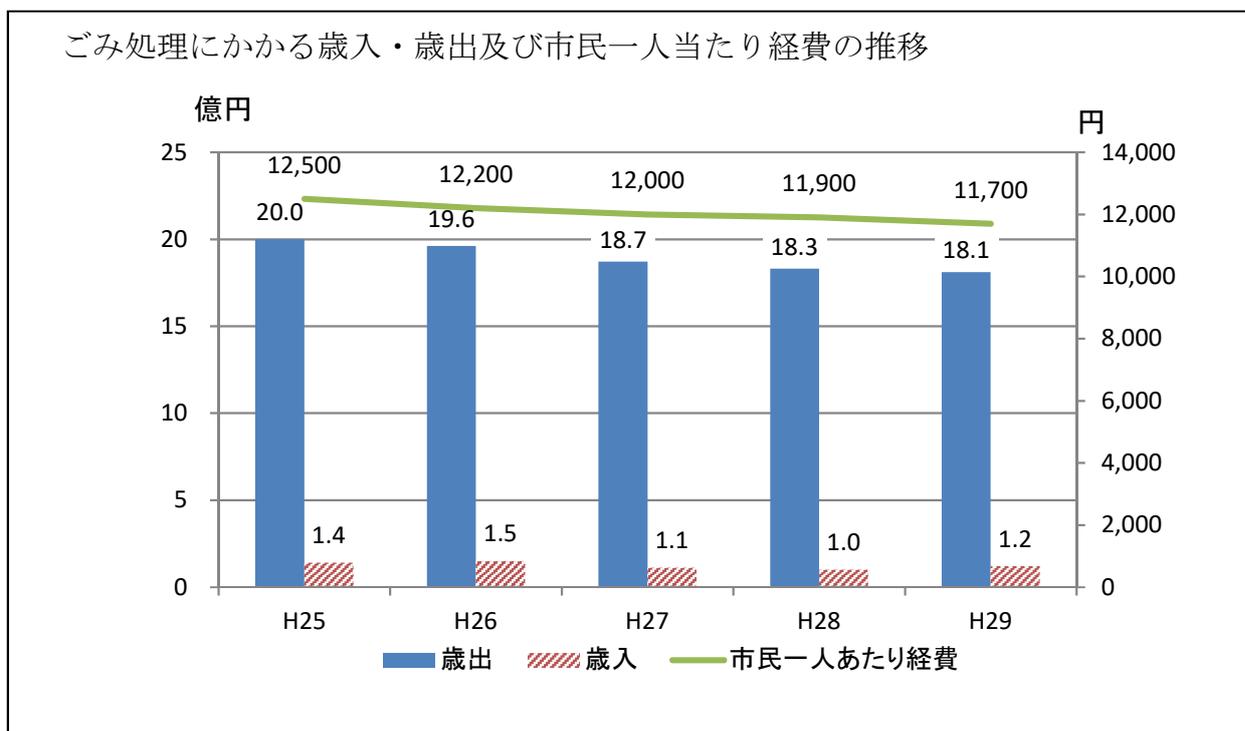
2-2. 効率的な一般廃棄物処理システムの確立

(1) 現状と課題

ごみ処理に必要な経費を大きく分けると、ごみステーションに出された家庭ごみを収集運搬するための燃料費などの運搬経費、ごみ焼却施設やリサイクル施設における中間処理に要する施設管理費、最終処分場で処分するための委託料が主なものです。

本市のごみ処理コストは、修繕料などの施設整備に係る経費を除く、収集運搬費、中間処理費、最終処分に係る直接経費を、平成 29(2017)年度の本市の人口で割ると、市民一人当たりの処理コストは、1年間で約 11,700 円となります。

本市における燃やせるごみの処理は、これまで、徳山地域は恋路クリーンセンターで、新南陽・鹿野地域はごみ燃料化施設フェニックスで、熊毛地域は周陽環境整備センターで行っていましたが、新南陽・鹿野地域は平成 27(2015)年度から、熊毛地域は平成 31(2019)年度から恋路クリーンセンターで行うことで、燃やせるごみの処理システムを統一しました。



(2) 目指すべき方向性

複数の施設で一般廃棄物の処理を行うことは、収集運搬に要する経費や処理施設での運営管理費が分散してしまい、廃棄物処理に係る費用拡大の要因にもなります。

このため本市では、燃やせるごみの処理システムの統一に引き続き、し尿処理システムの一元化を進め、効率的な一般廃棄物処理システムの確立を図ります。

また、ごみの処理経費などのコストの見える化によるごみ減量の意識啓発に努め、適正な分別排出や再資源化など、市民や事業者からの協力を得られやすいシステムへの見直しを図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
市民一人当たりのごみ処理コスト	11,700 円 (平成 29 年度)	11,500 円	修繕費等の施設整備費を除く

(4) 推進施策の展開

2-2-1 一般廃棄物処理システムの適正化

【し尿処理の一元化】

市全域の、し尿及び浄化槽汚泥の処理を一元化し、一般廃棄物処理システムの適正化を図ります。

2-2-2 一般廃棄物処理施設の効率的運用

【最終処分場の確保】

平成 26(2014)年度に整備された「徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場」は、受入期間を令和 14(2032)年度までと予定しています。このため、埋立処分発生量の動向を注視しつつ、将来的な最終処分場の確保について調査・検討します。

2-2-3 収集運搬体制の適正化

【収集運搬体制の見直し】

一般廃棄物処理システムの統合に伴い、一般廃棄物の運搬先や収集ルートの変更に対応するため、収集運搬体制の見直しを検討し、一般廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理システムに合わせた効率的な収集運搬体制の構築を図ります。

2-2-4 不法投棄対策

【不法投棄の撲滅】

不法投棄については、主に市民からの通報により、毎年多くの不法投棄が確認されています。また、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみは、海に流れ出て、海洋プラスチック問題の原因となっています。このため、ポイ捨てや不法投棄をさせない環境づくりのため、しゅうなん通報アプリの活用や不法投棄防止看板の設置などの対策を講じます。

2-3. 環境教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

市民生活や事業活動と密接に関係するごみ問題の施策は、行政主導型ではなく、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。このため、市ではリサイクルプラザペガサスに併設する「環境館」において、再生品の製作体験プログラムや展示・提供、また、処理施設の見学などの環境教育プログラムをはじめ、交流・体験型イベント「エコフ

ェスタ」を毎年数回開催し、交流と体験を通じたごみ減量化と再資源化の意識啓発を図っています。

また、地域における啓発活動については、それぞれの状況に応じた解決に向けて、クリーンリーダーの設置など、地域内から啓発を広めるリーダー的な人材の発掘や育成などの取組に対し支援しています。

(2) 目指すべき方向性

市民の環境保全活動や環境学習を推進するため、啓発施設「環境館」において、家庭ごみをはじめとする廃棄物処理や環境保全に関する情報、さらに循環型社会に向けた取組などを積極的に発信します。また「エコフェスタ」などの環境イベントの開催をはじめ、施設見学などの「見て・聞いて・感じる」記憶に残る学習や出前講座などを通じて、家庭、地域、職場での環境教育や啓発活動を支援していきます。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
環境館の利用者数	3,253 人	5,000 人	視察者・会議室利用者・一般来館者の年間延べ人数

(4) 推進施策の展開

2-3-1 体験を通じた啓発

【環境館の利用促進】

環境学習施設「環境館」を適切に管理運営するとともに、処理施設の見学やリサイクル体験プログラムの充実による利用者の増加を図ります。また、体験型イベント「エコフェスタ」の開催によるごみの減量化・再資源化の意識啓発を推進します。

2-3-2 情報発信による啓発

【スマートフォンなどを活用した情報発信】

本市におけるごみ処理の現状や3Rの進捗状況、ごみ問題を取り巻く情勢など、循環型社会形成に向けて時宜を得た情報発信を行います。また、ごみ出し日などがスマートフォンで確認できる「ごみの分別につかえるアプリ」の利用拡大を図ります。

2-3-3 環境教育の充実

【しゅうなん出前トーク】

市職員が直接、市民の所にお伺いし、市の施策や事業を説明する「しゅうなん出前トーク」を実施し、ごみの減量や分別方法などのテーマについて、市民と意見交換を行いながら意識啓発を図ります。

2-3-4 地域から発信する啓発

【クリーンリーダーの設置】

地域のごみ問題に対してのリーダー役として活動し、市とともに循環型社会づくりに取り組んでもらう「クリーンリーダー」の設置・育成を進めます。

第3節 生物多様性の保全

3-1. 生物多様性の確保

(1) 現状と課題

地球上の870万種とも推定される多種多様な生命は、その誕生から約40億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応しながら進化しています。この多種多様な生態系は、人類にとって多様な文化を育む源としての価値を持つだけでなく、安全な飲料水や安定した食料の確保など、私たちの暮らしを支える重要な役割を担っています。

本市の海、川、森林、農地には、絶滅危惧種に指定されている「ナベヅル」や「ゴギ」、国蝶である「オオムラサキ」なども生息しており、多くの生物が豊かな自然環境の中で生物相互の関係を築いています。

森林や農地、また水辺の自然は、生産機能だけでなく国土の保全、水源のかん養、生態系の保全、地球温暖化の防止などの多くの機能を有しています。このような自然の持つ多面的な機能は、農林水産業を担う人や地域の力によって支えられていますが、近年の担い手の高齢化や後継者不足などにより、森林や農地の荒廃が進み、動植物の生息・生育環境に影響を与えています。

生物多様性の保全のため、地域の生活環境や里山の維持、また、自然とのふれあいの場の整備などのさらなる施策を進める必要があります。

(2) 目指すべき方向性

豊かな自然を維持するために、生物多様性の重要性を再認識するとともに、「レッドデータブックやまぐち」を活用した情報収集や希少野生植物種の適切な保護のための取組を支援します。

また、市民・関係団体・行政が連携し、特定外来生物などの外来種についての情報収集や県と連携した効果的かつ効率的な防除対策を講じます。

【特定外来生物】



ヌートリア



カミツキガメ

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
特定外来生物の目撃情報件数	24 件	0 件	特定外来生物（ヌートリア等）の目撃情報件数

(4) 推進施策の展開

3-1-1 野生生物の生育・生育環境の把握

【希少野生生物の保護】

絶滅危惧種 I A 類に指定されている「タシロラン」等の育成時期や生息範囲を把握し、適切な保護活動を推進します。

3-1-2 野生生物の保護対策の推進

【ナベヅルの保護】

国の特別天然記念物に指定されているナベヅルの渡来数を増やすため、八代地区におけるねぐらと餌場の整備を継続的に実施します。

3-1-3 飼い主のいない犬や猫による被害の防止

【むやみなエサやり行為の禁止】

県や警察、地域との緊密な連携により、無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、むやみなエサやり行為を禁止し、飼い主のいない犬や猫による被害の防止を図ります。

3-1-4 外来生物の防除対策の推進

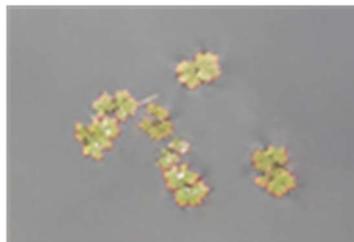
【外来生物の調査及び防除】

外来生物の繁殖による在来種の減少や農作物被害を防ぐため、市内に生息する外来動植物の生息状況を把握し、地域の皆さんと協力し効果的な防除対策を推進します。



西緑地における公園愛護会による清掃活動

西緑地の池に大量発生する
外来生物アズラ（植物）



3-2. 自然環境の保全

(1) 現状と課題

本市は全体面積の約78%を森林で占めています。その中には苗木の植栽や、播種、挿し木などの人の手で更新する人工林と、自然に散布した種子や萌芽により更新する天然林があり、豊富な森林資源は木材資源の供給だけでなく、食糧の供給や治水、景観の維持など、私たちの暮らしになくてはならない多様な機能を有しています。

また本市は、青い海や清らかな川、さらに都市公園の花や樹木の緑など、多くの自然環境に恵まれ、豊かな自然は観光資源にも位置付けられています。

しかし、自然環境は一度失われると再生するまでに膨大な時間と経費がかかります。

そのため、法令等に基づく各種制度を活用した自然環境の保護管理を実施し、貴重な財産として次世代に残す継続的な取組が必要です。

森林や農地、海辺や川辺などの自然環境がいつまでも持続するためにも、環境資源の保全・かん養のための事業や農林水産業の活性化など、幅広い分野の施策の展開とともに、私たちの生活が自然環境と密接に関係していることを踏まえた、将来にわたる地道な取組が求められています。

(2) 目指すべき方向性

優れた自然環境の実態の把握に努め、適切な保護管理を行うとともに、損なわれた森林や川や海を健全な状態に再生し次世代に引き継ぎます。

農林水産業の活性化による森林や農地などの豊かな自然環境の維持のため、魅力ある農村・漁村づくりを目指します。

また、「周南市緑の基本計画」に基づき、身近な緑の確保とともに、自然環境に配慮した公園・緑地等の整備や充実を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
藻場・干潟保全活動団体数	2団体	3団体	藻場・干潟の保全活動を実施する組織

(4) 推進施策の展開

3-2-1 森林の保全

【市有林の保育施業事業】

森林の持つ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、市有林の下刈、間伐、再造林の保育施業を適切に実施します。

また、本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料としての利活用を推進します。

3-2-2 農地の保全

【多面的機能支払交付金事業】

農業や農村振興を通じて、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動への支援などを行い、営農環境の整備とあわせて集落環境の保全に努めます。

3-2-3 海辺などの自然環境の保全

【藻場・干潟保全活動支援、多自然川づくり、身近な緑の保全】

水産資源の保護や培養に重要な役割を果たす藻場・干潟の保全を図るため、耕うんなどの機能保全を行う団体に対し、国、県と連携し支援します。

また、河川全体の健全な自然の営みを視野に、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境の多様な機能を保全・創出するための管理を行います。

さらに、都市公園などの整備や植栽管理を行うとともに、花いっぱい運動をはじめとする各地域の活動を支援します。



多自然川づくり

隅田川（久米地区）環境配慮ブロック護岸改修

3-3 自然とのふれあいの推進

（1）現状と課題

本市は、「大津島」などを含めた島しょ部が「瀬戸内海国立公園」に、「黒岩峡」がある山間部の風景地が「岩城山県立自然公園」にそれぞれ指定されています。

このうち、瀬戸内海国立公園内にある「太華山」は、市を代表する自然の風景地で、多様な生物や貴重な照葉樹林などの自然植生を保全する役割も担っています。山頂の展望台まで続く2つのハイキングコースは、地元愛山会の皆さんによる熱心な維持管理により、景色を楽しみながら山登りができるコースとして人気を集めています。

また、鹿野地区にある「せせらき・豊鹿里パーク」や大津島の「海の郷」では、都市部と中山間部の交流を促進する自然・農業体験交流事業などが行われており、市内6箇所にある市民農園では、合計80区画の貸し出しが可能で、自然とのふれあいと農業に対する理解が深められています。さらに、自然保護との関係が深い、国・県・市が指定する文化財の保存や活用については、指定・登録文化財や未指定文化財に対する保護活動が継続されるとともに、文化財の保護に寄与する自然環境の保全や歴史・文化を通じた郷土愛を育む活動が続けられています。



黒岩峡

(2) 目指すべき方向性

人と自然とのふれあいの場の提供や機会の確保を充実させるとともに、市民による自然を守り育てる活動を支援します。また、豊かな自然が残る風景地の保全や、文化財の保護活動の重要性の周知を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
市民農園の利用率	82.6%	100%	利用区画数 / 貸出可能区画数

(4) 推進施策の展開

3-3-1 自然環境の活用

【都市農山漁村交流事業】

ルーラル 315・376 フェスタなどのイベント開催を通じ、都市と農村の交流を促進し、市民の農業や農山漁村に対する理解を深めます。

3-3-2 自然とのふれあいの場の整備や活用

【動物ふれあいプログラム】

徳山動物園の「動物ふれあいプログラム」などにより、小動物と触れ合う体験を通じ、命の大切さや、動物と自然への関心と自然と親しむ感性を高めます。



徳山動物園の野鳥観察所（平成 29 年度オープン）

第4節 人づくり・地域づくりの推進

4-1. 環境教育・学習の推進

(1) 現状と課題

環境問題の多くは、私たちが普段何気なく使用するエネルギーの多用や、化石燃料などの限りある資源を浪費する人類の営みが、その要因の一つになっていると言われています。

特に、産業革命以降の急速な経済発展により、私たちの日常生活や事業活動などが与える環境への負荷が増大していることから、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境問題に主体的に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。

そのため、自分たちを取り巻く環境を見つめ直し、環境問題の本質や実践方法を、自ら考え、行動できる人材育成のための教育や環境学習の機会の提供が不可欠となっています。

本市では、市の施策や事業を市職員が分かりやすく説明し、市政への関心と理解を深めてもらう「しゅうなん出前トーク」をはじめ、自然体験プログラムや環境学習会などの機会を提供しています。また、各地域で実施されている「自治会清掃」や「花いっぱい運動」などの環境保全意識の高い地域づくりに向けた支援も行っています。

(2) 目指すべき方向性

市民の環境保全活動や環境学習を支援するため、自然環境の現状や環境保護の取組をはじめ、環境保全に関する活動の情報を提供します。

また、国連が提唱する「持続可能な開発のための教育（E S D）」の理念を踏まえ、自然との共生の哲学を活かした人間性豊かな人づくりにつながる環境教育の取組を一層充実させます。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
しゅうなん出前トークの利用者数	1,085人	1,200人	環境関連をテーマにした受講人数

(4) 推進施策の展開

4-1-1 環境教育・学習の基盤整備

【水素学習室等を活用した環境学習】

本市の地域資源である、コンビナート企業から副生する水素に関する取組などを学べる水素学習室や水素ステーション等を活用し、エネルギーや環境保全について学ぶ機会を提供します。

4-1-2 環境教育・学習の拡充

【しゅうなん出前トーク】

「水素を活用したまちづくり」や「ごみの分け方・出し方」、「周南市エコすごろく」などの環境関連のテーマに基づいた講座や意見交換会などの講習会を開催します。

【やまぐちエコリーダースクールの認証】

環境保全に対する正しい理解を深め、主体的に行動できる児童・生徒を育成する学校を山口県が認証する「やまぐちエコリーダースクール」への登録を推奨します。

【樹木観察会】

西緑地の樹木見本林や万葉の森の樹木群を活用し、自然とふれあい環境について学ぶ「樹木観察会」を開催します。

【ツルの里案内人】

特定非営利活動法人「ナベヅル環境保護協会」では、地域住民を中心としたボランティアガイド「ツルの里案内人」によるツルの生態解説などの活動を支援します。

【エコツアーリズム】

地域資源や観光資源を活用し、自然環境や歴史文化を巡りながら地域固有の魅力を伝える体験型ツアーとして、ボランティアガイドの会などが実施する自然散策などの定期的なウォーキングツアーを支援します。

【徳山動物園インタープリテーションプログラム「T-ZIP」の開発】

動物園で環境学習を進める効果的な方法として、動物についての解説に環境学習の視点を取り入れた体験的な学習プログラム「T-ZIP」を開発し、動物園職員とボランティアが協力して実施していきます。

【大田原自然の家】

豊かな自然に囲まれて様々な自然体験ができる大田原自然の家では、集団宿泊活動などを通じて、素朴な田舎体験や自然とのふれあいを楽しむ催しを実施します。

【キッズ・エコチャレンジ】

小学校4年生から6年生を対象に、夏休み期間中、温暖化防止対策について自分たちができることを考え行動し応募シートにまとめ提出、その取組内容や努力を表彰することにより、環境問題に自ら取り組む習慣を育みます。

【ごみ処理施設見学バスツアー】

家庭ごみのゆくえと処理過程を学ぶバスツアーを催行し、ごみ処理施設の見学やリサイクルの仕組みを理解することで、循環型社会への意識の醸成を図ります。

【水の教室】

小学校4年生とその保護者を対象に、地球規模で行われている水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習する「水の教室」を開催します。

【水辺の教室】

水生生物の確認状況から水質階級を判定する「水辺の教室」を市内2河川で開催し、水生昆虫の生息状況や水質保全の重要性を親子で学ぶ事業を実施します。

【環境関連イベントの開催】

本市ではホタル観賞、星空観望会、清掃活動、地産地消推進、リサイクル推進などの環境に関連するイベントを毎年多く開催し、環境保全への関心を高めます。

●主な環境関連イベント ※平成30年度に実施したものです。詳細は関係課へお尋ねください。

開催時期	イベント名／内容	関係課
通年（H30.4～ H31.3）	大田原自然の家イベント	生涯学習課
	豊鹿里パークのイベント	(鹿)産業土木課
H30年4月1日	城下町徳山の桜のトンネルを歩こう	観光交流課
4月1日～30日	大道理芝桜まつり	向道支所
4月4日	弾正糸桜と山野草めぐり	観光交流課
4月7日	SAKURAアーチフェスタ (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
4月29日	榎浜干潟フェスティバル	榎浜市民センター
H30年4月～9月	星空観望会	コアプラザかの
5月3日、4日	永源山公園つつじ祭り	公園花とみどり課
5月19日	西緑地樹木観察会	公園花とみどり課
6月	水の教室	上下水道局総務課
6月2日	第27回トワイライトフェスティバル	和田市民センター
6月7日、8日	ほたる観賞の夕べ	向道支所
6月9日	長穂ほたる祭り	長穂市民センター

●主な環境関連イベント ※平成30年度に実施したものです。詳細は関係課へお尋ねください。

開催時期	イベント名／内容	関係課
6月9日	ほたるのタペコンサート	(鹿)産業土木課
6月13日	ささゆり・紫陽花めぐり	観光交流課
6月16日	大潮ほたる祭り(ホタル観賞、バザーなど)	(鹿)産業土木課
6月16日	京都大学フィールド科学教育研究センター・周南市連携講座(17回) (講義「川の中の話」、試験地見学)	公園花とみどり課
7月27日	森と湖に親しむ集い	(新)地域政策課 ※
8月1日	親と子の水辺の教室	(熊)市民福祉課 熊毛環境衛生推進協議会
8月6日	第11回周南市エコフェスタ	リサイクル推進課
9月17、18日	やまぐち水素エネルギー展 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
10月7日	ツルのねぐら整備ボランティア	生涯学習課
10月14日	永源山公園ゆめ風車まつり	公園花とみどり課
10月20日	京都大学フィールド科学教育研究センター・周南市連携講座(18回) (講演「川魚から考える森里海」、西緑地の見学)	公園花とみどり課
10月28日	周南みなとまつり (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
10月28日	周南こどもゆめまつり	(熊)地域政策課
10月31日	永源山公園「ゆめ風車」チューリップ満開作戦	公園花とみどり課
11月9日	まちと森と水の交流会	農林課
11月3日	しゃくなげ植樹祭	(鹿)産業土木課
11月3日	しゅうニャンフェス (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月3日、4日	周南ふるさとふれあい物産展 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月10、11日	ルーラル315・376フェスタ	農林課
11月7日	長野山と漢陽寺の紅葉散策	観光交流課
11月18日	総合防災訓練 (燃料電池自動車及び外部給電デモ展示)	(商工振興課)
11月25日	くまげ鶴の里ウオーク大会	(熊)地域政策課
12月9日	周南ゆめ物語 (燃料電池自動車展示)	(商工振興課)
H31年2月3日	第12回周南市エコフェスタ	リサイクル推進課

(新)：新南陽総合支所、(熊)：熊毛総合支所、(鹿)：鹿野総合支所

※令和元年5月～：観光交流課

4-2. 地域住民、団体などと連携した環境保全活動

(1) 現状と課題

環境施策を継続的に展開していくためには、市民・企業・環境保護団体などの地域を構成するあらゆる主体が、環境に関する自らの責任を自覚し、環境対策に取り組むことで私たちの生活や事業活動、さらには企業や団体の運営に大きなメリットがあり、逆に、環境対策を怠った場合に生じるリスクを忘れないことが重要です。

本市には、自治会や地域コミュニティ組織をはじめ、コンビナート企業、商店・事業所、環境保全団体など、環境保全に取り組む多くの組織が存在します。この多様な主体の組織が連携しパートナーシップを図ることが、将来の大きな「地域力」の推進につながっていきます。

現在、自治会や事業所で実施されている清掃活動や資源回収などの取組、また、公園などをボランティアの皆さんの善意できれいにする美化活動など、きれいなまちを維持する活動が積極的に展開されています。

このような地域の力や風土を継続していくため本市では、「環境清掃里親制度」の登録団体や「公園愛護会」などへの支援、また、企業と地域の対話による相互理解により共に環境保全活動に取り組む「地域対話」の開催支援、さらに、周南冬のツリーまつりの会場周辺をきれいにする「冬の一斉清掃」の実施など、地域住民と企業・団体などが連携した取組を推進しています。

(2) 目指すべき方向性

環境問題をはじめとする地域の問題解決に向けて、自治会や事業所、環境関連団体などの関係組織が共に連携し、円滑な環境保全活動が継続するように、ニーズに応じた情報提供やきめ細かな支援などによる地域コミュニティの活性化を目指します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	49,541 人	55,000 人	ボランティア清掃や大規模なイベントに合わせた清掃活動参加者の年間延べ人数

(4) 推進施策の展開

4-2-1 地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進

【環境アドバイザーなどへの登録】

各地域で行われる学習会や講演会をはじめ環境体験学習や工作教室などに派遣できる、山口県が認定の「環境アドバイザー」及び「環境パートナー」の登録や活動についての情報を発信します。

【こどもエコクラブの活動促進】

環境省が進める子供向け環境学習プログラムを紹介し、学校などに配付された教材や資料を使い、楽しみながらする環境学習や環境保全活動のための事業を紹介します。

【環境清掃里親制度】

道路や公園を「子ども」に見立て、地域の皆さんが親代わりとなり、地域の公共施設のお世話をしていただくボランティア団体やグループの活性化を図ります。

【公園愛護会】

公園が市民の憩いの場や楽しい遊び場となるように、清掃活動や子供たちの見守り活動を行う団体を支援する制度で、設立に向けての相談などに応じます。

【景観法に基づく届出による維持活動】

景観に対する意識や関心の高揚を図り、良好な景観の形成を維持・推進していくため、景観法に基づく届出制度による地域と周辺環境との調和を図ります。

【地域対話による社会貢献】

企業と地域が対話を通じて相互理解を図り、地域住民の安心安全を第一に環境保全活動に取り組むための対話集会に向けた支援を行います。

4-2-2 ごみのないきれいなまちづくりの推進**【冬の一斉清掃】**

市民・学生・事業者・周辺住民が力を合わせ、周南冬のツリーまつりの集中イベント会場周辺を清掃する「冬の一斉清掃」を毎年実施し、来場者へのおもてなしときれいなまちづくりのイメージアップを図ります。

【空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為の禁止】

平成23(2011)年に施行した「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」により、空き缶などのポイ捨ての禁止や飼犬のふん害防止などに加え、指定区域内での路上喫煙の禁止を徹底し、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。



啓発看板

第5節 大気・水環境などの保全

5-1. 大気環境の保全

(1) 現状と課題

公害とは事業活動又は人の活動により生じる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動の発生、地盤沈下及び悪臭、いわゆる典型7公害と呼ばれる現象により、人の健康への被害や生活環境に影響が及ぶことを言います。

本市における大気の状態は、降下ばいじん量と有害大気汚染物質（ベンゼン等）は近年、良好な状況にあります。また、県が常時観測している項目のうち二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）と浮遊粒子状物質は一部の地点で、光化学スモッグの一因になる光化学オキシダントはすべての地点で、環境基準を達成していない状況にあります。

そのため本市では、コンビナート企業などからの大気汚染原因物質の排出を抑制するため、環境保全協定に基づく法の上乗せ規制による発生源対策を図るとともに、自動車からの排出ガス対策として、有害物質の排出が少ないエコカーの普及促進やアイドリングストップなどのエコドライブの啓発による排出ガスの低減を図っています。

(2) 目指すべき方向性

良好な大気環境を維持するため、降下ばいじん量などの調査による監視を継続するとともに、法令や環境保全協定に基づく各種の公害防止対策などの徹底により、環境基準の100%達成を目指します。

また、コンビナート企業や事業所に対し、環境保全協定に基づく環境負荷の少ない設備の導入や使用燃料の対策を働きかけます。



降下ばいじん測定器

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
光化学オキシダントの環境基準超過日数	82日／年 (平成29年度)	70日／年	市内2か所の測定局において「昼間の1時間値が0.06ppm」を超えた日数の年間平均値

(4) 推進施策の展開

5-1-1 自動車排出ガス対策の推進

【公用車へのエコカー導入】

電気自動車などをはじめとする低排出ガス認定車の本市への公用車導入について、車両更新時に合わせて計画的かつ積極的に進めます。

5-1-2 事業場の排出ガス対策の推進

【環境保全協定に基づく排出削減】

コンビナート企業や事業場からの排出ガス等については、環境保全協定に基づく細目協定値の設定や市が実施する立入調査、また、企業の自主監視測定による排出ガス等の状況の把握に努めます。

5-1-3 悪臭対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

5-1-4 光化学オキシダント等対策の推進

【大気環境の常時監視】

山口県が常時監視する物質のうち、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)について、測定数値をホームページで公開するとともに、注意報などが発令された際には、しゅうなんメールサービスなどによる速やかな情報提供に努めます。

5-1-5 オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

【フロン類や酸性雨原因物質の排出削減】

オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類が含まれる機器の回収・破壊の支援や酸性雨対策としての事業所、及び自動車排気ガスの低減対策を推進します。

5-2. 水環境の保全

(1) 現状と課題

本市における水環境を調査するため、河川については、環境基準が設定されている市内を流れる5つの河川を県が測定し、市内に環境基準点がある3河川5地点全において、代表的な水質基準である生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を達成しています。その他、中小20河川23地点を市が測定していますが、同様な類型の環境基準との照らし合わせの結果、一部の項目において環境基準値を超過する場合があります。



河川水の採取

また、海域については、徳山湾をA類型、B類型、C類型に分類、県による調査の結果、最も遠海のA類型を除き環境基準の化学的酸素要求量（COD）を満足しています。さらに市内の4湖沼についても県が測定していますが、化学的酸素要求量（COD）はおおむね達成していますが、他の項目では達成が難しい状況にあります。

(2) 目指すべき方向性

源流から清流、支川から本流、河口から海洋、そして水蒸気が降雨となり再び河川や海域にといった健全な水循環を維持するため、公共用水域の状況把握を行うとともに、コンビナート企業や事業場から排出される水質の調査を行います。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
水質の環境基準達成率	(平成 29 年度)		環境基準達成地点数／測定地点数
・海域（COD）	・ 66.7%	・ 100%	
・河川（BOD）	・ 100.0%	・ 100%	
・湖沼（COD）	・ 50.0%	・ 100%	

(4) 推進施策の展開

5-2-1 生活排水対策の推進

【合併処理浄化槽の補助金交付】

公共下水道及び集落排水の処理区域外の地域において、家庭からの生活排水処理のため合併処理浄化槽を設置する人や合併処理浄化槽を適正に管理されている人に対し、その費用の一部を補助します。

5-2-2 事業場の排水対策の推進

【環境保全協定に基づく工場排水対策】

コンビナート企業や事業場の排水処理や水質監視について、環境保全協定に基づき、自主監視や負荷軽減のための設備改善などの助言や指導を行います。

5-3. 騒音・振動の防止

(1) 現状と課題

騒音や振動の問題は、人の感覚に影響を与える感覚公害と呼ばれており、人それぞれ感じ方が違うため、局所的なものから広範囲に及ぶものまで様々な状況があります。

また、基準値を満足していても不快な音や揺れなどが人の健康に影響を与える恐れがあるものの、その発生源や影響範囲が多岐に渡るため、発生源の特定に至らないケースも発生しています。

これまで本市では、自動車が通行する際に発生する騒音や振動を調査しており、自動車騒音については、平成30(2018)年度は市内90区間、対象範囲12,357戸を調査し、環境基準の達成率は約94.5%でした。

また、コンビナート企業や事業場からの騒音や振動の防止対策として、環境保全協定に基づく立入調査を実施し、協定値の遵守状況の確認に努めています。

さらに、一般地域における近隣からの騒音を測定し、環境全般の騒音の状況を確認しており、その結果、最も静穏が求められる住居専用のA地域では、これまで一部未達成の年もありましたが、その他の地域はおおむね環境基準を達成しています。

(2) 目指すべき方向性

自動車騒音対策として、低騒音舗装の整備や交通循環の円滑化などによるスムーズな交通環境の構築に努めます。また、コンビナート企業や事業場が行う事業活動から発生する騒音対策として、法規制や環境保全協定に基づく監視を徹底し、さらに、法規制のない市民生活などからの近隣騒音を防止するため、周辺住民との関係づくりやモラルやマナー向上の啓発を図ります。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値 (基準年度)	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
騒音の環境基準達成率			環境基準達成地点数・戸数(昼夜間とも) / 測定地点数・戸数
・環境騒音(一般地域)	83.3%	100%	
・自動車騒音	94.5%	100%	

(4) 推進施策の展開

5-3-1 自動車の騒音・振動対策の推進

【広域的な自動車騒音・振動調査】

騒音規制法に基づく自動車騒音や、振動規制法に基づく自動車振動の基準達成状況の確認として、自動車騒音については、市内沿線を年次計画的に測定し、測定結果の公表などによるエコドライブの啓発に努めます。

【低騒音型舗装の整備】

自動車の通行音やタイヤの水切り音の低減のため、雨水を舗装面下に浸透させる透水性舗装の施工拡大により、道路沿線の自動車騒音の低減を図ります。

5-3-2 事業場の騒音・振動対策の推進

【環境保全協定に基づく発生源対策】

コンビナート企業や事業場からの騒音や振動の対策について、環境保全協定に基づく設備配置の検討や自主監視測定、さらには立入調査による遵守状況の確認や指導を

行います。

5-3-3 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

【近隣騒音等、その他騒音・振動に対する調査・助言】

事業所や特定建設作業からの騒音・振動対策として、現地確認や発生源調査などによる原因究明と防音・防振対策の指導に努め、不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

5-4. 環境汚染の未然防止

(1) 現状と課題

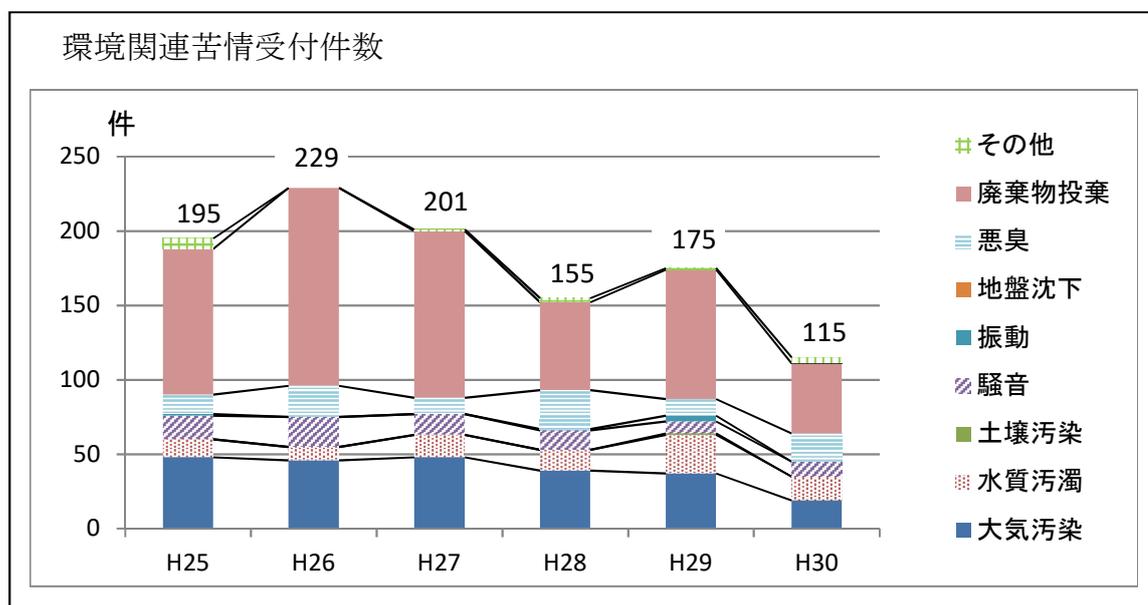
大気汚染や水質汚濁などの公害の発生以外にも、私たちの周辺環境に影響を与える要因として、荒廃地の雑草の繁茂による害虫の大量発生、また、ペットの不適正な飼育による鳴き声の苦情や環境衛生の悪化、また、地域によっては、畑の草などを燃やす野焼きに対する苦情など、暮らしが豊かになっていく反面、身近な環境が悪化する要因の増加が懸念されています。

近年の世界的な環境問題の一つにマイクロプラスチック汚染があります。これは、不法投棄などによるプラスチック廃棄物が、分解・風化などにより微細なマイクロプラスチックとなり、体内に蓄積することで死に至る海洋生物のへい死や、魚類の消化器官にプラスチック成分の残留が確認されるなどの問題です。

市内の海岸に打ち上げられる漂着ごみの中にも廃プラスチックが見受けられます。

これらの漂着ごみや海底ごみを回収し、きれいな海を守る活動がボランティア団体の皆さんにより続けられています。

本市においても、企業との環境保全協定による環境汚染の未然防止や化学物質の適正管理の徹底などを図りながら、市民生活における公害苦情の原因調査や発生源への指導など、法令遵守とモラルやマナー向上のための取組を進めます。



(2) 目指すべき方向性

公害の発生や自然の異変などが進まないために、健全で恵み豊かな環境が私たちの健康で文化的な生活を送るために不可欠であることを再認識し、市民や企業がそれぞれの責務に応じた役割を自主的かつ積極的に果たしていく施策を展開します。

(3) 指標と数値目標

指 標	現状値（基準年度）	目標値	指標の説明
	平成30年度	令和6年度	
環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数	2件	0件	市と企業が結ぶ環境保全協定に基づく細目協定による協定値を超過した項目の件数

(4) 推進施策の展開

5-4-1 環境監視体制の整備

【環境保全協定に基づく発生源対策】

コンビナート企業や事業場からの公害発生の未然防止のため、環境保全協定による規制強化や適正な管理運営のための自主監視測定などによる環境監視体制の強化を図ります。

5-4-2 土壌汚染対策の推進

【土壌汚染対策法に基づく履歴確認】

県が実施する土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の形質変更に伴う申請・許可に際し、当該案件についての土壌汚染等の履歴情報を提供します。

5-4-3 化学物質等の適正管理の推進

【事業所からの化学物質の適正管理】

事業所からの化学物質の適正管理について、P R T R制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）による届出対象物質の排出量及び移動量を把握し、化学物質の適正な管理や排出削減対策に努めます。

■第2次周南市環境基本計画（後期）の進捗管理

第2次周南市環境基本計画（後期）では、市の目指す環境像の実現のため、15の基本施策を掲げており、この基本施策ごとに指標を設け、各事業等の目標を数値化することにより、進捗状況を把握します。

項目（基本施策／指標）			現状値（基準年度）	目標値
			平成30年度	令和6年度
（基本方針）新エネルギーの活用と低炭素社会の実現				
1	新エネルギーの利活用の推進	周南市の水素関連施設等の視察者数	1,000人	1,000人
2	地球温暖化防止対策の推進	市の民生部門（家庭・業務）二酸化炭素排出量	664千t-CO ₂ （平成27年度）	597千t-CO ₂ （令和3年度）
3	環境と経済が好循環する地域づくりの推進	環境保全型農業の取組面積	4,499a	6,500a
（基本方針）循環型社会の形成				
4	ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進	市民一人1日当たりごみ排出量	694g	673g
		リサイクル率	30.7%	35.2%
		最終処分量（埋立量）	3,201t	3,078t
5	効率的な一般廃棄物処理システムの確立	市民一人当たりのごみ処理コスト	11,700円 （平成29年度）	11,500円
6	環境教育・啓発の推進	環境館の利用者数	3,253人	5,000人
（基本方針）生物多様性の保全				
7	生物多様性の確保	特定外来生物の目撃情報件数	24件	0件
8	自然環境の保全	藻場・干潟保全活動団体数	2団体	3団体
9	自然とのふれあいの推進	市民農園の利用率	82.6%	100%

項目（基本施策／指標）			現状値（基準年度）	目標値
			平成30年度	令和6年度
（基本方針）人づくり地域づくりの推進				
10	環境教育・学習の推進	しゅうなん出前トークの利用者数	1,085人	1,200人
11	地域住民、団体などと連携した環境保全活動	ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	49,541人	55,000人
（基本方針）大気・水環境などの保全				
12	大気環境の保全	光化学オキシダントの環境基準超過日数	82日/年 (平成29年度)	70日/年
13	水環境の保全	環境基準 ○水質関係 ・海域（COD） ・河川（BOD） ・湖沼（COD）	(平成29年度) 66.7% 100% 50.0%	100% 100% 100%
14	騒音・振動の防止	達成率 ○騒音関係 ・環境騒音（一般地域） ・自動車騒音	83.3% 94.5%	100% 100%
15	環境汚染の未然防止	環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数	2件	0件

『自然公園』

自然公園は、優れた景観や植物・野鳥などの自然環境を保護し、人々が日常生活を離れて大自然のもとでレクリエーションを楽しめるように、自然公園法又は山口県立自然公園条例によって指定された地域のことです。

山口県は、我が国で最初の国立公園として昭和9(1934)年に指定された「瀬戸内海国立公園」をはじめ、日本最大級のカルスト台地の「秋吉台国定公園」、豪壮な海岸美を有する「北長門海岸国定公園」、寂地峡などから成る山岳地帯の「西中国山地国定公園」のほか、羅漢山、石城山、長門峡、豊田の4つの県立自然公園を有しています。これら8つの自然公園の総面積は42,000haを超え、県土面積の約7%を占めています。

自然公園の種類は次の3種類があります。

- ・国立公園は、我が国を代表する自然の風景地であり、国が指定するものです。
- ・国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地であり、国が指定するものです。
- ・県立自然公園は、県を代表する自然の風景地であり、県が指定するものです。

自然公園は、その風景を保護するために、一定の地域を指定していますが、自然の重要性に応じて特別保護地区、特別地域（第1種・第2種・第3種）、海域公園地区、普通地域に区分し、それぞれの区分ごとに必要な規制が設けてあります。

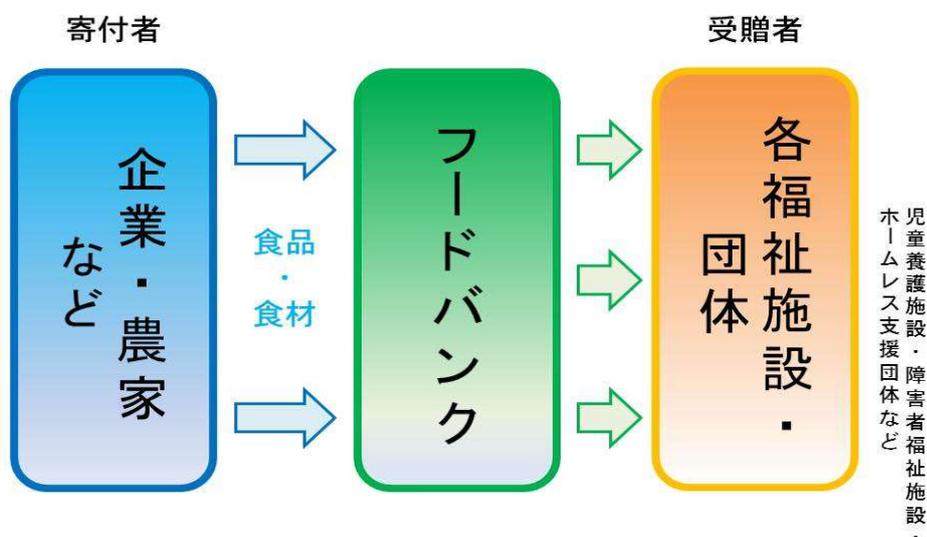
地域区分	地域の概要	手続
特別保護地区	特に厳重に景観の維持を図る必要のある地域	環境大臣又は県知事の許可が必要
第1種特別地域	特別保護地区に準じて風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風景を極力保護することが必要な地域	
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域	
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	
海域公園地区	海中林等の優れた海中景観だけでなく、干潟や海鳥の生息地である岩礁を含む地域などの保全を図る必要がある区域	
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地帯等であって、風景の保護を図る必要のある地域	環境大臣又は県知事への届出が必要

コラム 6

『フードバンク』

フードバンクとは、まだ安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができず処分されてしまう等の食品を企業や家庭などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体などに無償で提供する活動で、食品ロス削減に繋がる取組といえます。

周南市内では、(株)中特ホールディングスが、NPO法人フードバンク山口の周南地区の拠点「フードバンク山口しゅうなんステーション」として活動されています。



出典：農林水産庁ホームページ

第4章 優先的に推進する取組



八代の冬を寄り添って過ごすナベヅル

第4章 優先的に推進する取組

第1節 個別実行計画の考え方

1. 効果的な施策の展開

本計画に掲げる基本施策や各事業を効果的に推進していくためには、事業の実施状況や環境の現状を把握したうえで、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち周南」の実現に向けた適切な進行管理が必要です。

また、多岐に渡る環境問題と他の政策課題との間には、相互に関連する内容も多くあるため、個別に推進するよりは総合的に広い視野を持って進めることが大切ですが同時に、一つの目標を達成することが事業間の相乗効果を高めることも期待できます。

そのため本計画では、15の基本施策ごとに数値目標と成果指標を設定し、具体的な政策目標を掲げ、取り組む施策の方向性や事業の関連付けを分かりやすく示すとともに、事業の検証や問題解決に向けた方策を検討することとしています。

さらに、優先度が高い3つの取組を「個別実行計画（アクションプラン）」として位置づけ計画全体の推進力を高めます。

2. 優先して進める取組の方向性

本計画では、5つの基本方針のもと15の基本施策と44の推進施策に則り、各種事業を展開することで、環境に配慮したまちづくりの実現を目指すこととしています。

これらの施策を円滑に推進し最大の効果を上げるために、環境の現状や国・県の動向などを踏まえたうえで、環境保全への重要性の高い取組を優先して進めるなど、メリハリの効いた計画の推進を図ります。

多面的機能支払交付金事業
(水辺の教室)



3. 個別実行計画（アクションプラン）

環境基本条例に基づき、本計画の効果的な推進を図るための優先的な取組として、地域特性や個別の課題解決に向けた3つの「個別実行計画」（アクションプラン）を次のとおり設定します。

Action 1 『地球温暖化を防止する取組』

【環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築】

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出削減を図るため、自家用車の利用を控えた環境にやさしい交通行動や家庭で実践するエコ活動の普及啓発など、身近なところから取り組む、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築に向けた施策を推進します。

関連施策：「公共交通機関の利用促進」、「おもしろエコ川柳による啓発」、「地産地消の推進」、「水素学習室を活用した情報発信」など

Action 2 『快適な環境を維持する取組』

【飼い主のいない犬や猫による被害の防止】

人と動物が幸せに暮らす社会の実現のため、県や警察、地域との連携により、無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、むやみなエサやりを禁止し、飼い主のいない犬や猫による被害ゼロを目指します。

関連施策：「野犬対策」、「犬・猫不妊去勢手術費補助金」、「ワンワン銀行（飼犬の子犬譲渡会）」など

Action 3 『豊かな自然環境を保全する取組』

【森林や農地、海辺などの自然環境の保全】

本市が有する森林や河川、海辺などの豊かな自然環境を保全するため、農林水産業の振興による農地や森林、海岸などの維持管理、地元地域の皆さんやボランティアによる清掃活動への支援、また、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス材の生産など、自然環境の適正な保全を図ります。

関連施策：「多面的機能支払交付金事業」、「公有林保育事業」、「木質バイオマス材の生産」、「藻場・干潟保全活動支援事業」など

第2節 アクションプランの目標

1. 効果的な施策の展開

個別実行計画（アクションプラン）の評価や検証を行い、効果的に施策を展開するために、次のように評価指標と数値目標を掲げます。

Action 1 『地球温暖化を防止する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
「おもしろエコ川柳」応募者数	374 人	400 人	「おもしろエコ川柳」の応募者数

Action 2 『快適な環境を維持する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
野犬による被害件数	66 件	0 件	市内で発生した野犬による被害件数

Action 3 『豊かな自然を保全する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
多面的機能支払協定面積	813ha	813ha	集落協定面積

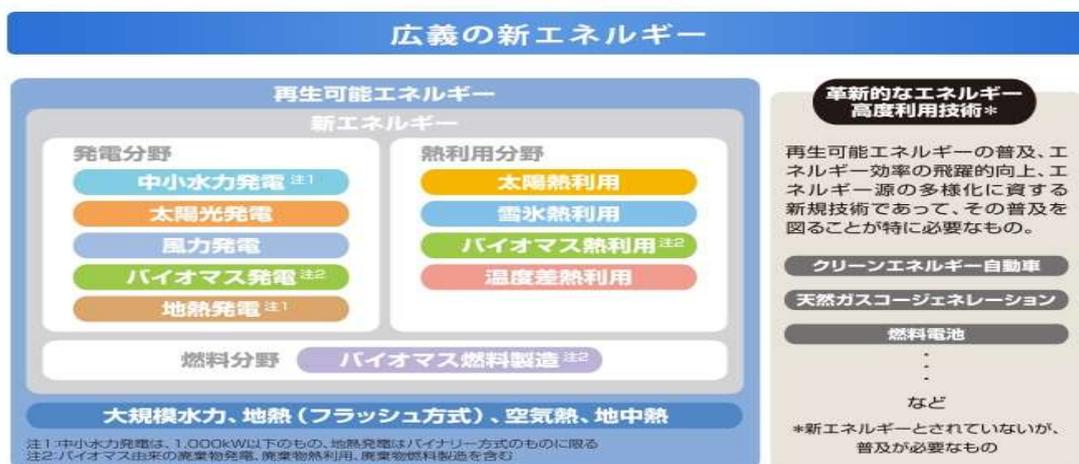
コラム 7

『新エネルギー』

「新エネルギー」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、非化石エネルギーのうち「経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」として、政令で10種類が指定されています。これが狭義の新エネルギーであり、現在、国の政策として、特に推進すべきものとされています。

この狭義の新エネルギーに大規模水力等を加えた「再生可能エネルギー」と、再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新技術であって、その普及を図ることが特に必要なものに分類される燃料電池、クリーンエネルギー自動車などの「革新的なエネルギー高度利用技術」の両者を併せたものが広義の新エネルギーとして位置づけられています。

種 類	概 要
太陽光発電	太陽の光が持つエネルギーを、太陽電池で直接電気に変えます。
風力発電	風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起します。
バイオマス発電	動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源として電気や熱をつくります。
バイオマス熱利用	
中小規模水力発電	農業用水路や小さな河川を利用する、出力が1,000kW以下の水力発電です。
地熱発電（バイナリー方式に限る。）	地下に蓄えられて地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを屋根の上などに置いた周熱器で集めて、給湯や冷暖房に利用します。
雪氷熱利用	雪や氷の冷熱エネルギーを「冷房」や「冷蔵」に利用します。
温度差熱利用	海水や河川水が持つ「温度差エネルギー」を、ヒートポンプを使って利用します。
バイオマス燃料製造	バイオマスを加工し、さまざまな燃料として利用します。 (例) 木くずや廃材からチップやペレット、さとうきびやとうもろこしからメタノール、家畜のふん尿からメタンガスなど



出典：資源エネルギー庁

(出典：一般財団法人 新エネルギー財団 ホームページ)

『低炭素水素サプライチェーン』

水素は利用時に二酸化炭素を排出せず、燃料電池等を活用することで、高率的に電気・熱を取り出すことが可能であるため、温暖化対策上も重要なエネルギー源です。特に、水素の製造段階でも再生可能エネルギー等を活用することで、製造から利用までのトータルで、より低炭素なエネルギー源となります。

水素を身近なエネルギーとして活用する「水素社会」の実現と、それによる温室効果ガスの大幅削減に向けて、燃料電池自動車・燃料電池フォークリフト・水素発電等の様々な水素利用の取組が国内外で行われています。

水素社会の実現のイメージ



(出典：環境省 ホームページ)

第5章 計画の総合的な推進



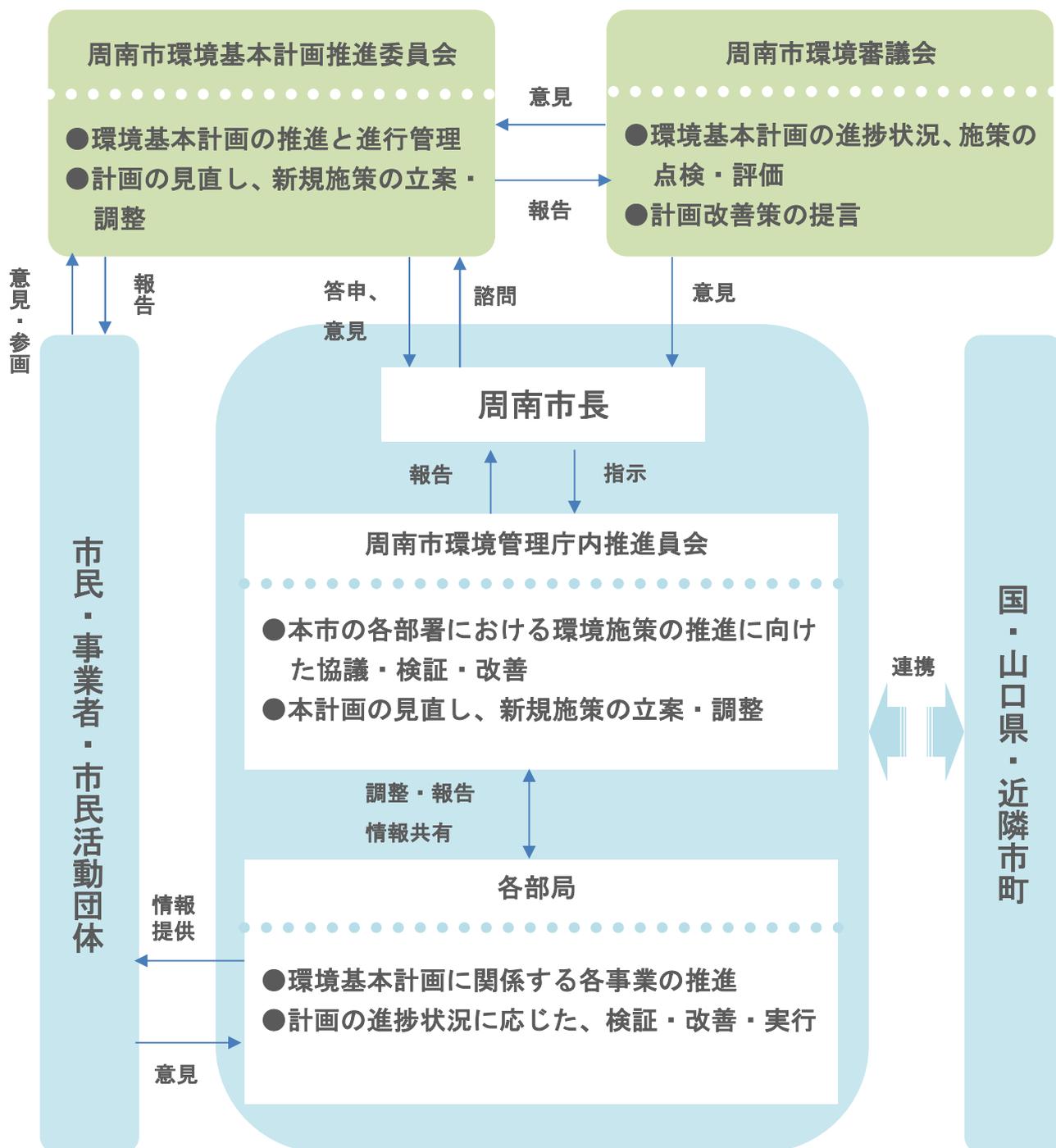
上空から市街地を望む

第5章 計画の総合的な推進

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画の推進体制を下図のように整備し、それぞれの主体や組織の積極的かつ円滑な取組が継続するように組織間の連携や協力を図ります。



2. 市民・事業者・市民団体・行政の連携

環境問題の解決や本市が掲げる環境像を実現するためには、市民・事業者・市民団体・行政の社会経済活動の担い手である各主体が、それぞれの役割や責任を自覚し、協力しながら、本計画に掲げる施策をはじめとする環境保全の様々な施策に取り組む行動力が求められます。

そのため、市民・事業者・市民団体・行政がそれぞれ担う役割を自ら考え、認識し、お互いの力を合わせる意識が大切です。

環境保全活動に終わりはありません。先人から受け継いだ豊かな自然や快適な環境を次世代に引き渡すためにも、私たち一人ひとりができることから取り組み、連携し、大きな力を生み出すことで、持続可能な環境保全社会である本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち周南」の実現が図られます。

3. 各主体の役割

主体	主な役割
市民	<p>市民は、自らが生活排水による水質汚濁や過度のマイカー利用による交通公害の発生、電気・燃料消費による温室効果ガスの排出、資源の浪費によるごみの大量廃棄など、環境への負荷の発生源者であることを自覚し、日常生活における環境配慮や自然環境の適正な保全に努め、市の施策に協力することや地域での環境保全活動への参加が求められます。</p> <p>取組の例【公共交通機関の利用】 【ごみの分別による廃棄物減量】</p>
事業者	<p>事業者は、現在の「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」型の社会構造の脆弱性を認識し、事業活動に伴って生じる公害の防止や環境負荷の低減に努め、自然環境を適正に保全することが求められます。</p> <p>このため、従業員への環境教育や環境配慮型の技術開発、また、行政や地域における環境保全活動へ積極的な参加が必要です。</p> <p>取組の例【ゼロエミッション活動】 【ノーマイカー運動への参加】</p>
市民活動団体	<p>市民や事業者の皆さんで組織され、環境美化活動やリサイクル活動を実施される市民活動団体は、規制の枠に捉われない独自の活動が可能です。そのため、地域に即した問題解決に向けて組織力の高い取組が求められます。</p> <p>取組の例【希少野生生物の保護活動】 【資源回収活動】</p>
行政	<p>本市の役割と責任は、本計画の実現に向けた環境保全全般に関する施策を総合的かつ計画的に推進することです。</p> <p>そのための施策として、各主体が円滑に環境保全活動を実施できる制度設計や環境情報の提供、また、環境教育の支援などの環境保全の基盤づくりを推進します。</p> <p>取組の例【環境関連産業の創出】 【一般廃棄物処理システムの適正化】</p>

第2節 計画の進行管理

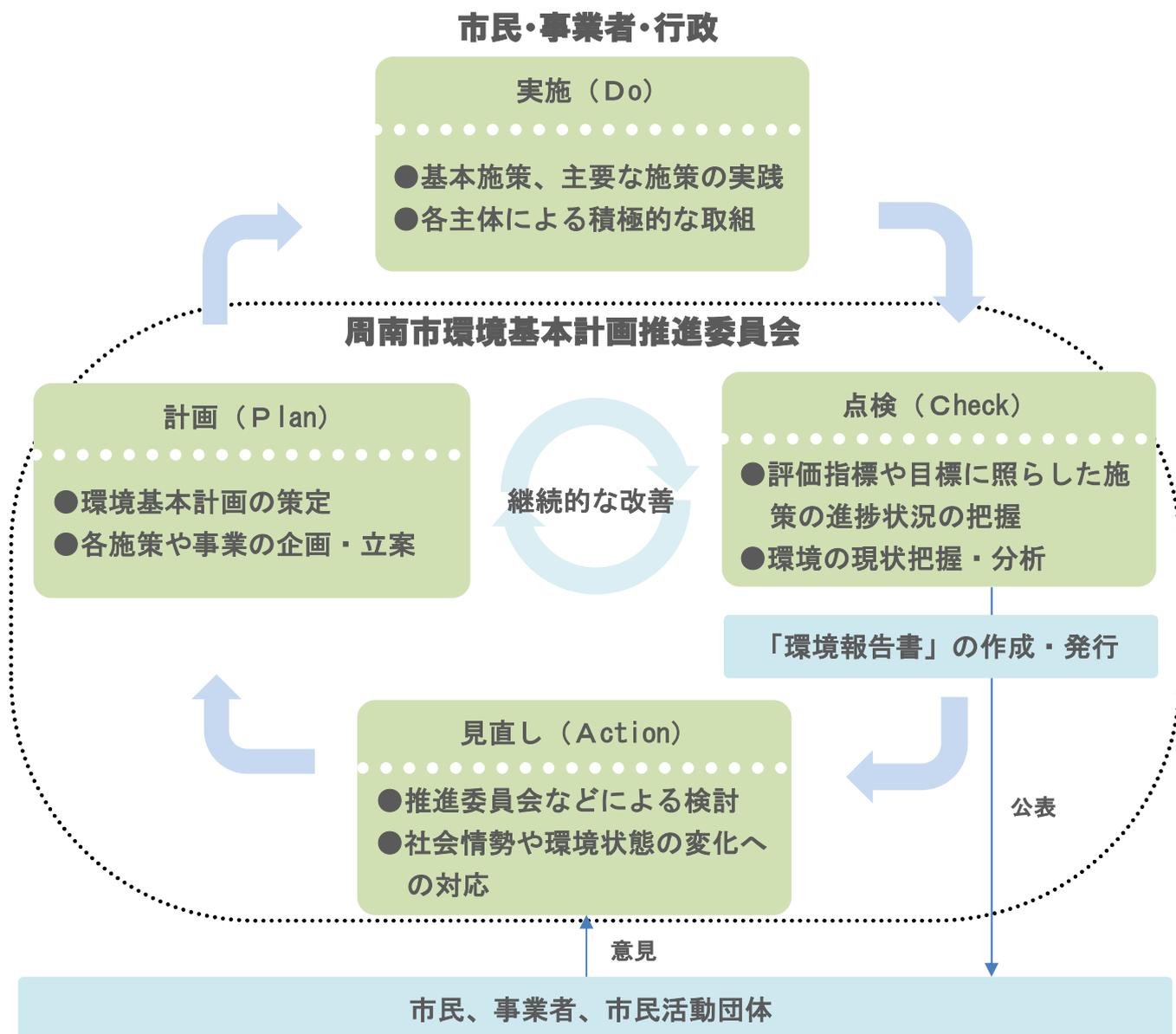
1. 適切な進行管理の考え方

本計画に掲げる主要な施策や実施事業を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の課題や環境の状態把握はもちろん、計画の適切な進行管理が必要です。

そのため、本計画の進捗状況や成果、また改善点などを継続的に協議・検討する「周南市環境基本計画推進委員会」において逐次、計画推進の点検や見直しをすることとしています。

さらに、本市の環境保全の現状や計画の進捗状況を毎年度「環境報告書」にまとめ、冊子の発行や市ホームページなどを通じ、市民への周知を図ります。

2. 進行管理のマネジメント



コラム 9

『特定外来生物』

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

平成 30(2018)年 4 月 1 日現在、148 種類（哺乳類 25 種類、鳥類 7 種類、爬虫類 21 種類、両生類 15 種類、魚類 26 種類、昆虫類 21 種類、甲殻類 5 種類、クモ・サソリ類 7 種類、軟体動物等 5 種類、植物 16 種類）が指定されています。



外来生物法の目的（環境省ホームページ）



アライグマ



オオクチバス



ヒアリ



セアカゴケグモ

(写真：環境省提供)

『ESD』

ESDは Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

（ESDの実施に必要な二つの観点）

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

そのため、環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

（ESDの目標）

- 全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと



（出典：文部科学省 ホームページ）

資料編

「周南市の環境」に関するアンケート結果

前期環境基本計画の検証と環境保全に関する意識調査のため、市民、事業者、市民団体、小・中学生、教員を対象にした「周南市の環境」に関するアンケートを実施しました。

(1) 市民アンケート（企画課実施）

①調査概要（対象・実施方法）

平成 30(2018)年 8 月 1 日現在、市内に在住する 18 歳以上の方の中から、3,000 人を無作為に抽出し、無記名によるアンケート調査を行いました。

（調査票は郵送で配布・回収）

②実施期間

平成 30(2018)年 9 月 18 日（火）～10 月 12 日（金）

③アンケート配付・回収状況

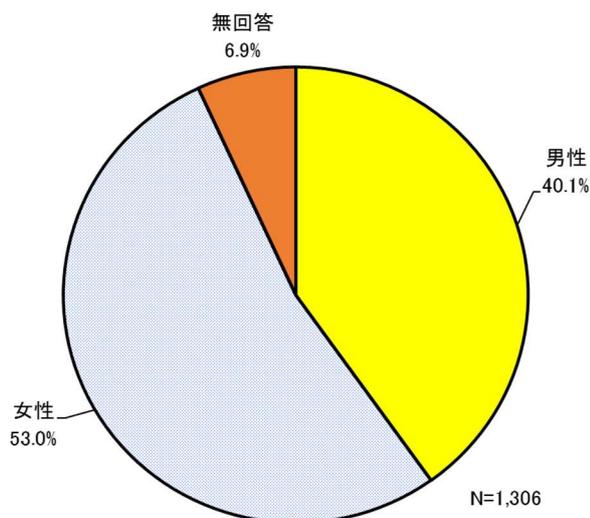
回答数は 1,306 件、回答率は 43.5%で、5 年前の前回調査（43.8%）を 0.3 ポイント下回っています。

【アンケート調査結果とりまとめの注意点】

- ・ 無回答や端数処理により、各項目の合計が一致しない場合があります。
- ・ 複数回答の質問では、回答比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 数表や図表中の「-」は、該当する選択肢の回答がないことを示します。
- ・ 数表や図表はコメントを省略している場合があります。

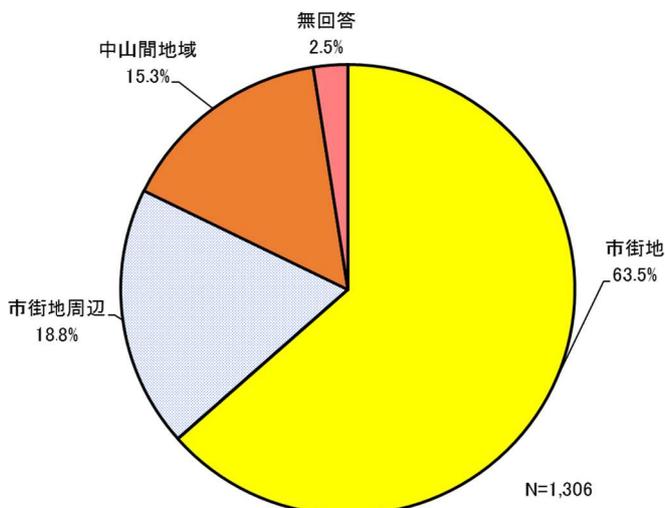
④調査結果

●性別



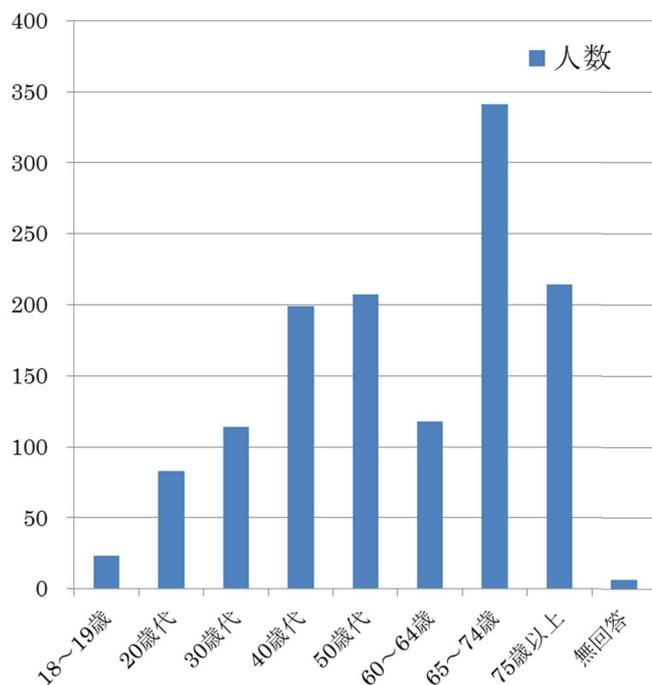
「性別」は男性が 40.1%、女性が 53.0%でした。

●居住地



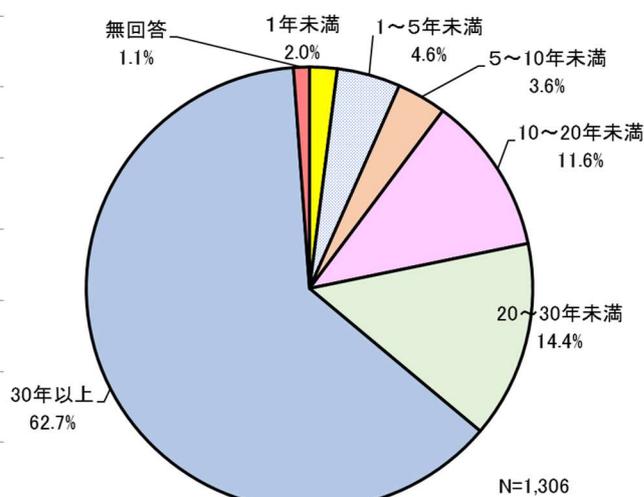
「居住地」は市街地が 63.5%で最も多い結果でした。

●年齢



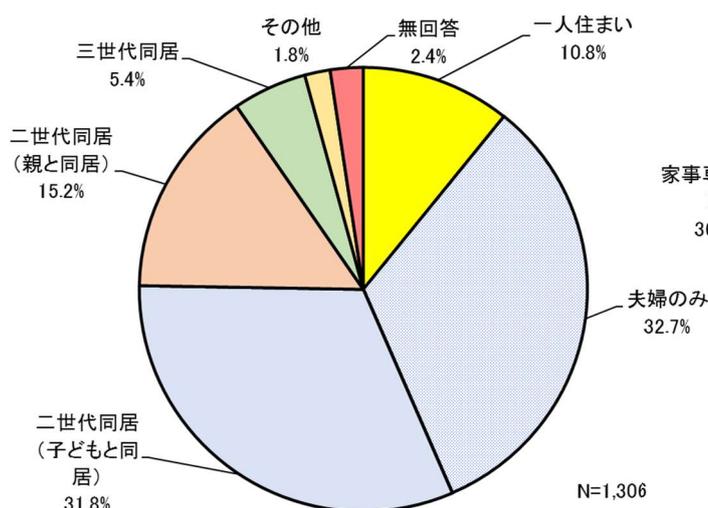
回答いただいた方の「年齢」は65～74歳が最も多く、次いで多かったのが75歳以上の回答でした。

●居住年数



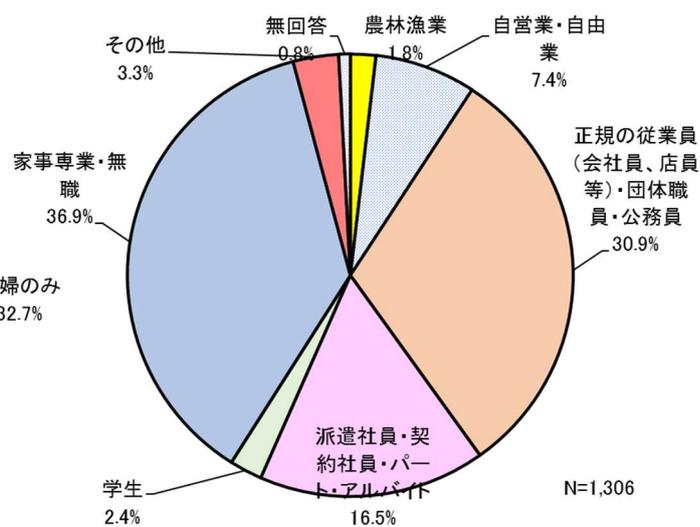
「居住年数」は30年以上が最も多く62.7%、次いで20～30年未満が14.4%でした。

●家族構成



「家族構成」は夫婦のみが32.7%で最も多く、次いで二世世代同居(子どもと同居)が31.8%でした。

●職業



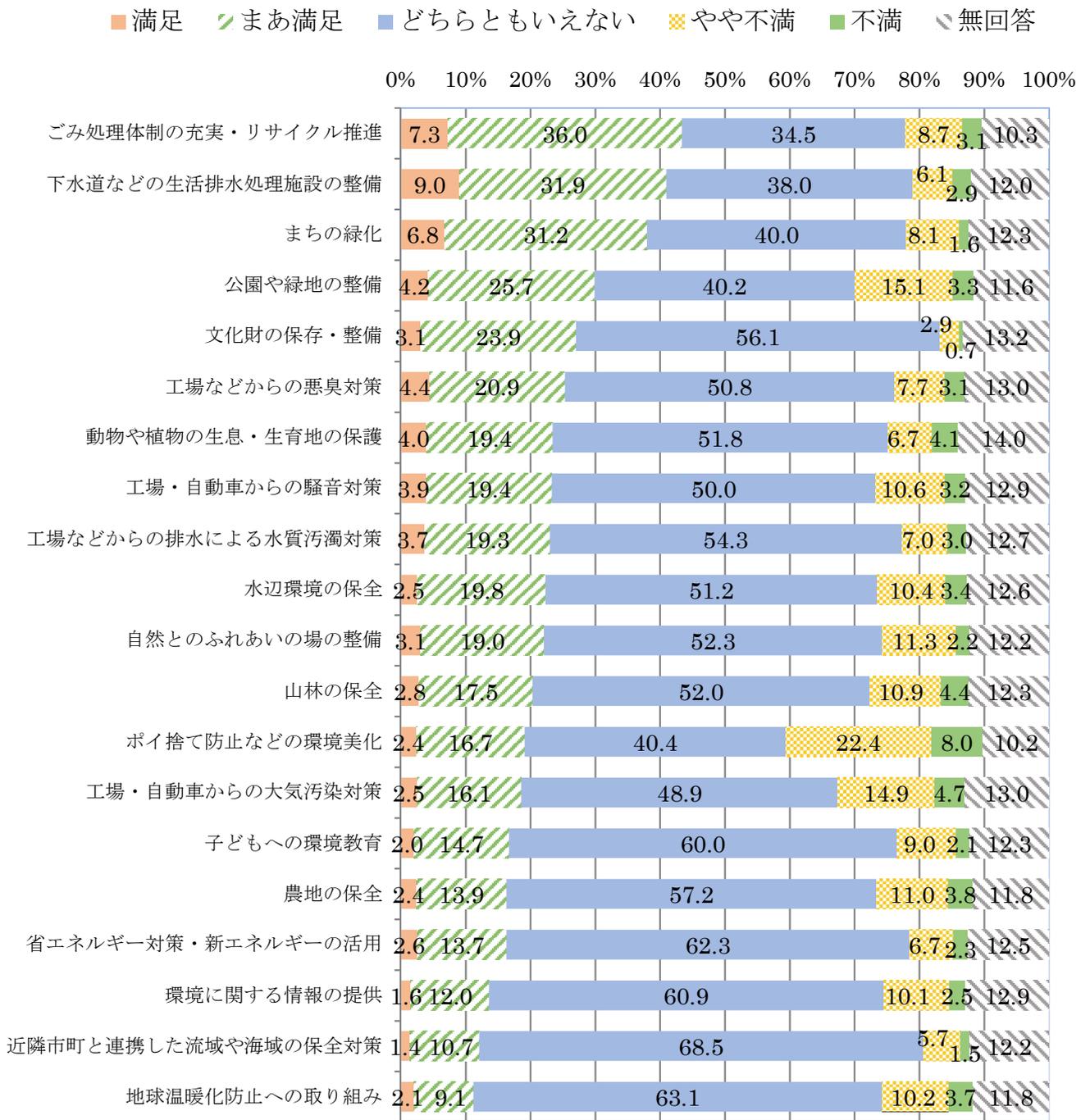
「職業」は家事専業・無職が36.9%で最も多く、次いで正規の従業員等の30.9%でした。

問 1. 環境保全対策の満足度について

【設問】あなたが住んでいる地区の環境保全対策について、どの程度満足されていますか。

【考察】

家の周りの環境についての満足度を聞いたところ「満足」と「まあ満足」の割合が高いのは、「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（43.3%）」が最も高く、逆に最も低いのが「地球温暖化防止への取り組み（11.2%）」でした。身近な環境保全対策には満足できるが、地球温暖化防止や省エネルギー・新エネルギー問題への対策については満足していないことがうかがえます。



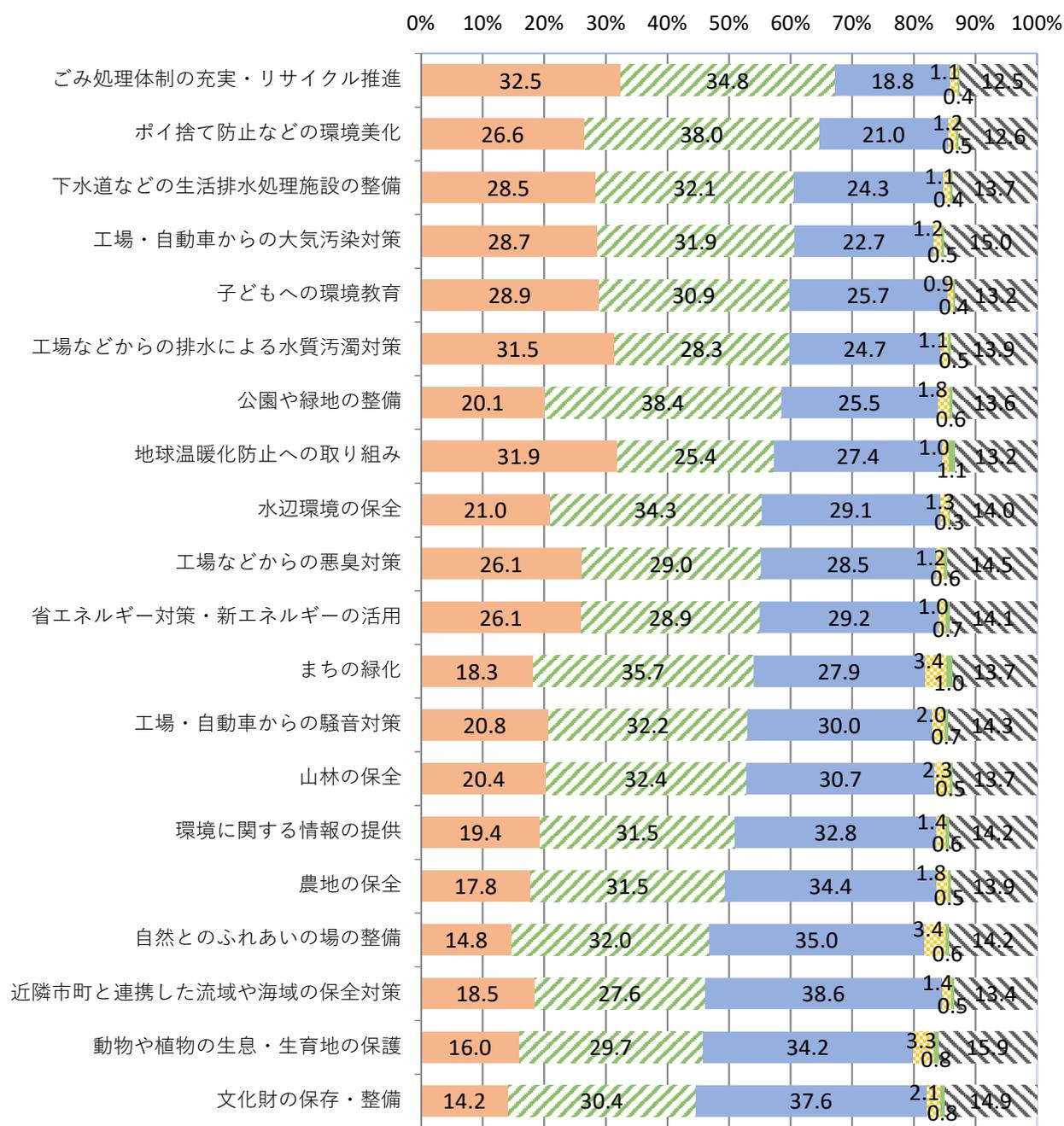
問 2. 将来を見据えた重要度について

【設問】市の将来を見据えた環境保全対策として、次の対策はどの程度重要だと思いますか。

【考察】

市の将来を見据えた重要な環境保全対策を聞いたところ「重要」と「やや重要」の割合が最も多いのは「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（67.3%）」で、次いで「ポイ捨て防止などの環境美化（64.6%）」でした。逆に最も低いのが「文化財の保存・整備（44.6%）」でした。満足度が低かった「地球温暖化防止への取り組み」の重要度が上がっていることが分かります。

■重要 ▲やや重要 ■どちらともいえない ✦あまり重要ではない ■重要ではない ◻無回答

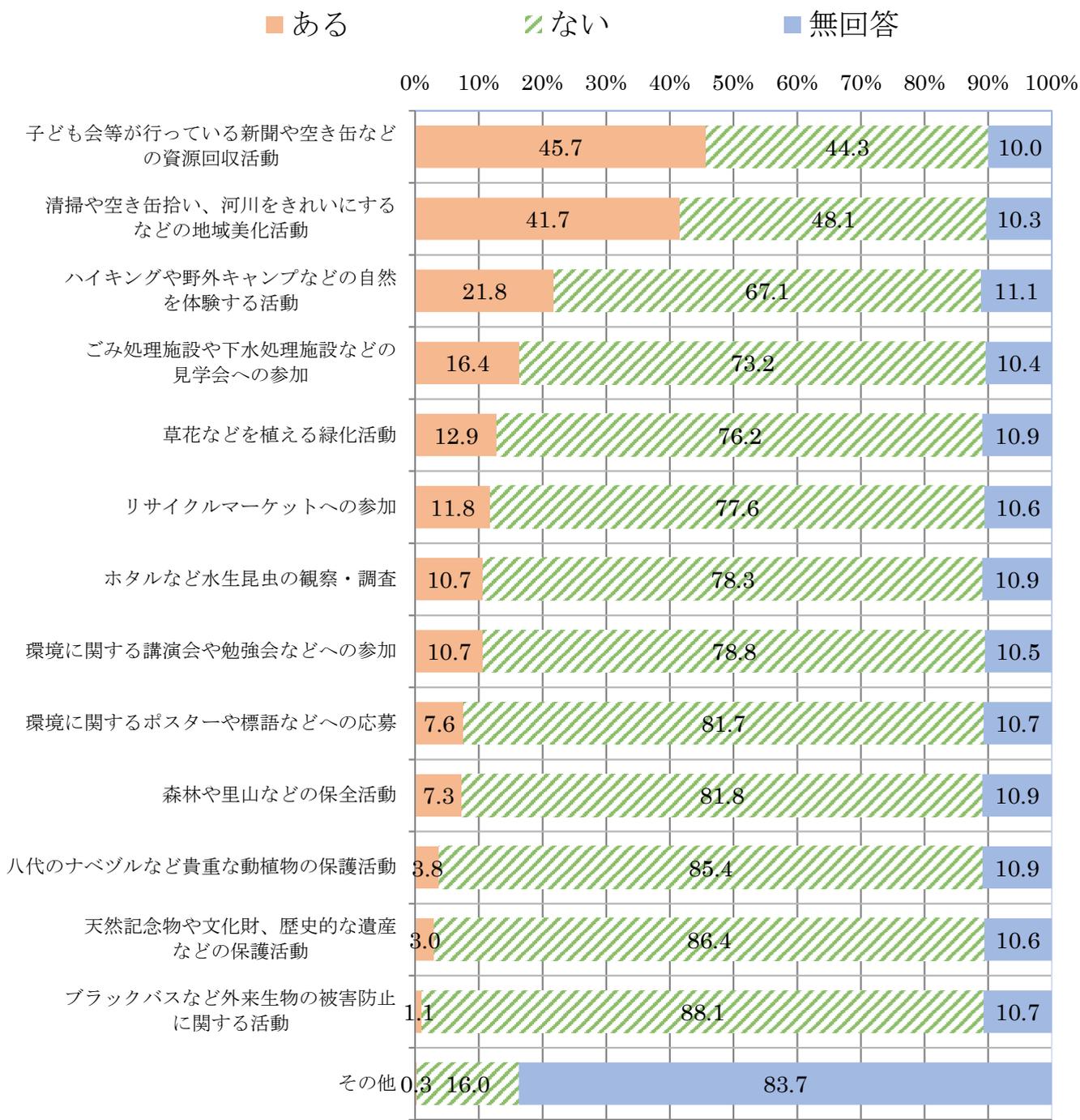


問 3. 参加経験のある環境保全活動について

【設問】あなたが参加した経験のある環境保全活動は、次のうちどれですか。

【考察】

参加経験のある環境保全活動で最も多いのは「子ども会等が行っている新聞や空き缶などの資源回収活動（45.7%）」で、逆に最も少ないのが「ブラックバスなど外来生物の被害防止に関する活動（1.1%）」でした。自治会や子ども会等の地域活動への参加が多いことが分かります。



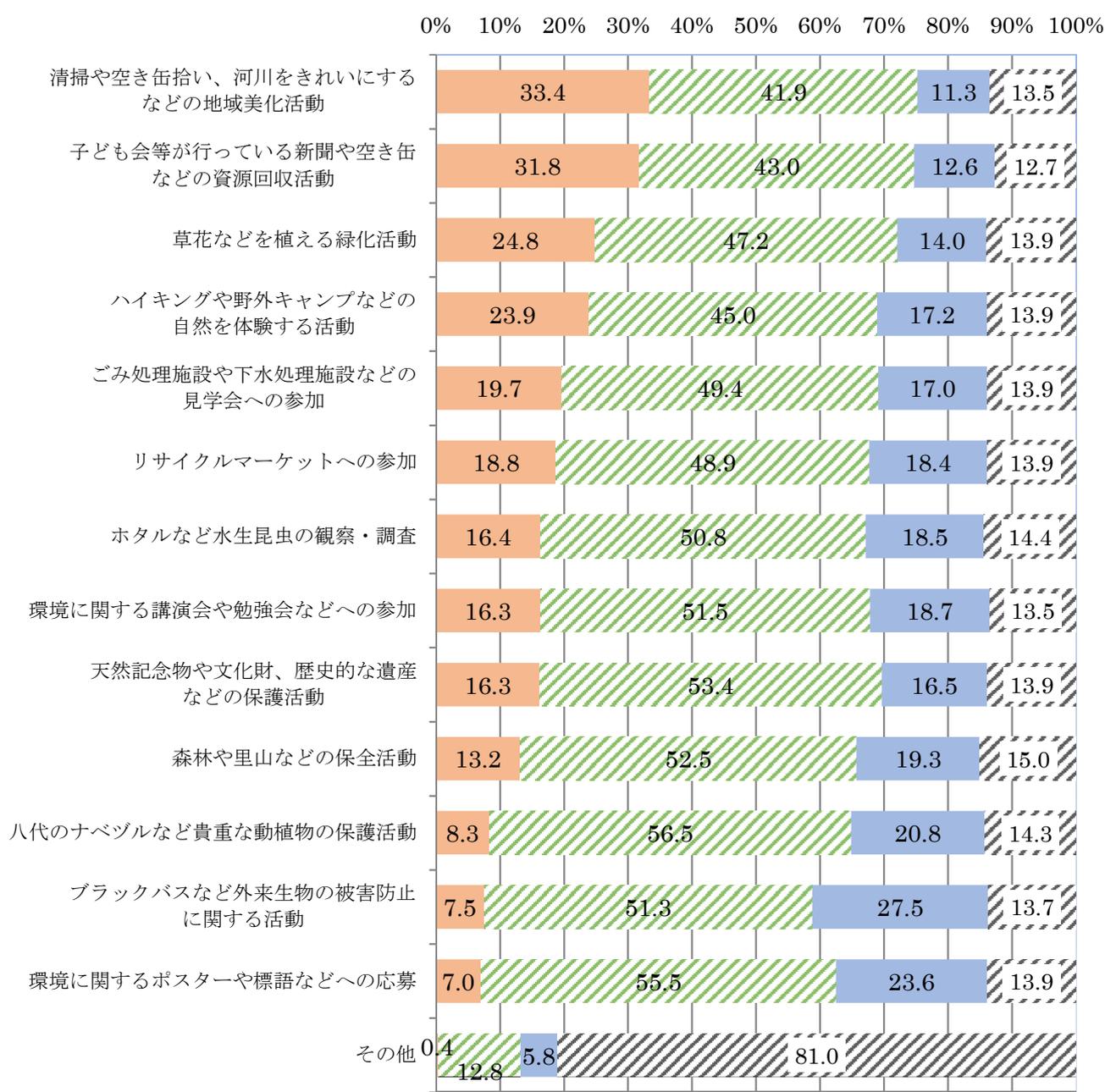
問 4. 今後参加したい環境保全活動について

【設問】あなたが今後参加したい環境保全活動は、次のうちどれですか。

【考察】

今後、参加したい環境保全活動で最も多いのは「清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動（33.4%）」、次いで「子ども会等が行っている新聞や空き缶などの資源回収活動（31.8%）」の順でした。逆に最も少ないのが「環境に関するポスターや標語などへの応募（7.0%）」でした。

■ 参加したい ▨ 余り参加したいと思わない ■ 参加したくない ▨ 無回答

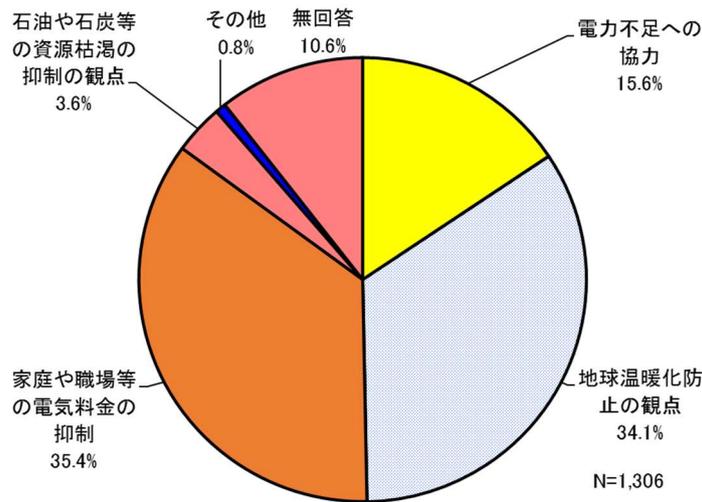


問 5. 節電に取り組む際の動機について

【設問】あなたが節電に取り組む際の動機として重視することは何ですか。

【考察】

節電に取り組む際の動機で高いのは「家庭や職場等の電気料金の抑制（35.4%）」が最も高く、次いで「地球温暖化防止の観点（34.1%）」の順でした。光熱水費のコスト削減が動機づけとなっているとかがえます。最も少ないのは「石油や石炭等の資源枯渇の抑制の観点（3.6%）」でした。

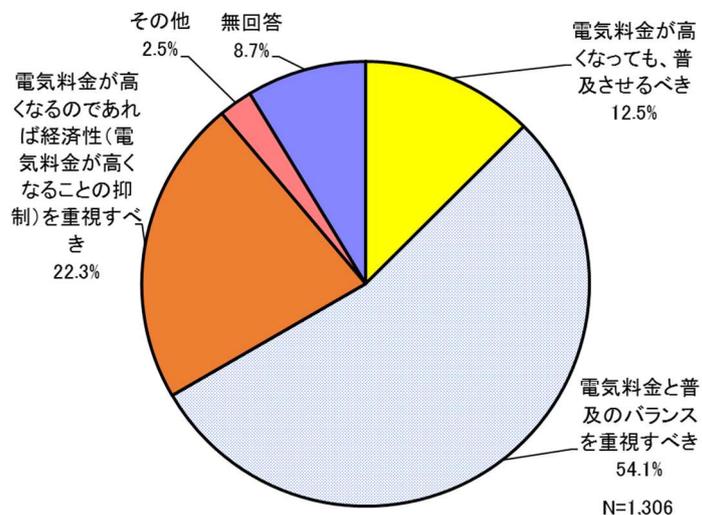


問 6. 再生可能エネルギーについて

【設問】太陽光・風力などの再生可能エネルギーについて、どうお考えですか。

【考察】

再生可能エネルギーの考え方で最も多いのは「電気料金と普及のバランスを重視すべき（54.1%）」で、逆に最も少ないのが「電気料金が高くなっても、普及させるべき（12.5%）」でした。再生可能エネルギーの導入に際し、電気料負担の軽減が求められていることがうかがえます。

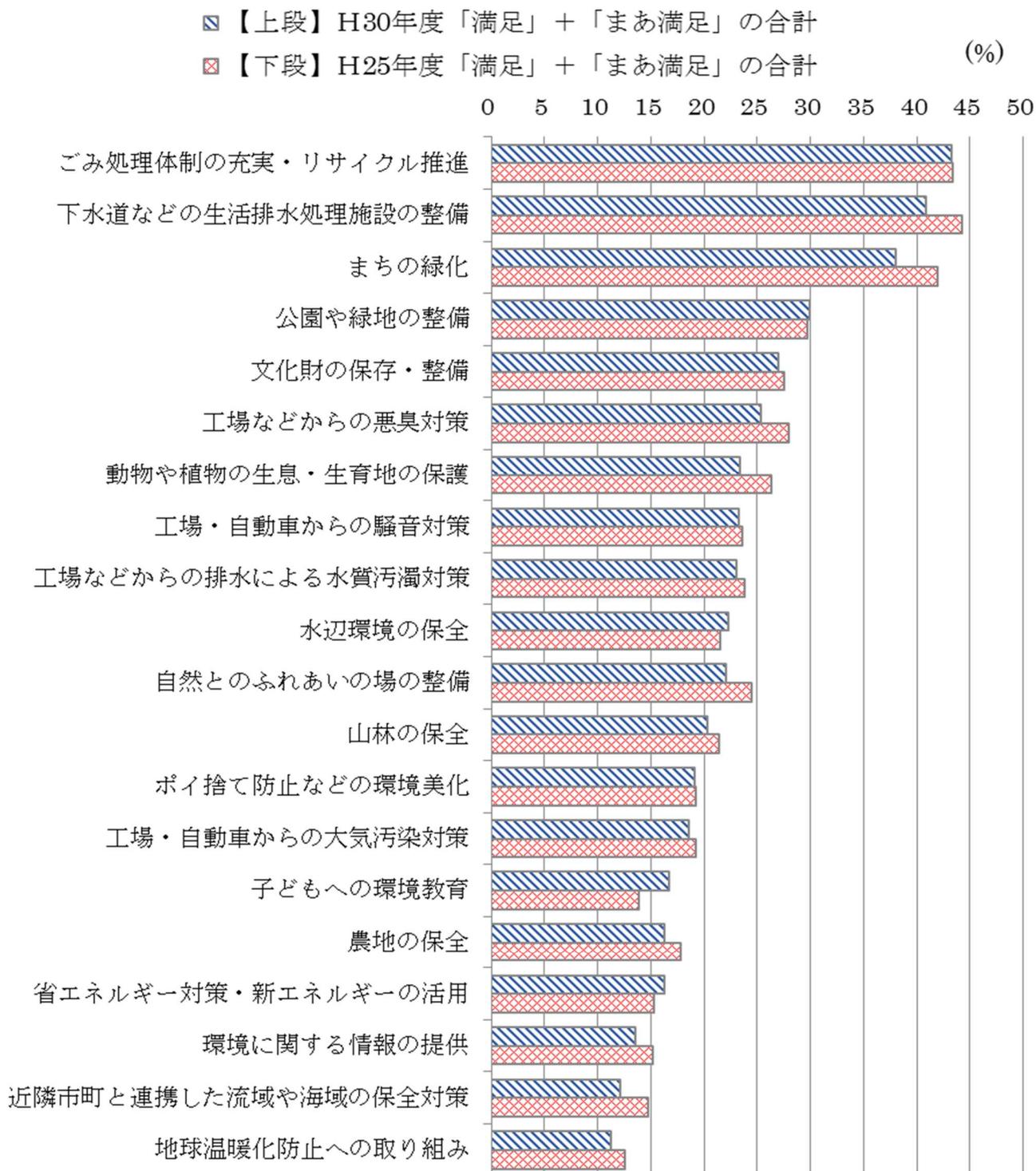


【参考】前期環境基本計画策定時（H25年度）のアンケート結果との比較について

【考察】

前期環境基本計画の策定時（平成25年度）に実施しました市民アンケート結果と比較すると、「満足」及び「まあ満足」の合計の優先順位にあまり変化はありませんが、5年前は高かった「下水道などの生活排水処理施設の整備」と「まちの緑化」の割合が下がっています。

全体的に下がっている中、「省エネルギー対策・新エネルギー活用」は上がっています。



(2) 事業所アンケート

①調査概要 (対象・実施方法)

平成 30(2018)年 9 月 1 日現在、周南市企業データベース「じゃから周南」の中から地域ごとに無作為抽出した 690 社を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

②実施期間

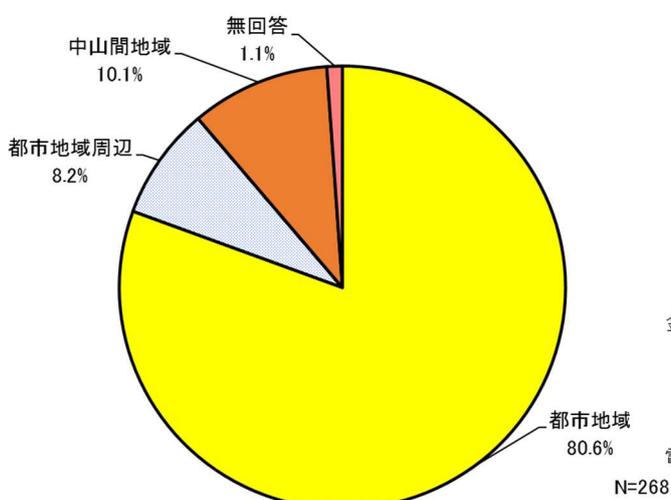
平成 30(2018)年 10 月 1 日 (月) ~10 月 31 日 (水)

③アンケート配付・回収状況

回答数は 268 件、回答率は 38.8%でした。5 年前の前回調査 (56.8%) を 18 ポイント下回りました。

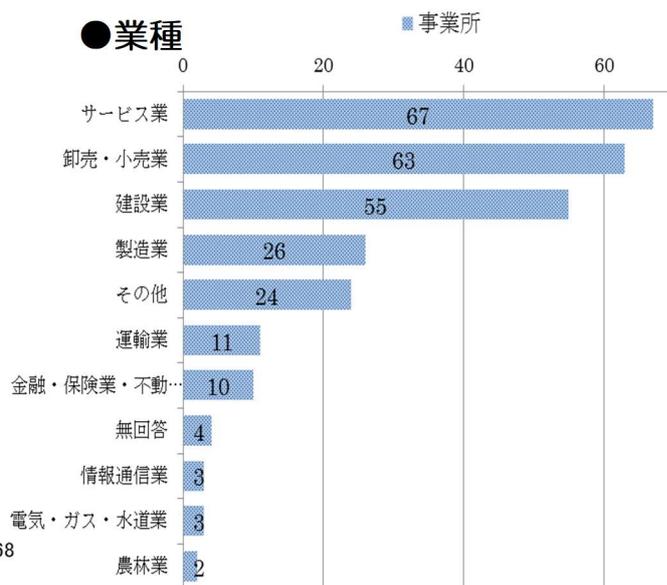
④調査結果は次のとおりです。

●所在地



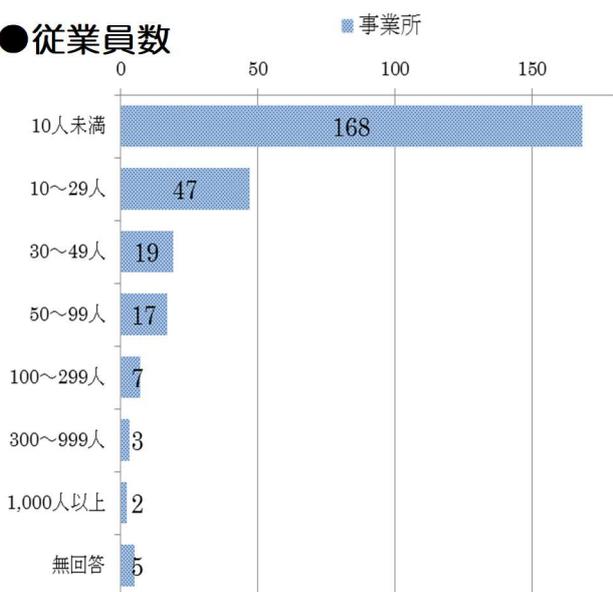
「都市地域」が 80.6%で「中山間地域」が 10.1% でした。

●業種



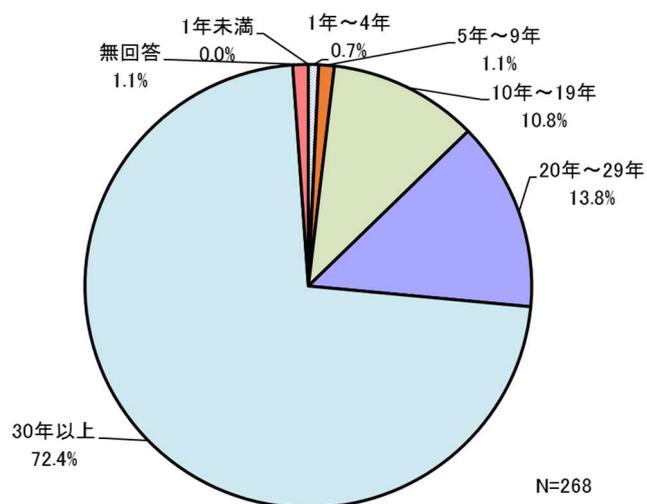
最も多いのが「サービス業」の 67 件、次いで「卸売・小売業」が 63 件でした。

●従業員数



従業員数は「10 人未満」が一番多く 168 事業所 でした。

●在所年数



在所年数では最も長い「30 年以上」が 72.4%で、全体の 97%が 10 年以上の在所年数でした。

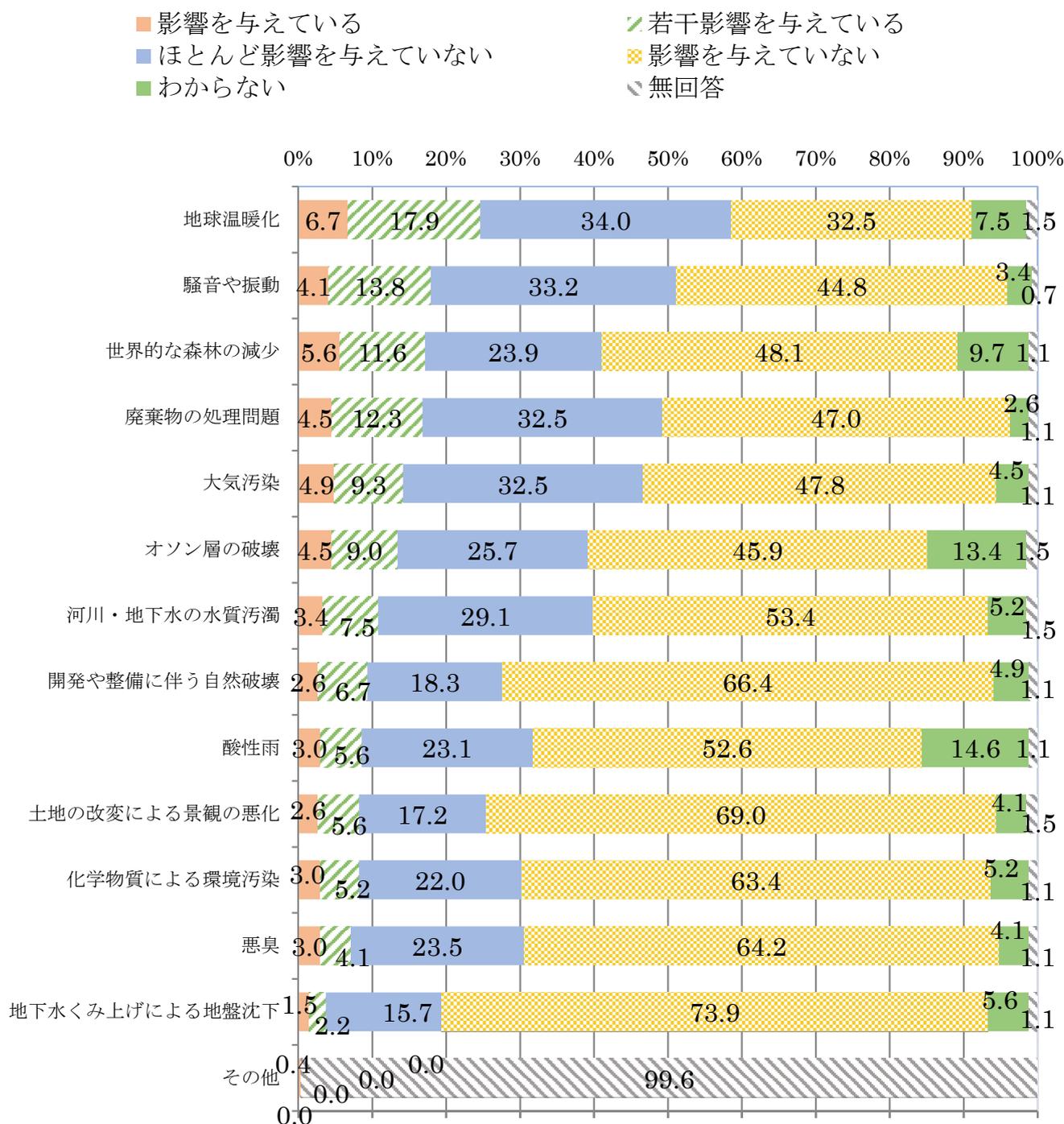
問 1. 事業活動が与えている環境影響について

【設問】 貴事業所の事業活動により地域や地球環境に影響を与えている事は何ですか。また、どの程度影響を与えていると思いますか。

【考察】

事業活動により地域や地球環境に「影響を与えている」また「若干影響を与えている」事として多いのは「地球温暖化（24.6%）」で、次いで「騒音や振動（17.9%）」の結果でした。

事業活動による環境影響は「ほとんど影響を与えていない」等の割合が80%以上であり、環境に対し低負荷の事業活動である回答が多い結果でした。

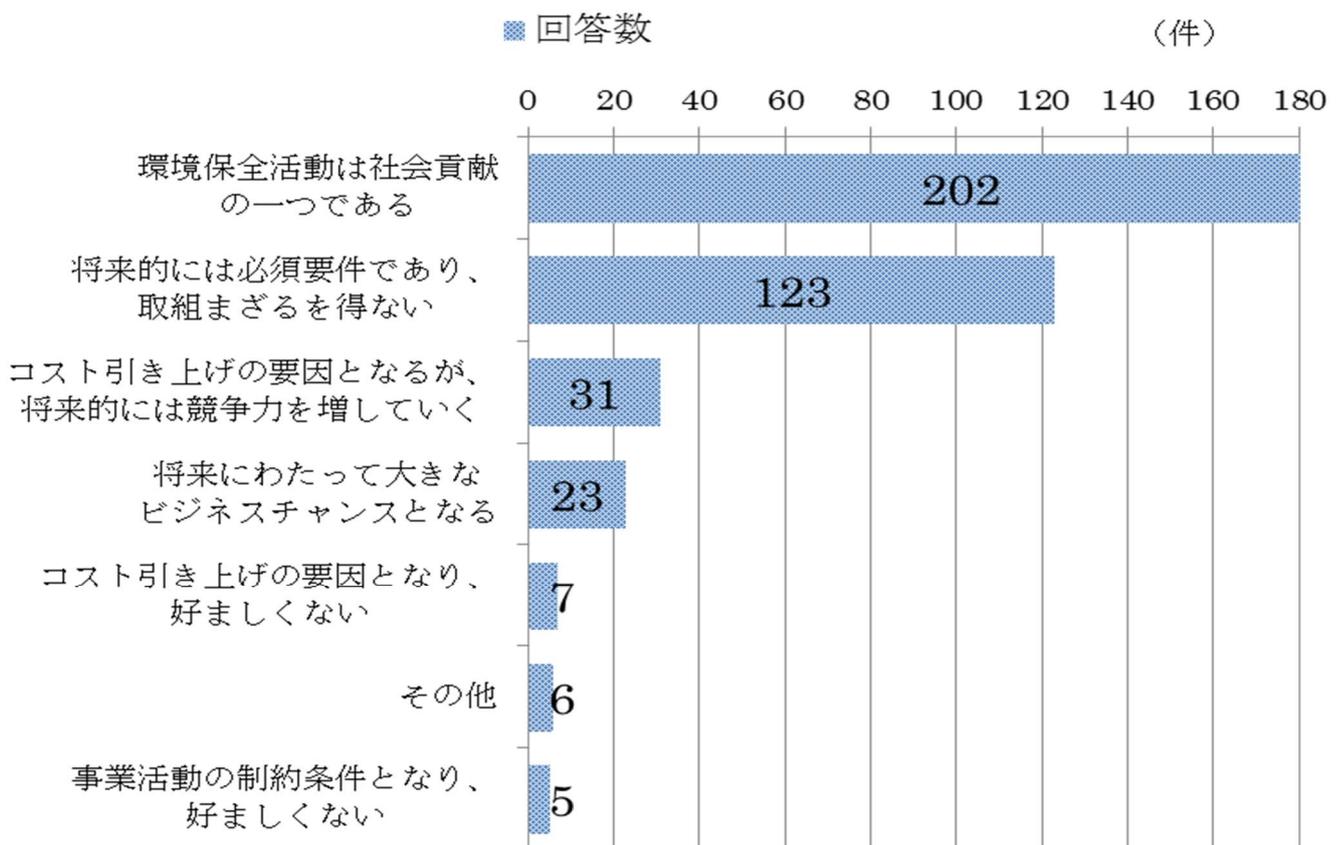


問 2. 企業が取り組む環境保全活動について

【設問】 企業や事業所が環境保全活動に取り組むことについて、どう思われますか。

【考察】

企業が環境保全活動に取り組むことについて聞いたところ、「環境保全活動は社会貢献の一つである（202件）」が最も多く、次いで「将来的には必須要件であり、取組まざるを得ない（123件）」の順でした。「コスト引き上げの要因となり、好ましくない（7件）」と「事業活動の制約条件となり、好ましくない（5件）」と消極的な回答は少ない結果でした。



【コラム】

レスポンシブル・ケアとは

私たちの身の周りには、何らかの形で化学品が使われています。化学産業では、これらのものを安全・安心に使っていただくための活動を自主的に行っています。

化学品を取り扱う企業が、化学品の開発から、製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至るすべての過程において、環境・健康・安全を確保し、その成果を公表し、社会との対話・コミュニケーションを行う自主活動のことを、レスポンシブル・ケア活動と呼んでいます。

(出典：一般社団法人 日本化学工業協会ホームページ)

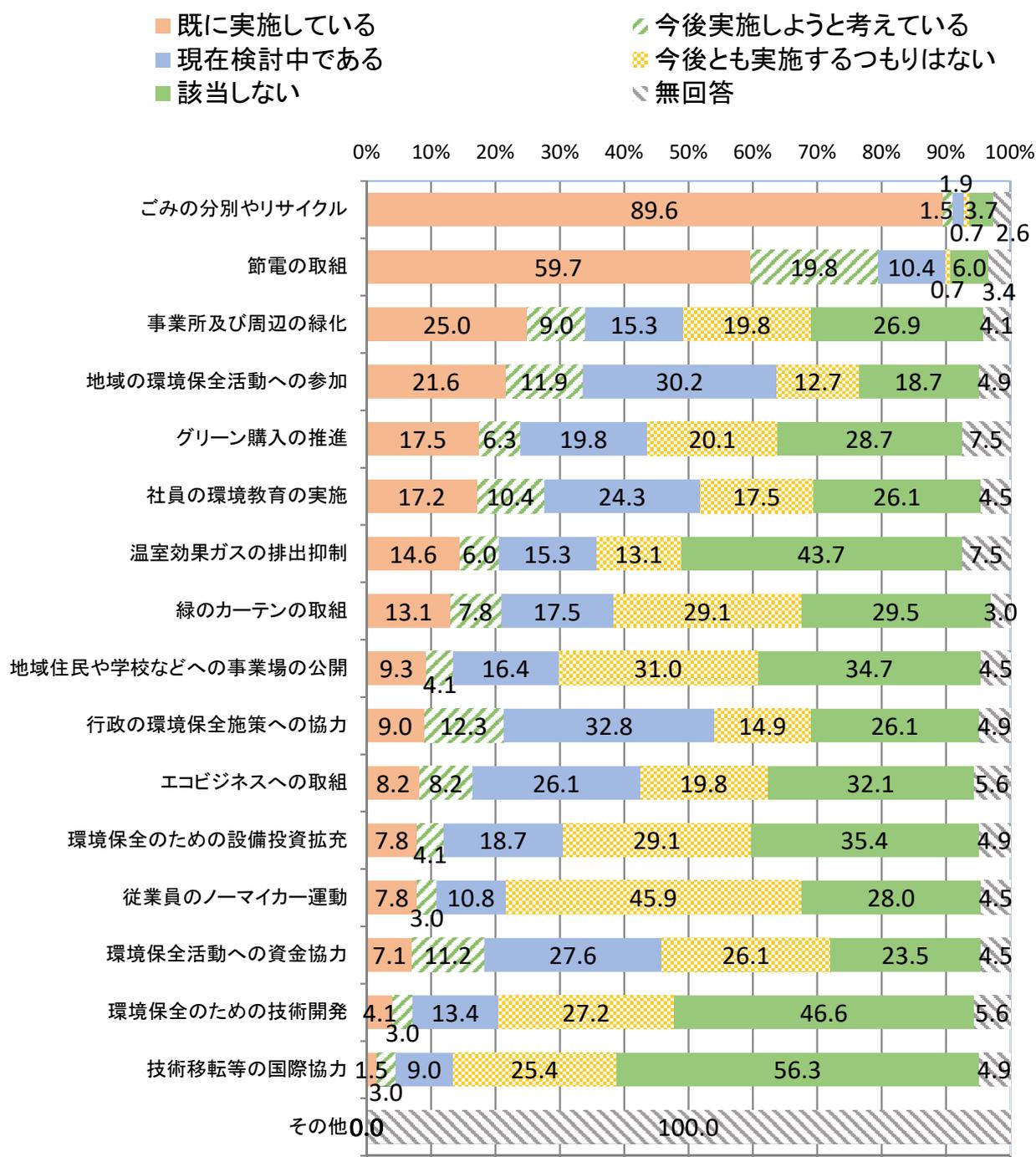
問3. 環境保全のための取組について

【設問】 貴事業所が取り組む環境保全対策は何ですか。また、今後実施しようと考えている取組みは何ですか。

【考察】

事業所が取り組む環境保全対策として最も多いのが「ごみの分別やリサイクル（89.6%）」で、次いで「節電の取組（59.7%）」の結果で約60%の高い実施率となっています。

逆に「技術移転等の国際協力（1.5%）」等の回答が低く、技術開発等のハード面の対策が難しいことがうかがえます。

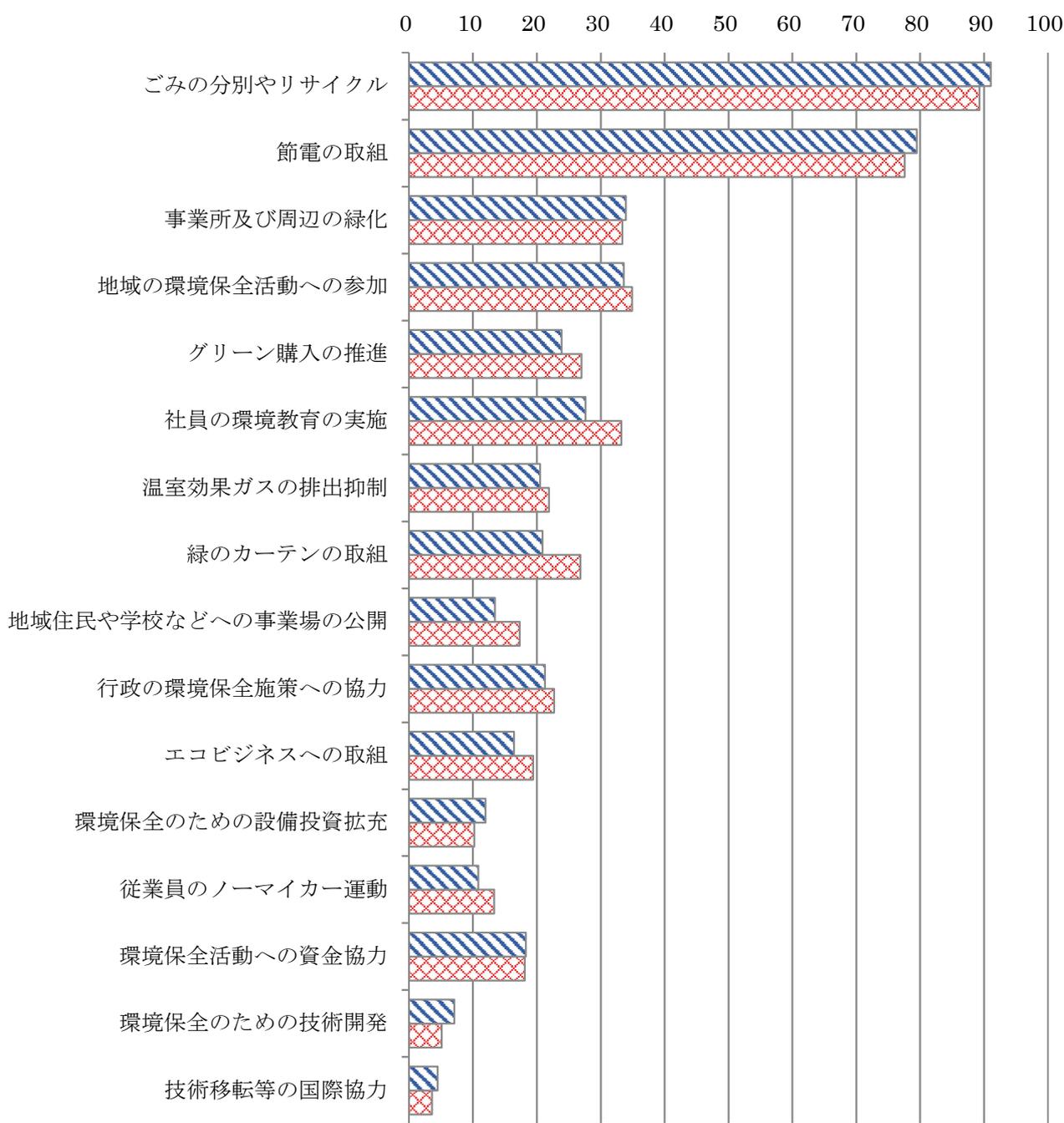


【参考】前期環境基本計画策定時（H25年度）のアンケート結果との比較について

【考察】

前期環境基本計画の策定時（平成25年度）に実施しました事業所アンケート結果と比較すると、「既に実施」及び「今後実施予定」の合計が多い「ごみの分別やリサイクル」と「節電の取組」は前回調査より多いが、その他の多くは5年前より少ない割合でした。

- 【上段】 H30年度「既に実施」＋「今後実施予定」の合計
- ▨ 【下段】 H25年度「既に実施」＋「今後実施予定」の合計

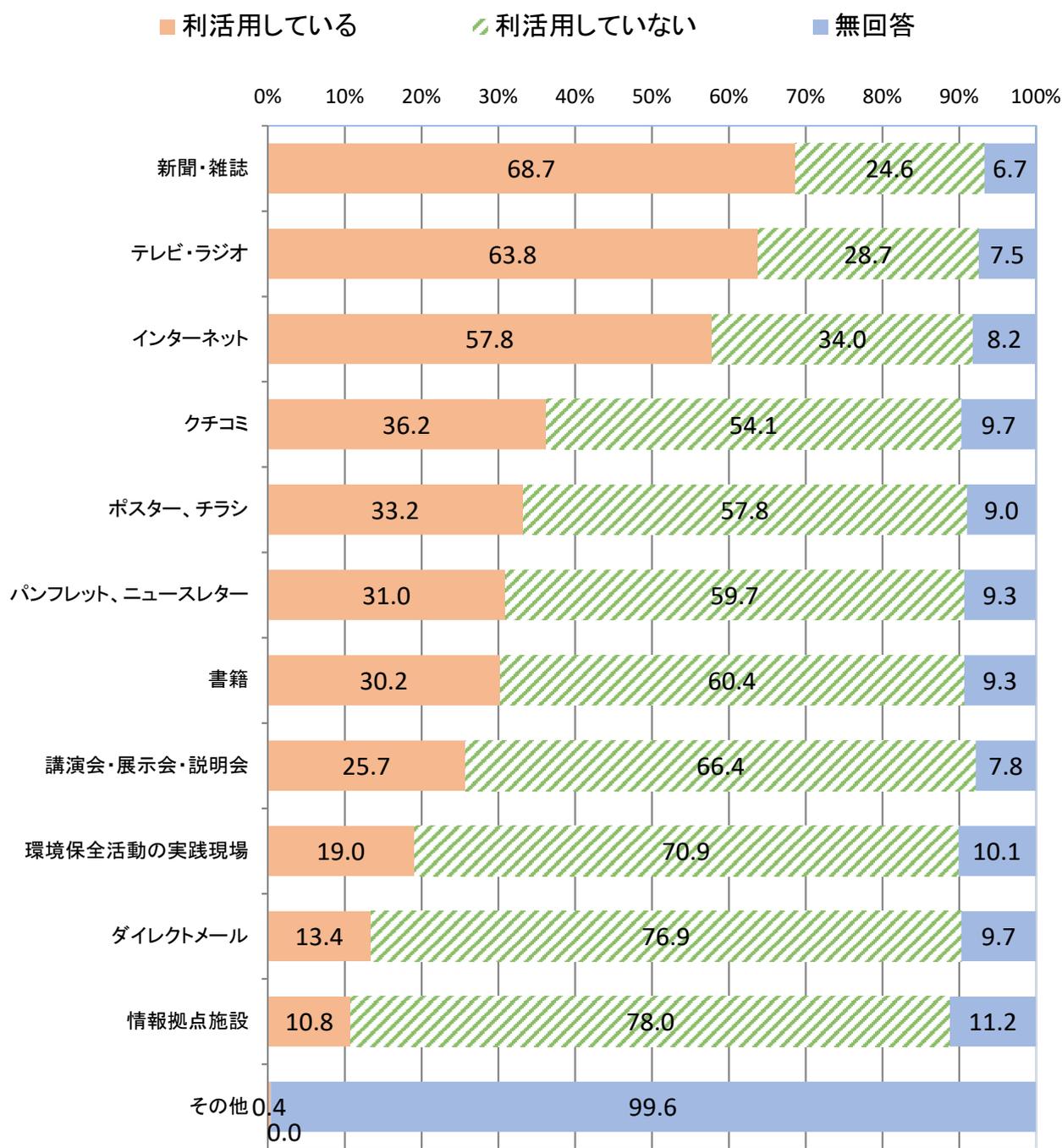


問 4.環境に関する情報入手について

【設問】 貴事業所は環境保全活動のための情報入手として、何を活用していますか。

【考察】

事業所が行う環境保全活動のための情報源として多いのは「新聞・雑誌（68.7%）」で、次いで「テレビ・ラジオ（63.8%）」でした。逆に少ないのは「情報拠点施設（10.8%）」で情報を発信するための施設があまり活用されていないことが分かります。

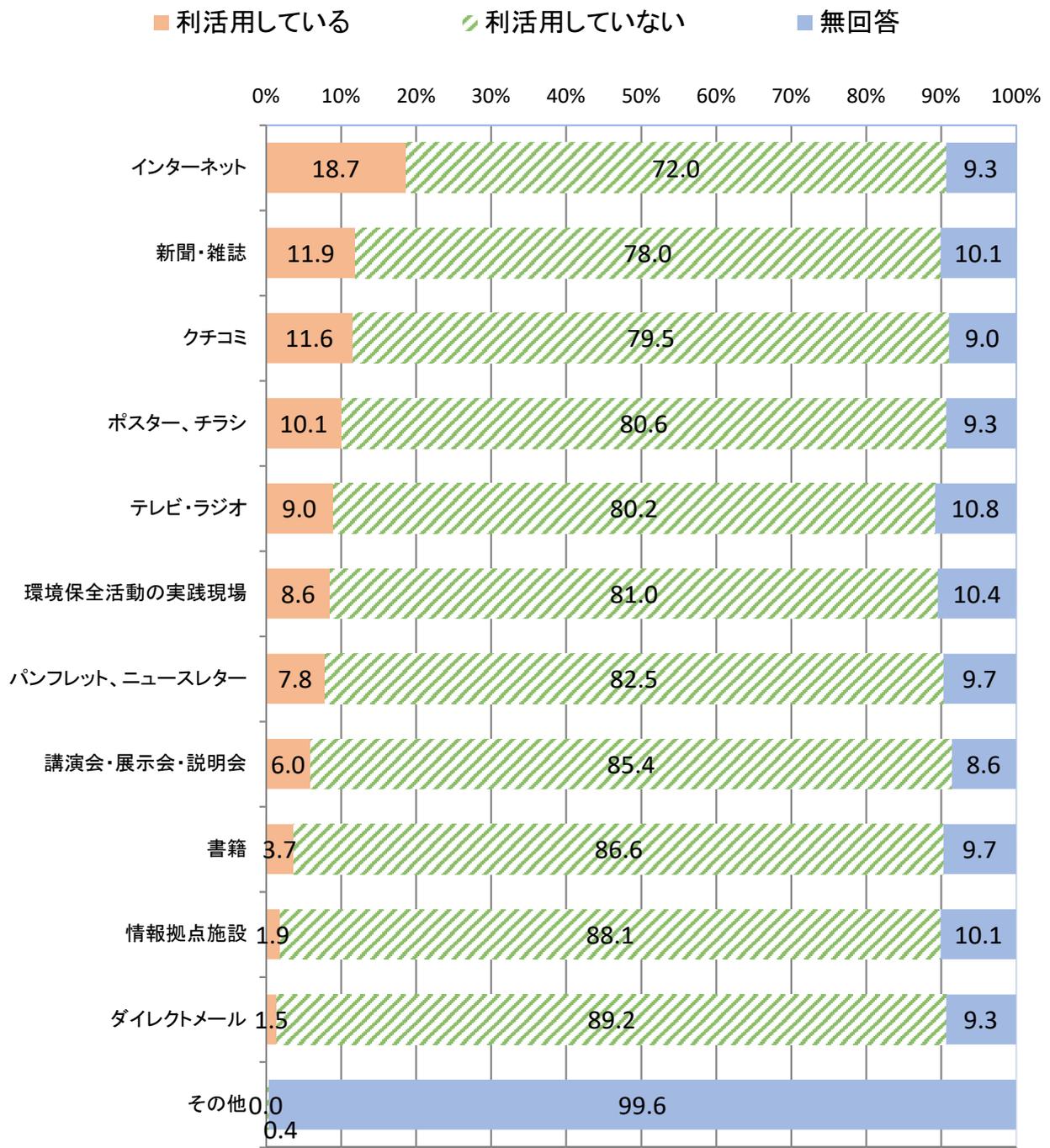


問 5. 環境保全活動の情報発信手段について

【設問】 貴事業所の環境保全活動の情報は、どのような方法で発信していますか。

【考察】

事業所の環境保全活動の情報発信方法として多いのが「インターネット（18.7%）」で、次に「新聞・雑誌（11.9%）」の順番でしたが、全体的には約 20%しか情報発信がされていなく、情報収集の割には発信の割合が少ないといえます。また、情報発信の方法においても情報拠点施設の利用率が低いことが分かります。



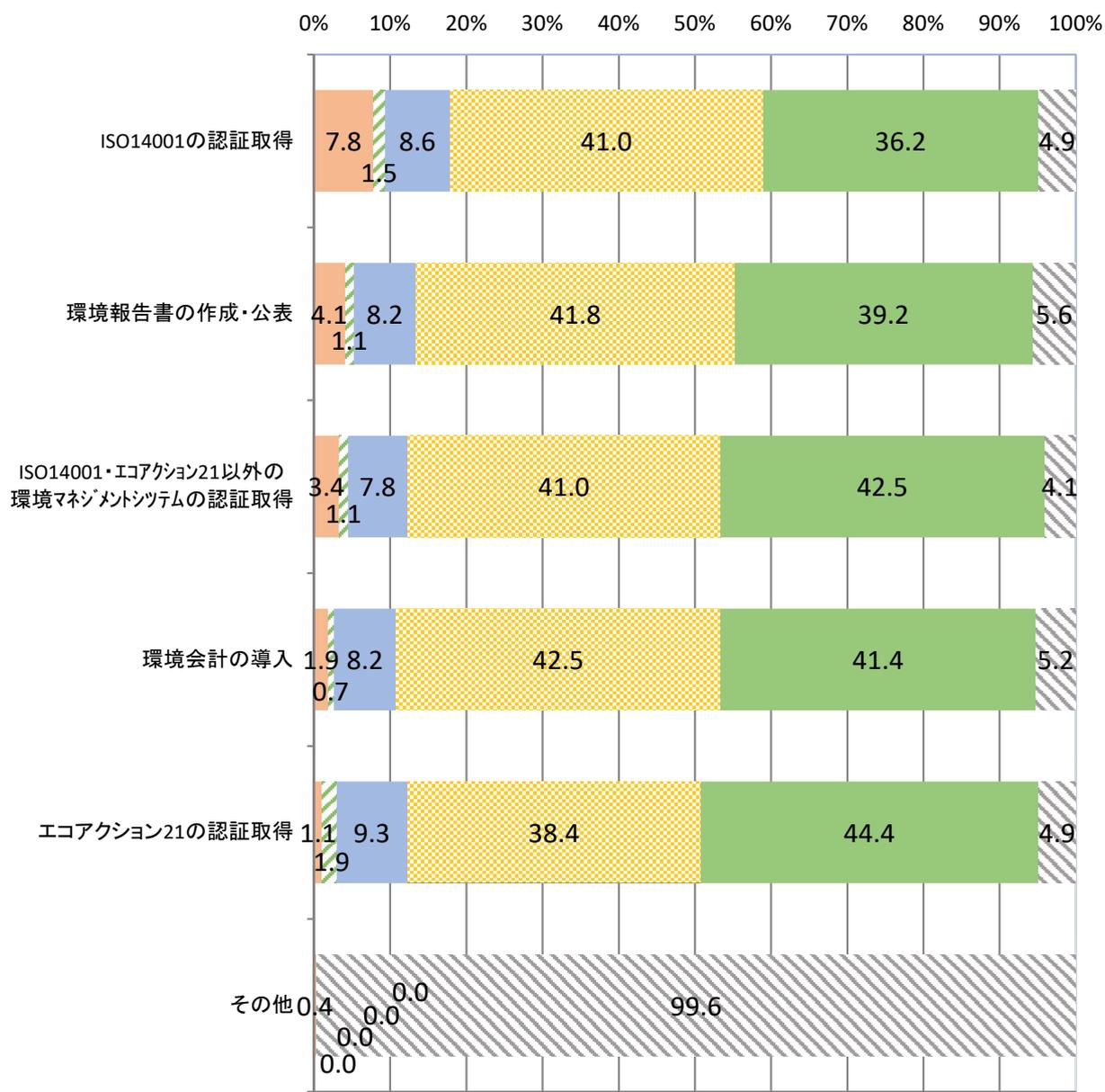
問 6. 環境に配慮した経営方法について

【設問】 貴事業所が実施している環境に配慮した経営方法は何ですか。

【考察】

事業所が環境に配慮した経営として「既に実施している」内容で多いのは「ISO14001 の認証取得 (7.8%)」で、次に「環境報告書の作成・公表 (4.1%)」の順でした。全体的に実施している事業所の割合は少なく、約 82%の事業所が「今後とも実施するつもりはない」と「どのようなものか知らない」の割合が多いことが分かります。

- 既に実施している
- 今後実施しようと考えている
- 現在検討中
- 今後とも実施するつもりはない
- どのようなものか知らない
- 無回答

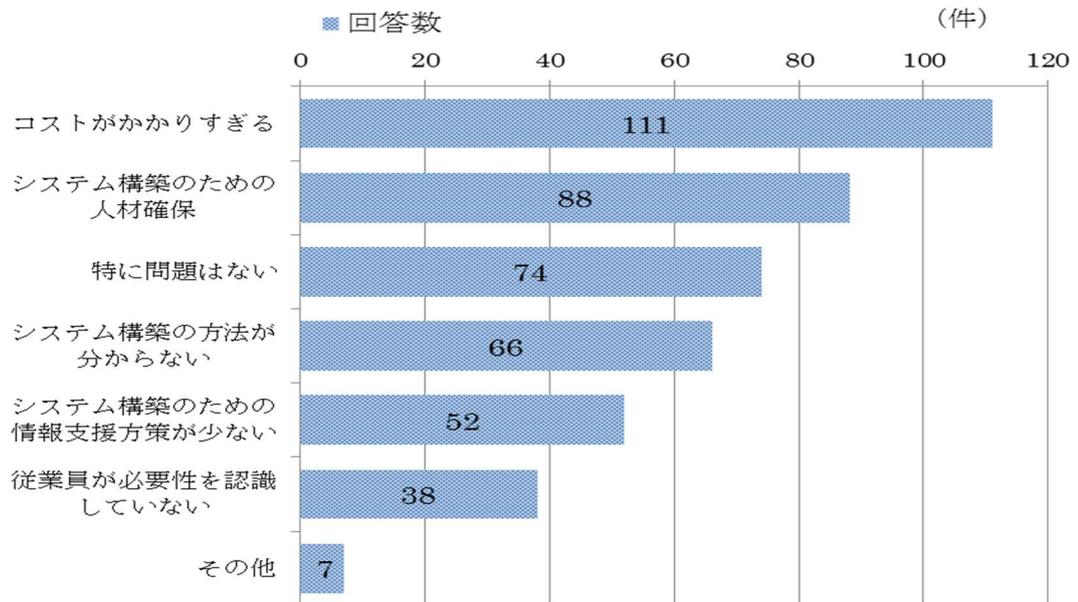


問 7. 環境に配慮した経営に対する課題について

【設問】 貴事業所の環境に配慮した経営に対する課題は何ですか。

【考察】

事業所における環境に配慮した経営の課題として多いのが「コストがかかりすぎる（111件）」で、次いで「システム構築のための人材確保（88件）」でした。

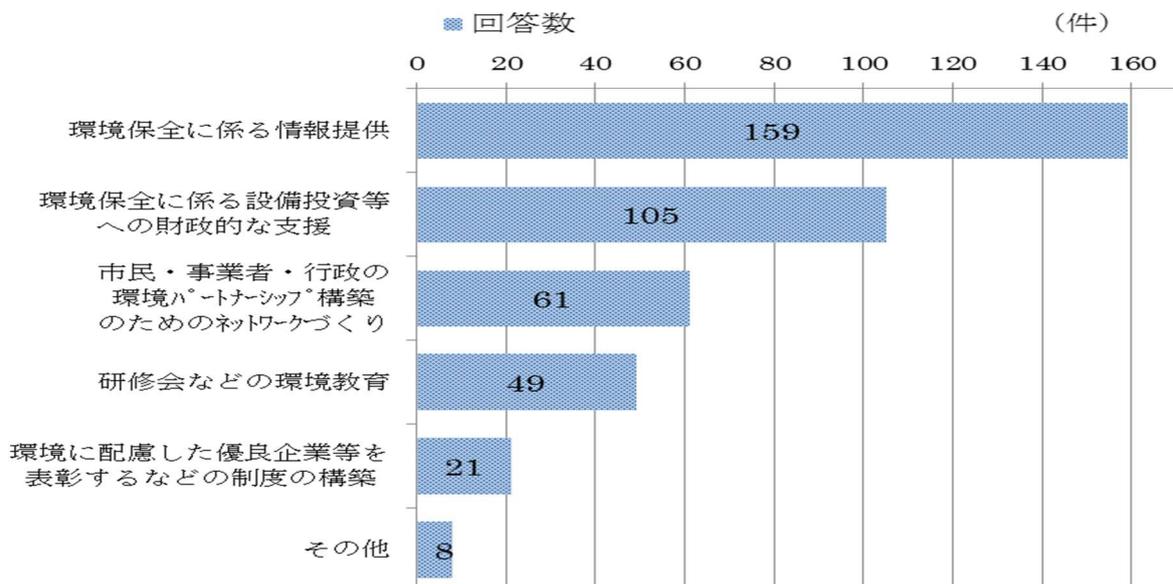


問 8. 行政に期待する支援策について

【設問】 貴事業所が環境保全に取り組むうえで、行政に期待する支援策は何ですか。

【考察】

行政に期待する支援策として多いのは「環境保全に係る情報提供（159件）」で、次いで「環境保全に係る設備投資等の財政的な支援（105件）」という結果でした。



(3) 市民団体アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

平成 30(2018)年 9 月 1 日現在、周南市市民活動グループバンクの活動分野「環境保全・リサイクル」に登録されている市民団体 65 団体を対象にアンケート調査を行いました。

②実施期間

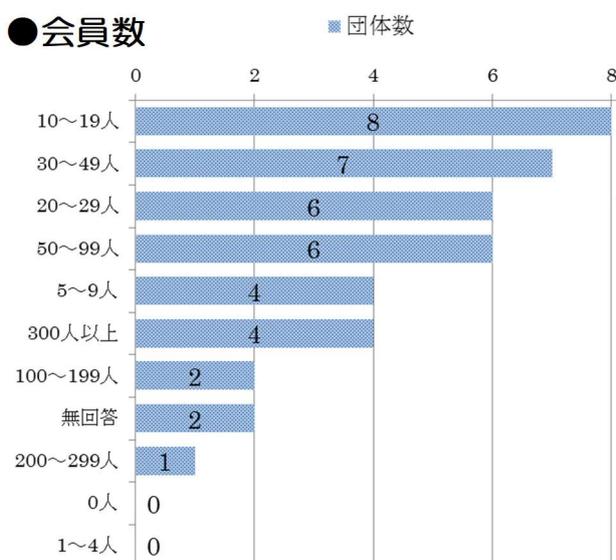
平成 30(2018)年 10 月 1 日（月）～10 月 31 日（水）

③アンケート配付・回収状況

回答数は 40 件、回答率は 61.5%でした。5 年前の市民団体アンケートは実施していません。

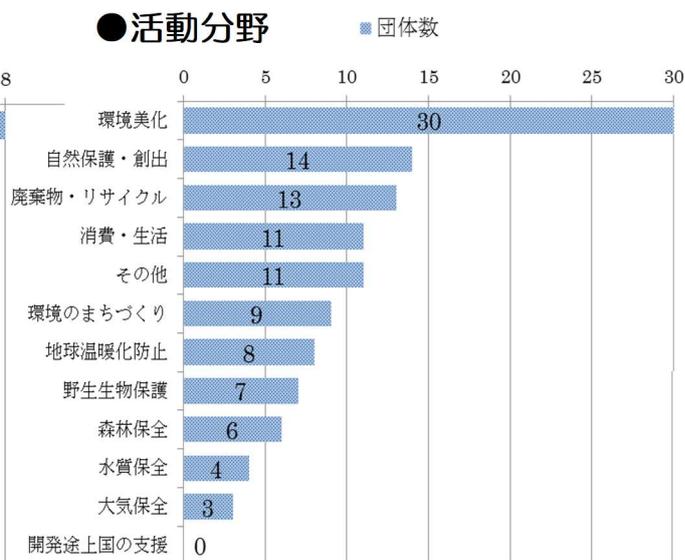
④調査結果は次のとおりです。

●会員数



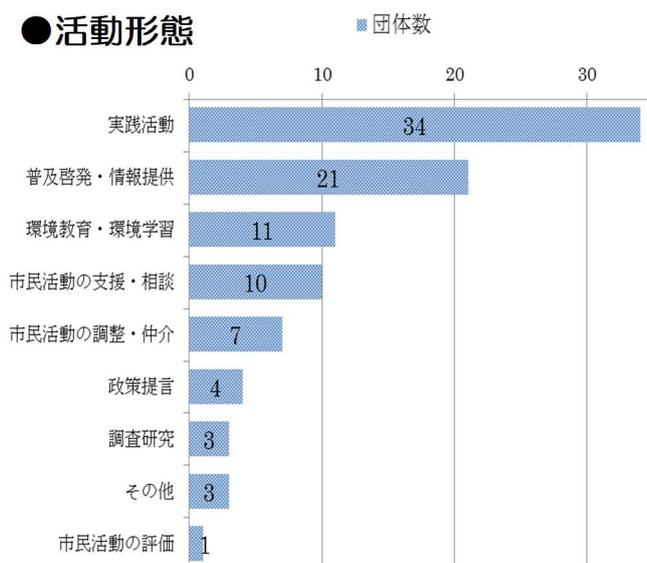
会員数「10～19人」が一番多く 8 団体で、次に「30～49人」が 7 団体でした。

●活動分野



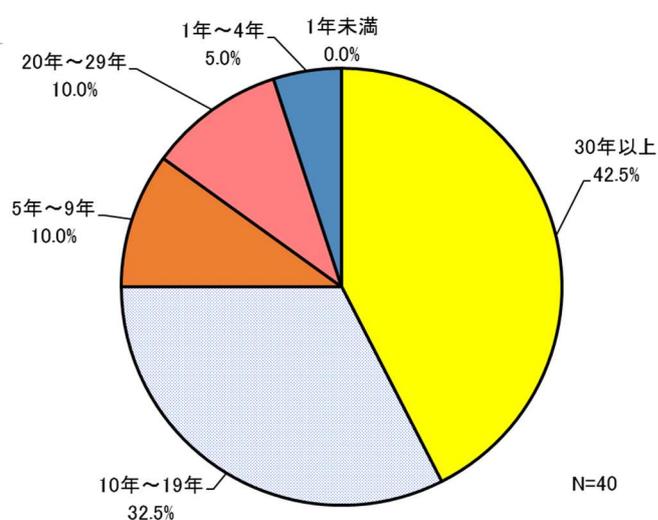
活動分野で最も多いのが「環境美化」の 30 団体、次いで「自然保護・創出」の 14 団体でした。

●活動形態



活動形態で多いのが「実践活動」の 34 団体で、次に「普及啓発・情報提供」の 21 団体でした。

●活動年数



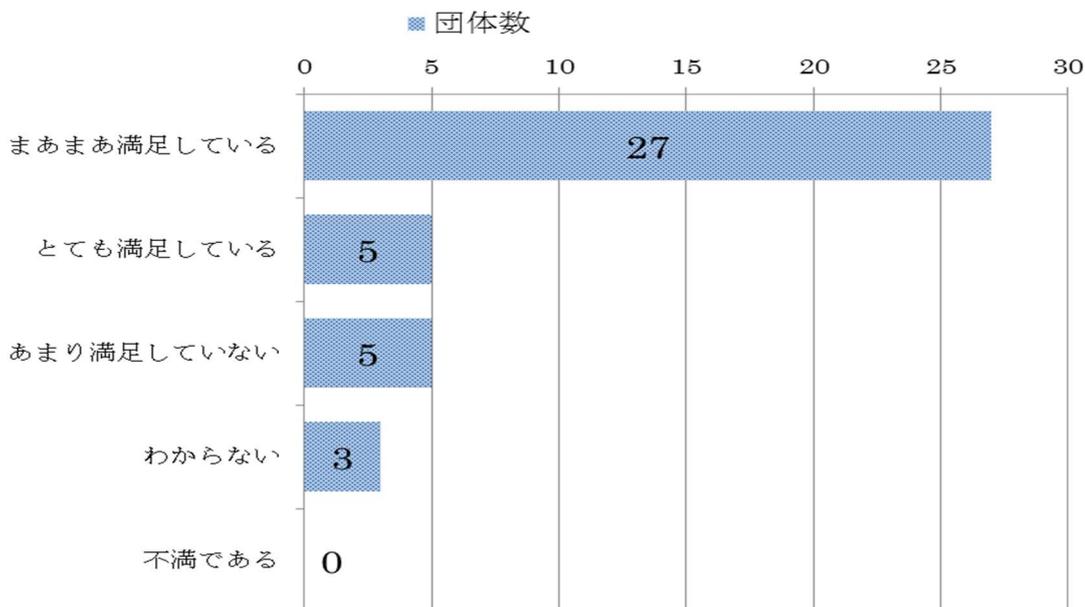
活動年数では最も長い「30年以上」が 42.5%で、全体の 75%が 10年以上の年数でした。

問 1. 環境保全活動の目的達成について

【設問】 貴団体の環境保全活動の内容や目的達成の状況はどうか。

【考察】

市民活動団体における環境保全活動の内容や目的の達成状況は、「まあまあ満足している（27 団体）」が最も多く、「とても満足している（5 団体）」と合わせて全体の 80%でした。

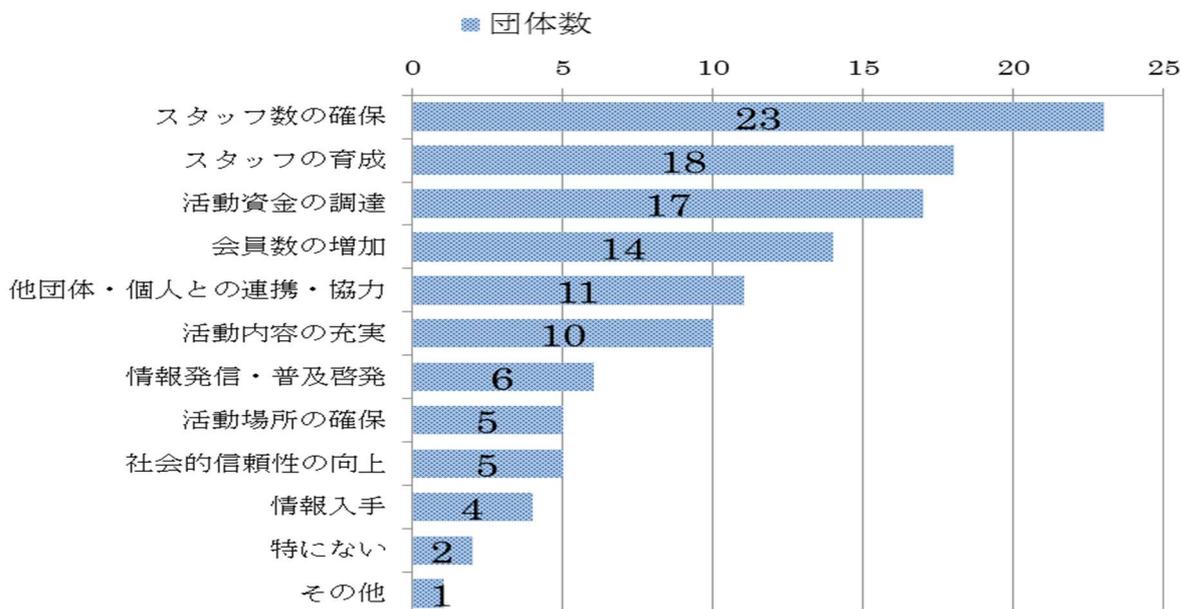


問 2. 環境保全活動の課題について

【設問】 貴団体が環境保全活動に取り組むうえでの課題は何ですか。

【考察】

市民活動団体が抱えている環境保全活動の課題は、「スタッフ数の確保（23 団体）」が一番多く、次いで「スタッフの育成（18 団体）」で、スタッフについての課題が多いことが分かります。



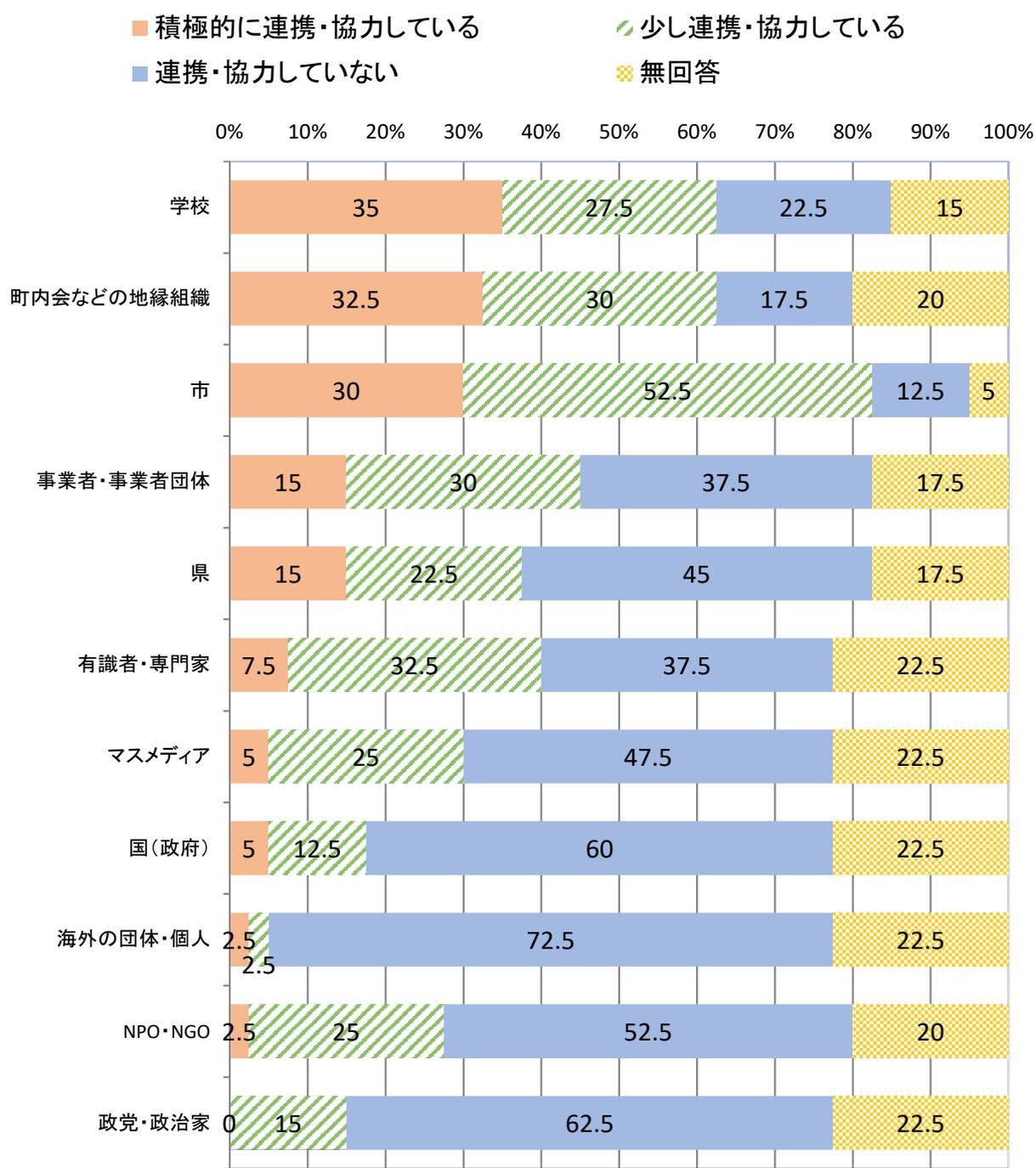
問3. 環境保全活動の連携・協力について

【設問】貴団体が環境保全活動を実施する場合に、連携・協力している団体や個人はありますか。

【考察】

市民活動団体が環境保全活動を実施する際に、連携又は協力している団体は「学校」が一番多く35%でした。次に多いのが「町内会などの地縁組織」が32.5%で、逆に少ないのが「NPO・NGO」で他の活動団体との連携は少ないことが分かります。

「少し連携・協力している」の割合が多いのが「市」との連携で52.5%でした。



問 4. 今後の環境保全活動の連携・協力について

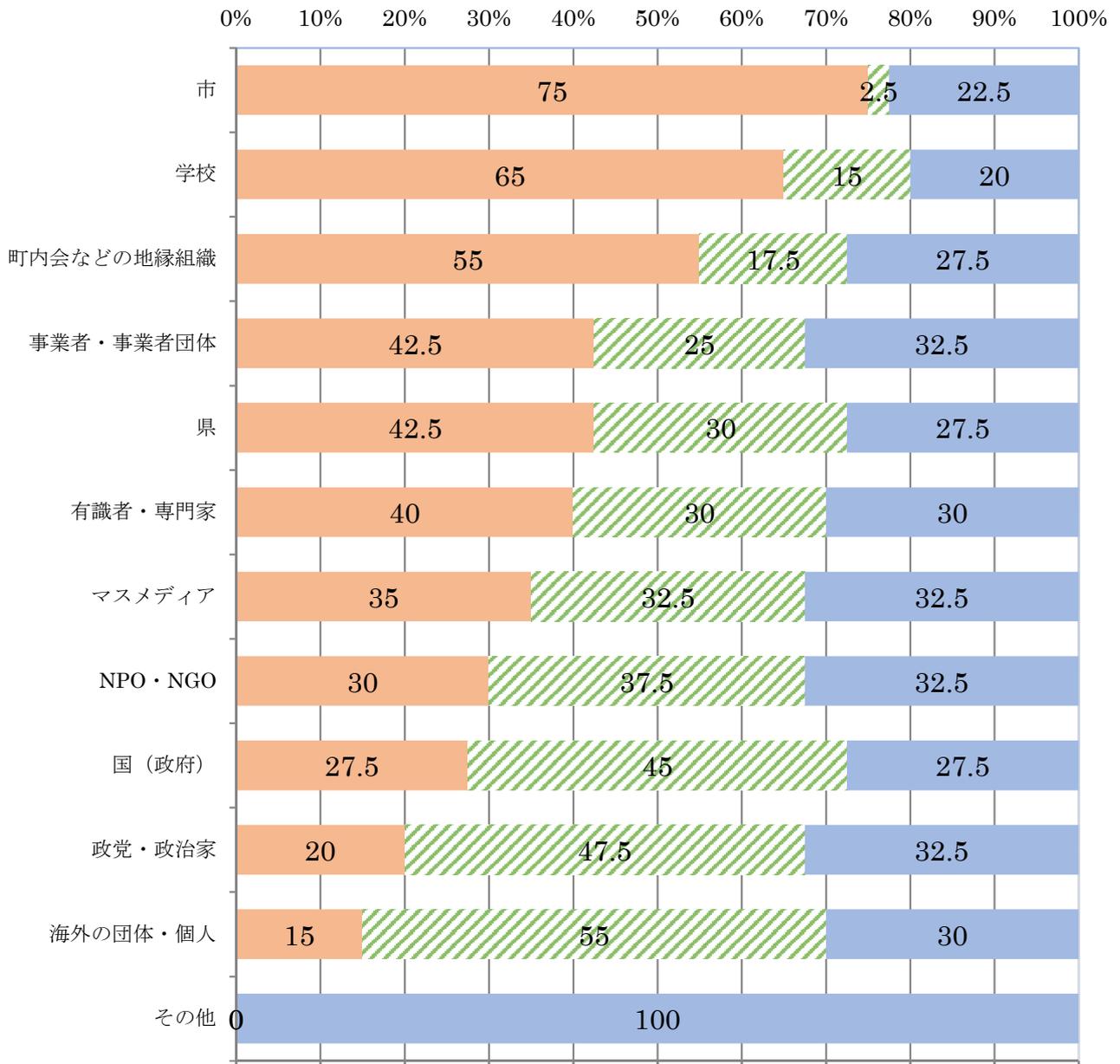
【設問】 今後、貴団体が環境保全活動を実施する場合に、連携・協力しようと思う団体や個人はどこですか。

【考察】

市民活動団体に今後の連携や協力の予定を聞いたところ、「連携・協力する予定はある」が最も多いのが「市」で、次いで「学校」が多い結果でした。

「町内会などの地縁組織」との連携・協力の予定も 55%と多く、環境保全に関する活動は学校などの地域での活動が多いことがうかがえます。

■ 連携・協力する予定はある ▨ 連携・協力する予定はない ■ 無回答

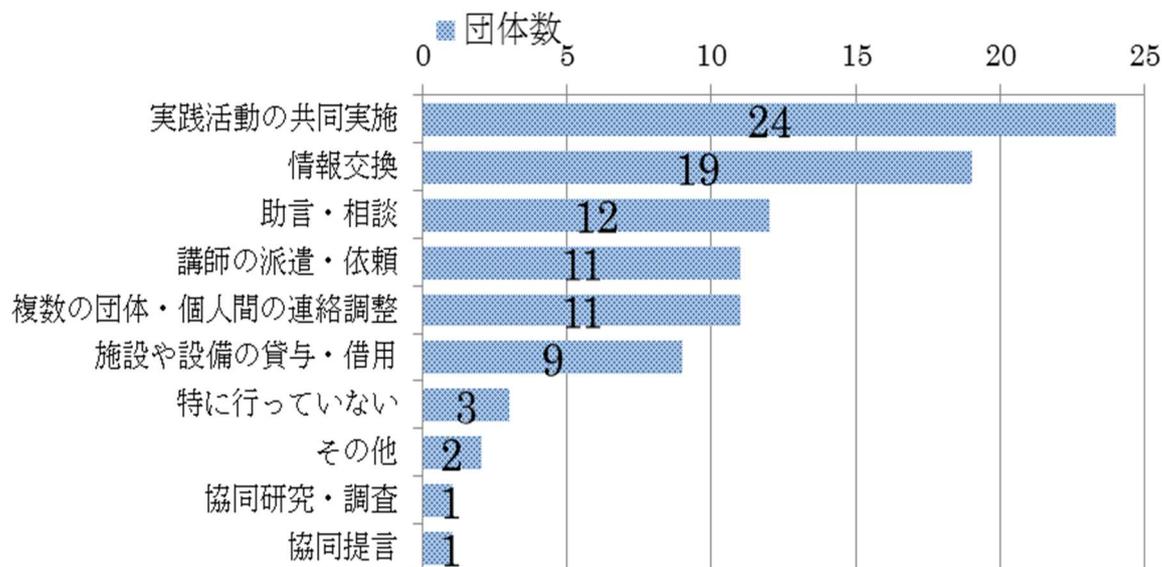


問 5. 環境保全対策の連携・協力の内容について

【設問】貴団体が環境保全対策を行う際の連携や協力する内容はどのようなものですか。

【考察】

市民活動団体が環境保全対策を行う際の連携や協力する内容は、「実践活動の共同実施」が最も多く 24 団体が回答しました。

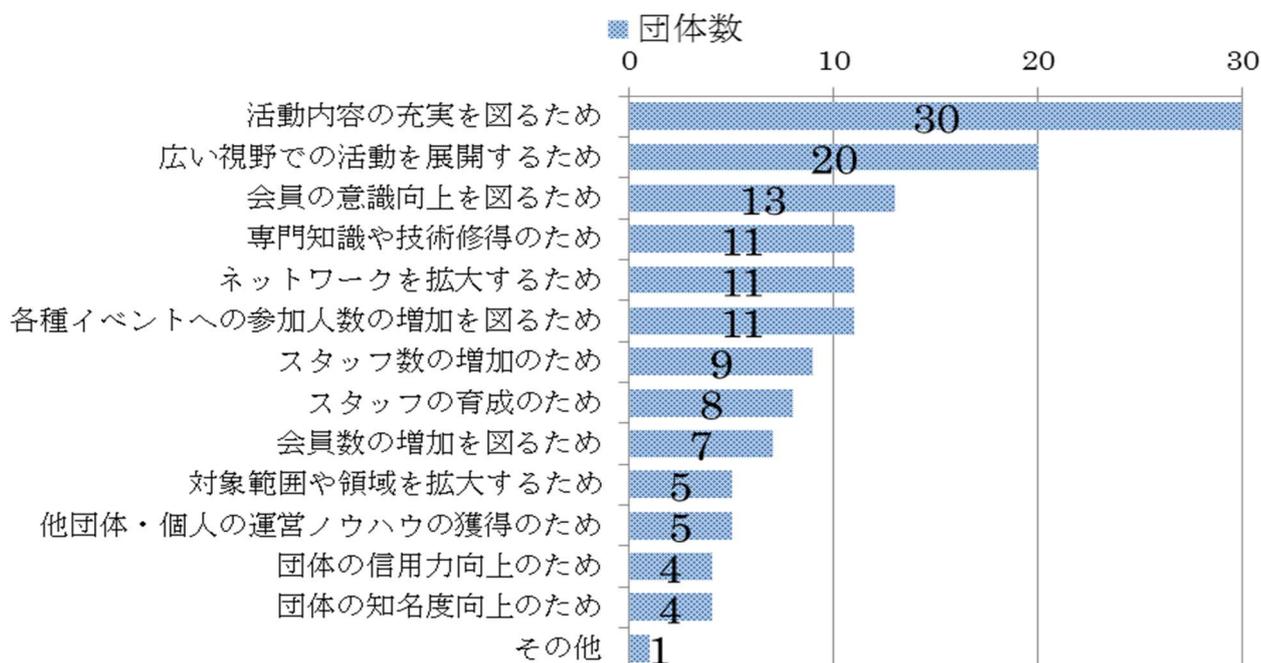


問 6. 環境保全対策の連携・協力の理由について

【設問】貴団体の環境保全対策に向けた連携や協力する理由はどのようなものですか。

【考察】

市民活動団体が考える環境保全対策に向けた連携や協力する理由は、「活動内容の充実を図るため」が最も多く 30 団体でした。

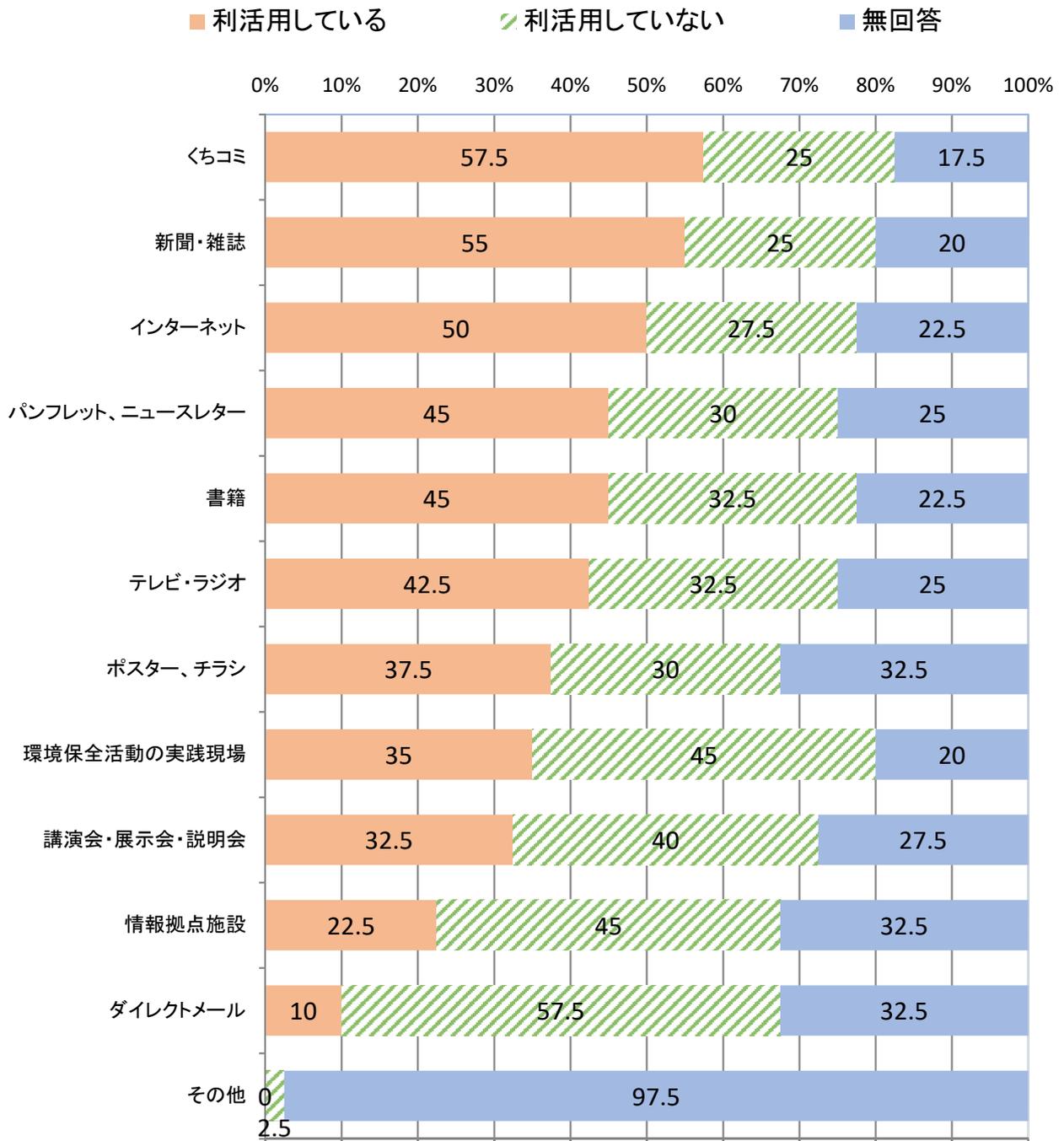


問 7. 環境に関する情報入手について

【設問】 貴団体の環境保全活動の情報は、どのような方法で入手していますか。

【考察】

市民活動団体が環境保全活動を実施する際に活用する情報入手の方法は、「くちコミ」が最も多く 57.5%が回答しています。次いで「新聞・雑誌 (55.0%)」でした。逆に少ないのは「ダイレクトメール (10.0%)」でした。身近なところから情報を入手していると思われます。

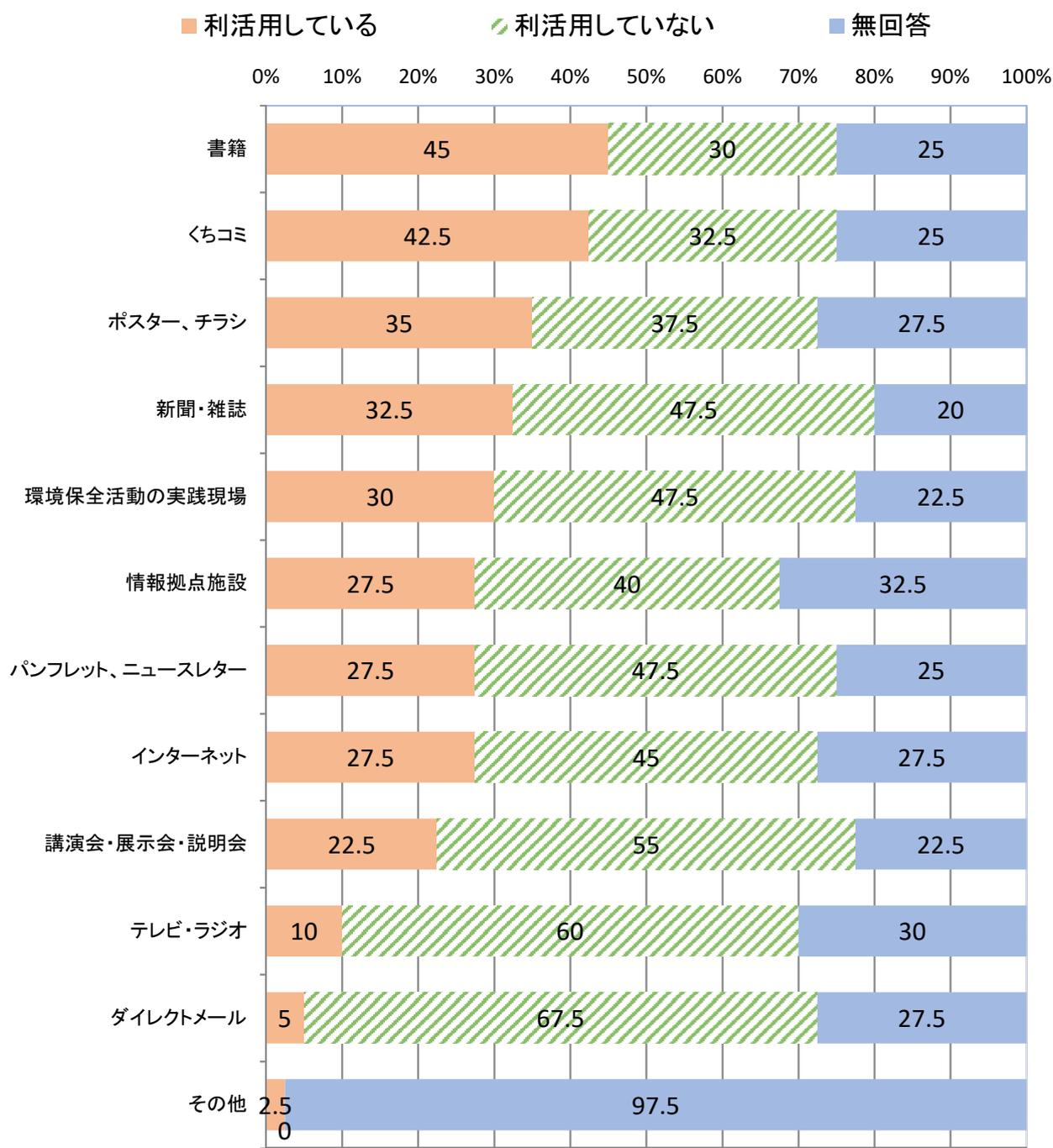


問 8. 環境保全活動の情報発信手段について

【設問】 貴団体は環境保全活動のための情報発信手段として、何を活用していますか。

【考察】

市民活動団体が情報発信として活用する手段として多いのは「書籍（45.0%）」で、次いで「くちコミ（42.5%）」でした。逆に少ないのは「テレビ・ラジオ（10.0%）」、「ダイレクトメール（5.0%）」となっています。

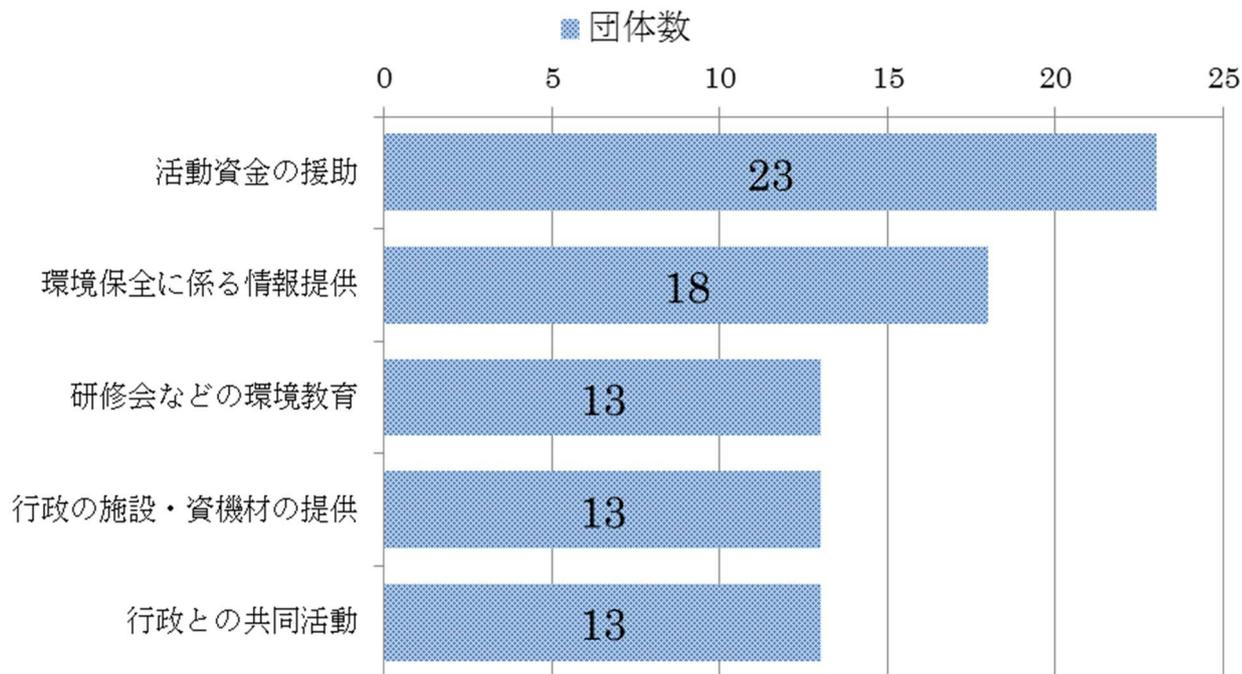


問 9. 行政に期待する支援策について

【設問】 貴団体が環境保全対策を進めるにあたり、行政に期待する支援策は何ですか。

【考察】

行政に期待する支援策は「活動資金の援助（23 団体）」で、多くの団体が資金面の支援を要望していることが分かります。



(4) 小・中学生アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

周南市都市計画マスタープランで定義する7つの地域ごとに小学校と中学校を選定し、5年生（鼓南小は6年生）の児童315人と中学2年生の生徒513人を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

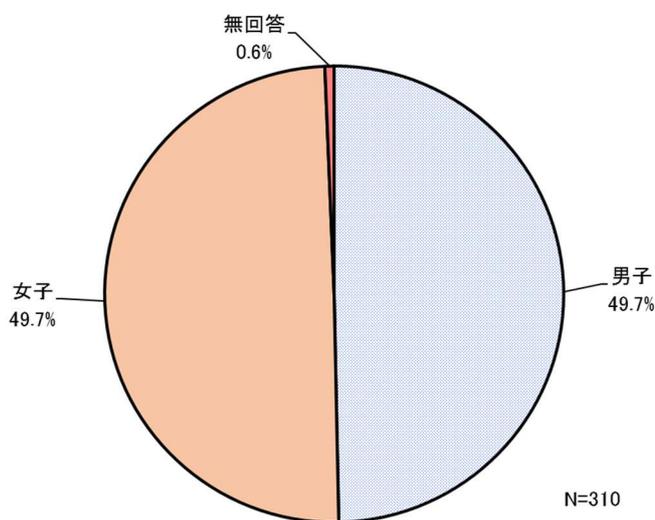
②実施期間：平成30(2018)年9月

③アンケート配付・回収状況

	配付数	回答数	回収率	前回との比較
小学生	315	310	98.4%	+8.4%
中学生	513	496	96.7%	+3.0%

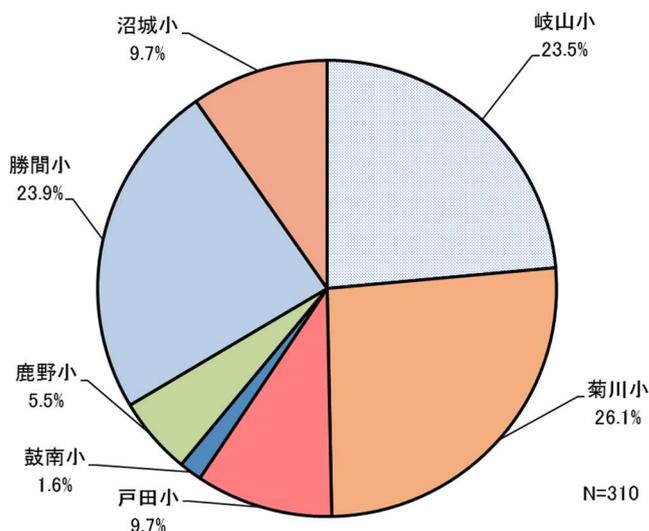
④調査結果は次のとおりです。

●性別（小学生）



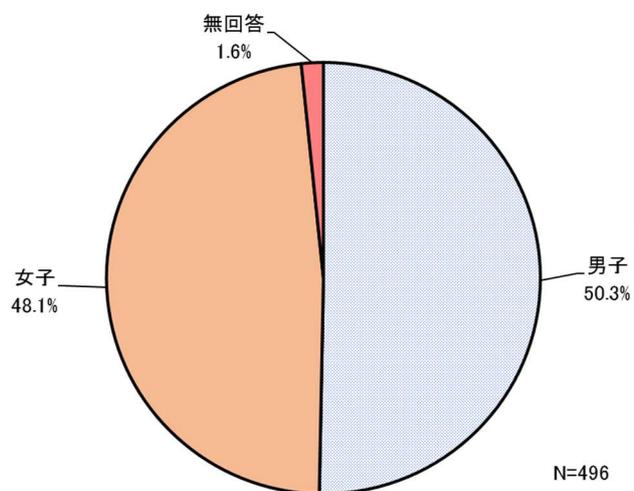
小学生の性別は「男子」「女子」とともに49.7%でした。

●学校別（小学生）



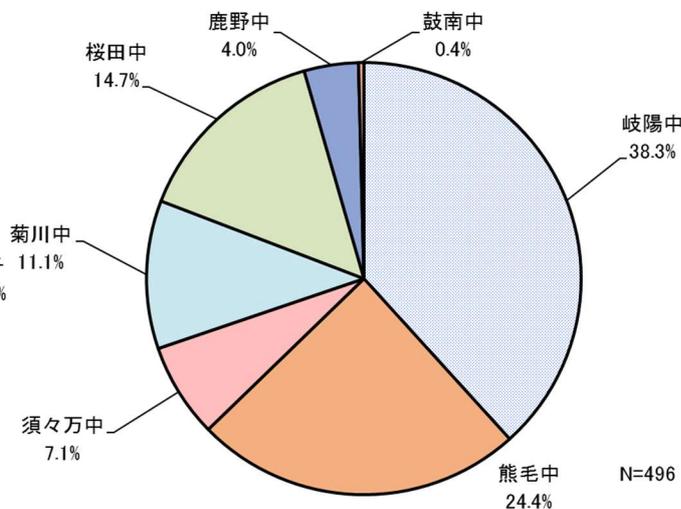
学校別の人数は、「菊川小（26.1%）」「勝間小（23.9%）」「岐山小（23.5%）」の順でした。

●性別（中学生）



中学生の性別は「男子」が50.3%「女子」で48.1%でした。

●学校別（中学生）



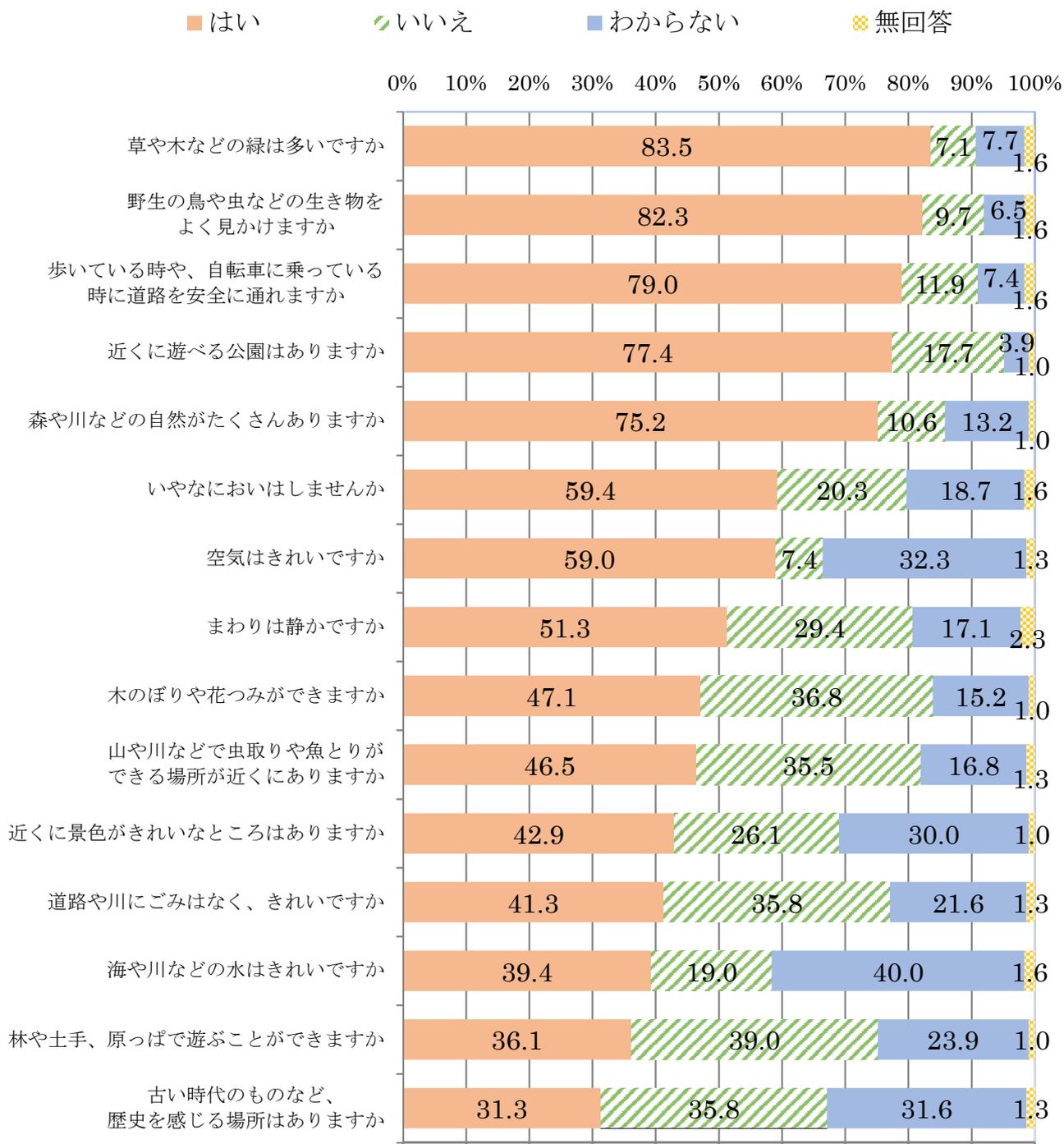
学校別の人数は、「岐陽中（38.3%）」「熊毛中（24.4%）」「桜田中（14.7%）」の順でした。

問 1-1. 【小学生】家の周りの環境のようすについて

【設問】あなたの家のまわりの環境のようすについて、どのように感じていますか。

【考察】

「はい」の回答割合が高いのは、「草や木などの緑が多い（83.5%）」「野生の鳥や虫などの生き物をよく見かける（82.3%）」となっており、身近に豊かな自然を感じていることが分かります。反面、「いいえ」の回答割合が高いのは、「林や土手、原っぱで遊ぶことができる（39.0%）」「木のぼりや花つみができる（36.8%）」となっており、身近な自然と触れ合う場所が少ないと感じているようです。



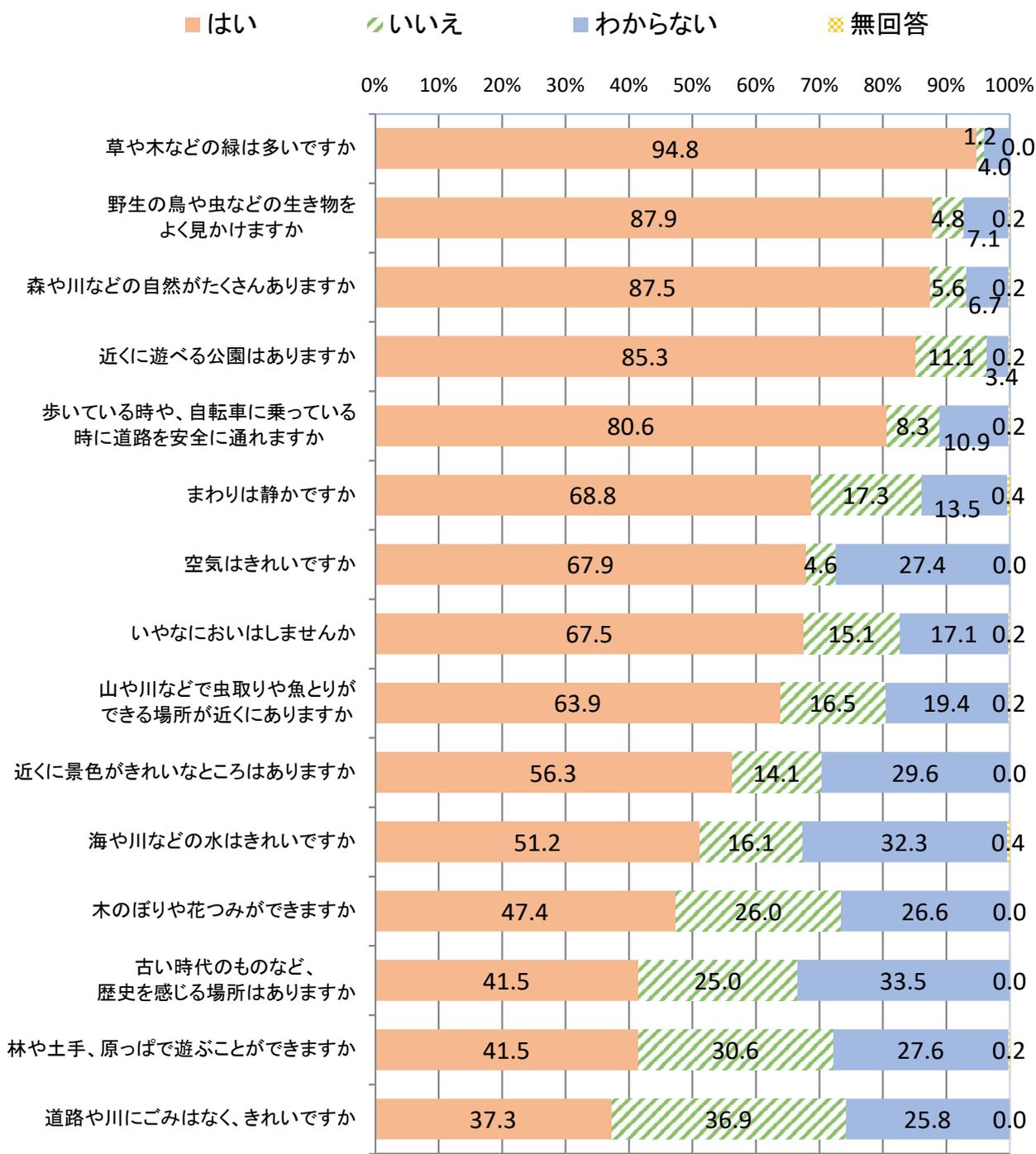
問 1-2. 【中学生】家の周りの環境のようすについて

【設問】あなたの家のまわりの環境のようすについて、どのように感じていますか。

【考察】

「はい」の回答割合が高いのは、「草や木などの緑は多い（94.8%）」「野生の鳥や虫などの生き物をよく見かける（87.9%）」となっており、身近に豊かな自然を感じていることが分かります。

一方で、「いいえ」の回答割合が高いのは、「道路や川にごみはなく、きれい（36.9%）」「林や土手、原っぱで遊ぶことができる（30.6%）」となっており、5年前に比べて割合が高くなっています。



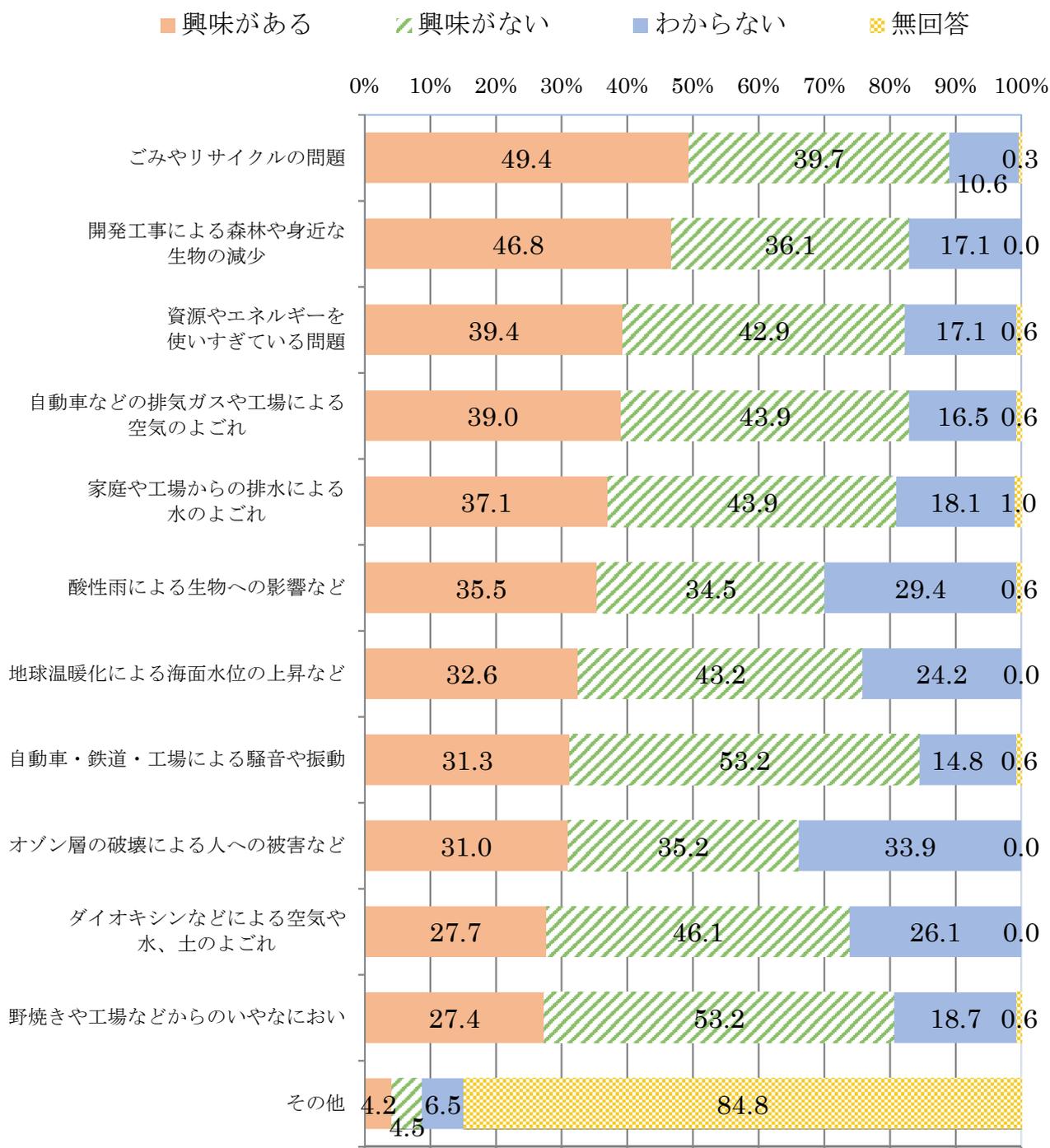
問 2-1. 【小学生】環境問題への関心度について

【設問】あなたはどのような環境問題について興味や関心がありますか。

【考察】

「興味がある」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（49.4%）」「開発工事による森林や身近な生物の減少（46.8%）」となっています。

また、「興味がない」の回答割合が高いのは、「自動車・鉄道・工場による騒音や振動（53.2%）」「野焼きや工場などからのいやなにおい（53.2%）」となっており、5年前に比べて全体的に「興味がない」割合が上昇傾向にあります。



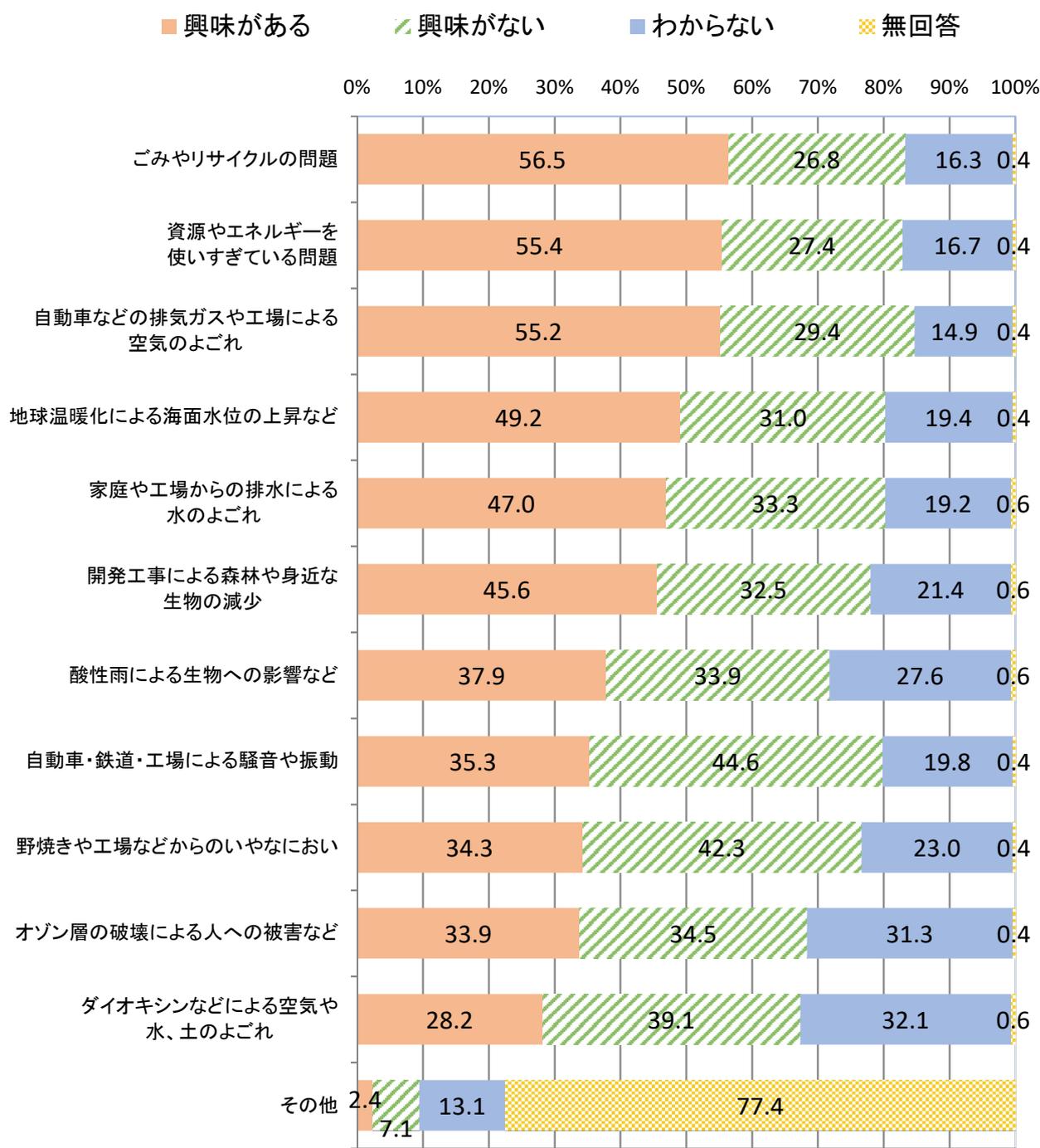
問 2-2. 【中学生】環境問題への関心度について

【設問】 あなたはどのような環境問題について興味や関心がありますか。

【考察】

「興味がある」の回答割合が高いのは、「ゴミやリサイクルの問題（56.5%）」「資源やエネルギーを使いすぎている問題（55.4%）」となっており、高い関心を示しています。

また、「興味がない」の回答割合が高いのは、「自動車・鉄道・工場による騒音や振動（44.6%）」「野焼きや工場などからのいやなにおい（42.3%）」となっており、5年前に比べてその割合は減少しています。

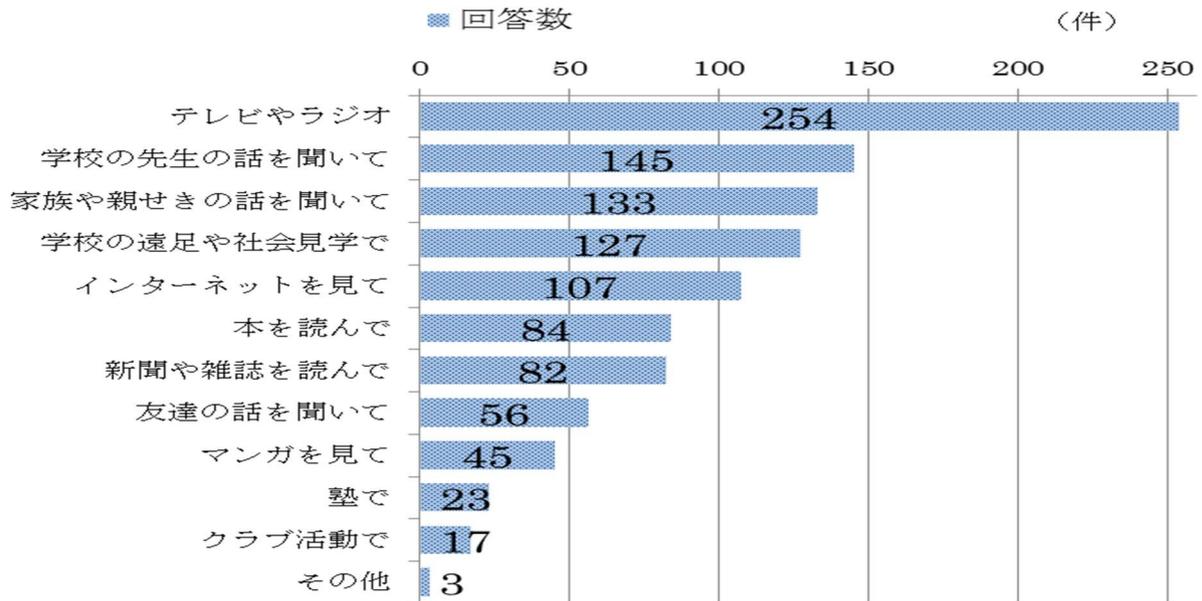


問 3-1. 【小学生】環境問題を知る方法について

【設問】あなたは環境問題をどのようにして知りますか。

【考察】

小学生が環境問題を知る方法で最も多い回答は、「テレビやラジオ（254件）」、次いで「学校の先生の話聞いて（145件）」「家族や親せきの話聞いて（133件）」となっています。

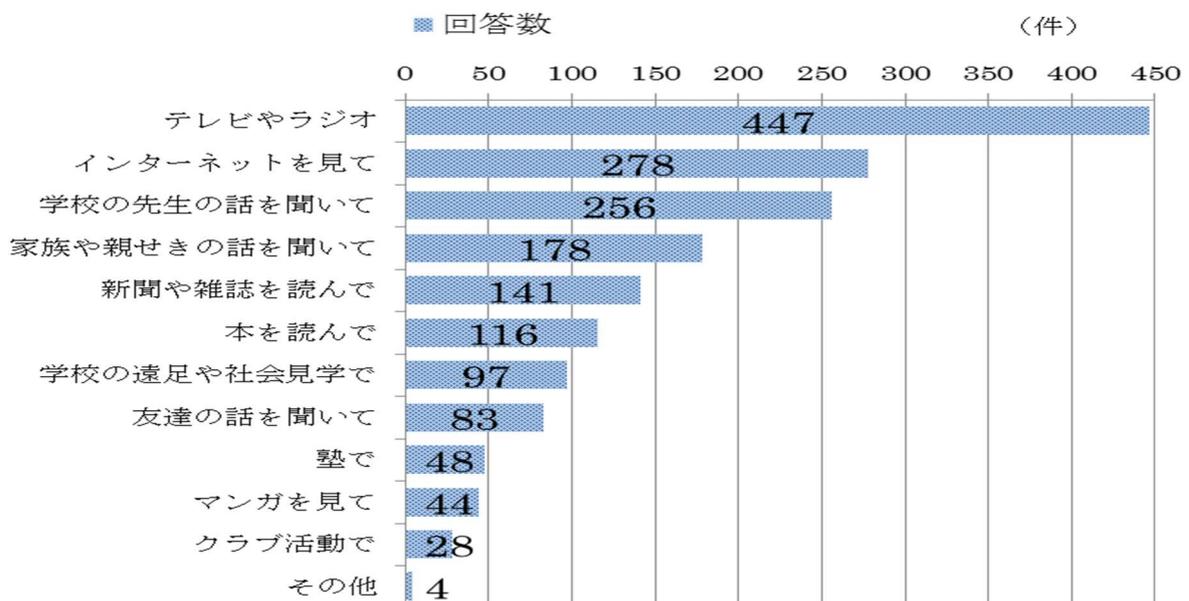


問 3-2. 【中学生】環境問題を知る方法について

【設問】あなたは環境問題をどのようにして知りますか。

【考察】

中学生が環境問題を知る方法で最も多い回答は、「テレビやラジオ（447件）」、次いで「インターネットを見て（278件）」「学校の先生の話聞いて（256件）」となっています。

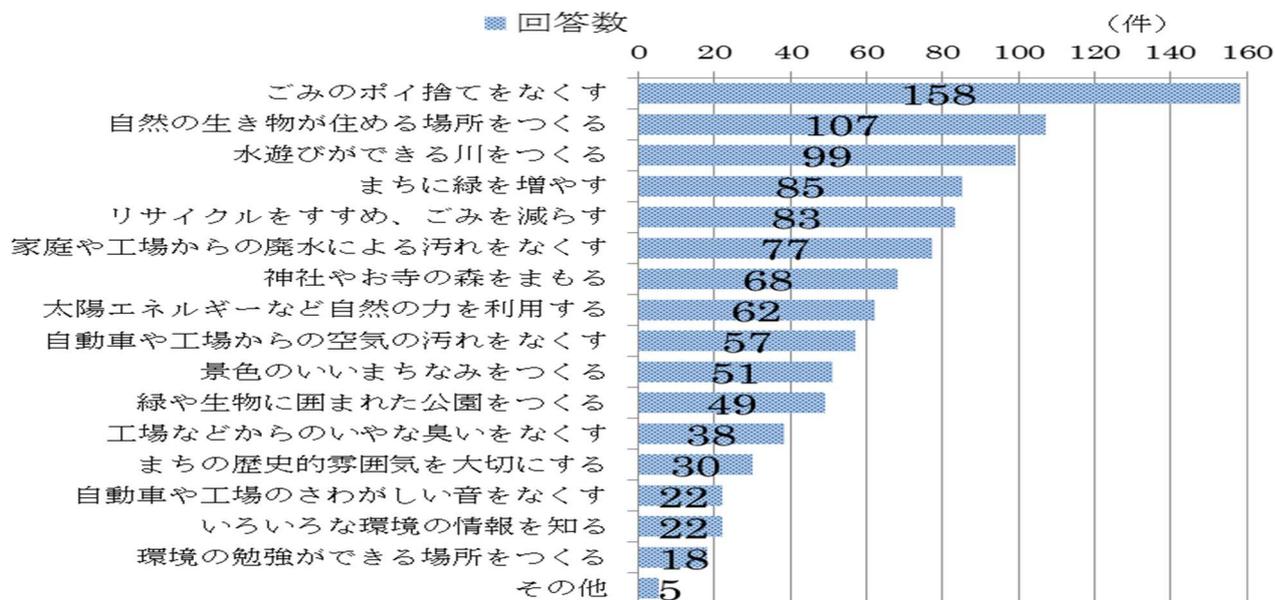


問 4-1. 【小学生】環境を良くするためにすべきことについて

【設問】あなたは環境を良くするために、何をしたら良いと思いますか。

【考察】

小学生が環境を良くするためにしたら良いと思う最も多い回答は、「ごみのポイ捨てをなくす（158件）」、次いで「自然の生き物が住める場所をつくる（107件）」となっています。

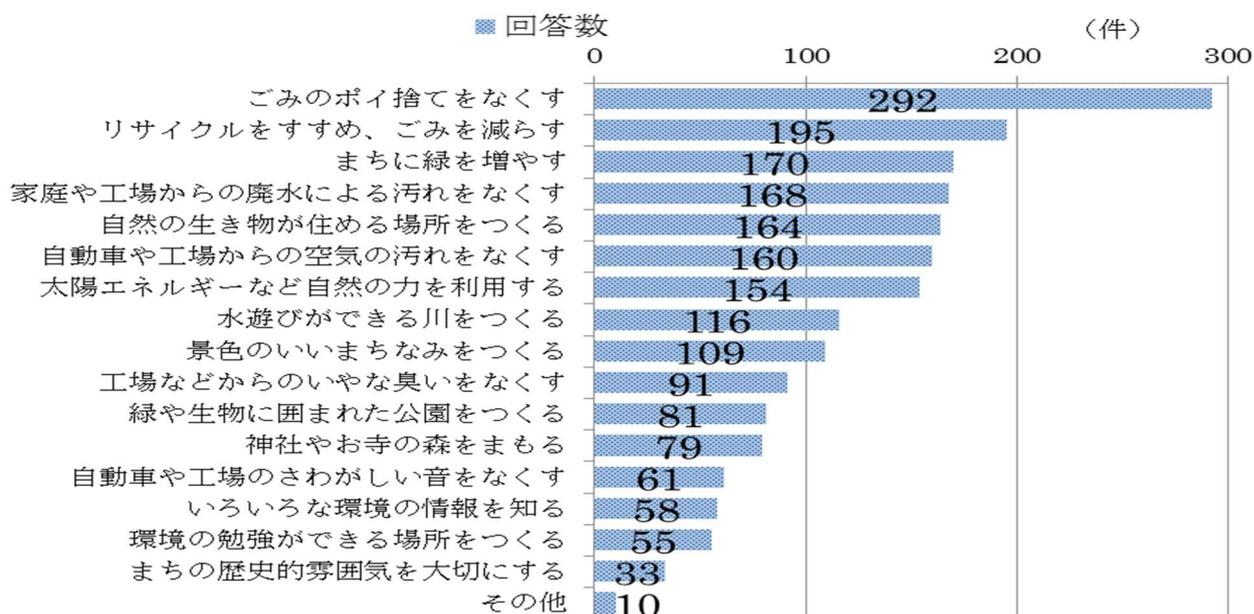


問 4-2. 【中学生】環境を良くするためにすべきことについて

【設問】あなたは環境を良くするために、何をしたら良いと思いますか。

【考察】

中学生が環境を良くするためにしたら良いと思う最も多い回答は、「ごみのポイ捨てをなくす（292件）」、次いで「リサイクルをすすめ、ごみを減らす（195件）」となっています。



問5. 【小学生】【中学生】 まわりの環境で好きなところ、きれいなおところについて

【自由記述】 あなたのまわりの環境で、好きなところときれいなおところはどこですか。

【考察】

(小学生)

「好きなところ」としては、徳山動物園（動物がたくさんいる、動物と触れ合える等）や周南美術博物館・文化会館等の市の施設のほか、身近な公園（皆で楽しく遊べる、遊具がたくさんある、景色が良い等）や川（水がきれい、たくさんの生き物がいる等）、山・森（緑が多く落ち着く、たくさんの生き物がいる等）等の自然と触れ合える場所の回答が多くありました。また、学校も友達と遊ぶことができる場所として、運動場や校庭などの回答がありました。

一方、「嫌いなおところ」としては、ごみが多く、草が伸びている公園や、ごみで汚れている川や山等の回答が多く見られました。

(中学生)

「好きなところ」としては、小学生と同じく徳山動物園（動物がたくさんいる、動物と触れ合える等）や周南美術博物館・図書館等の市の施設のほか、身近な公園（皆で楽しく遊べる、遊具がたくさんある、緑や生き物が多い等）や川（水がきれい、魚やホタル等たくさんの生き物がいる等）、山・森（緑が多く落ち着く、空気・景色がきれい等）等の自然と触れ合える場所の回答が多くありました。また、同じく学校もきれいに整備された場所としての回答がありました。

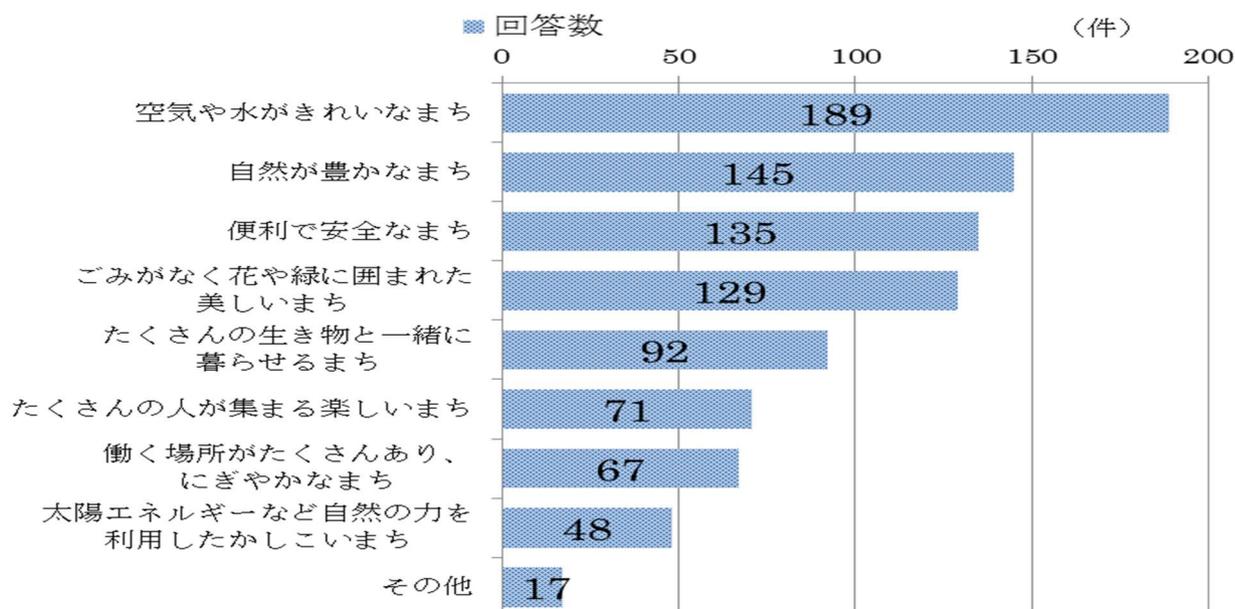
一方、「嫌いなおところ」としては、ごみが多く捨てられ、トイレが汚い公園や、ごみで水が汚れている川や山等の回答が多く見られました。

問 6-1. 【小学生】 将来のまちのイメージについて

【設問】 あなたは、周南市が将来どのようなまちになってほしいと思いますか。

【考察】

小学生が望む周南市の将来のイメージで最も多い回答は、「空気や水がきれいなまち（189件）」、次いで「自然が豊かなまち（145件）」「便利で安全まち（135件）」となっています。

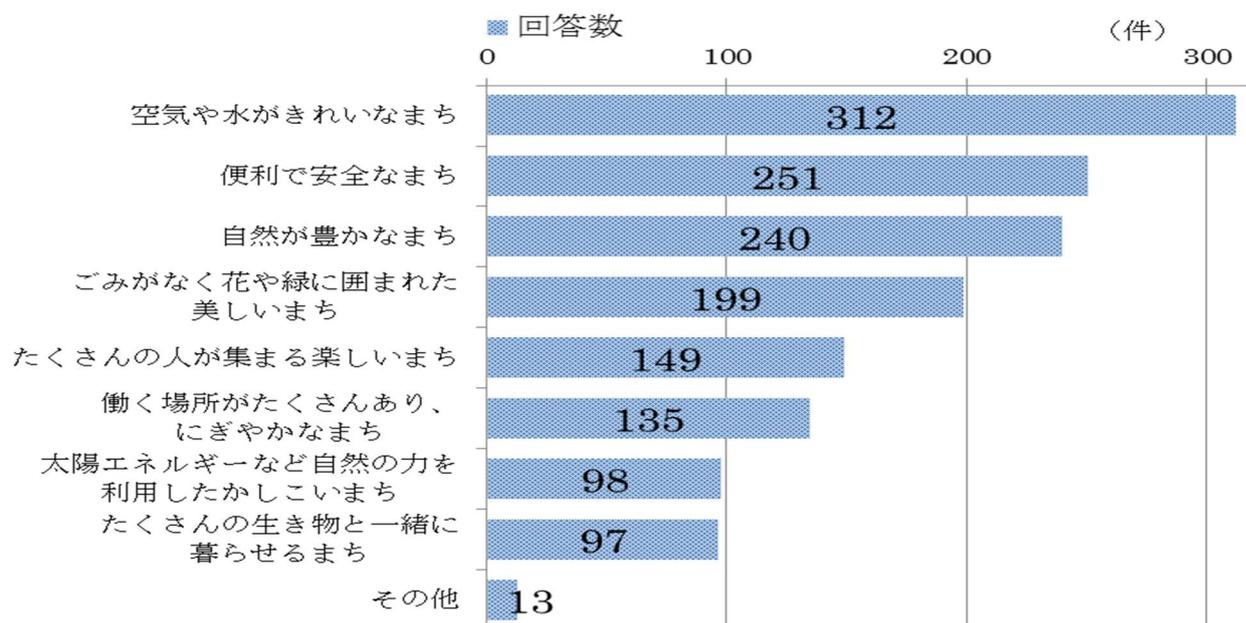


問 6-2. 【中学生】 将来のまちのイメージについて

【設問】 あなたは、周南市が将来どのようなまちになってほしいと思いますか。

【考察】

中学生が望む周南市の将来のイメージで最も多い回答は、「空気や水がきれいなまち（312件）」、次いで「便利で安全まち（251件）」「自然が豊かなまち（240件）」となっています。



問 7-1. 【小学生】環境にやさしい行動について

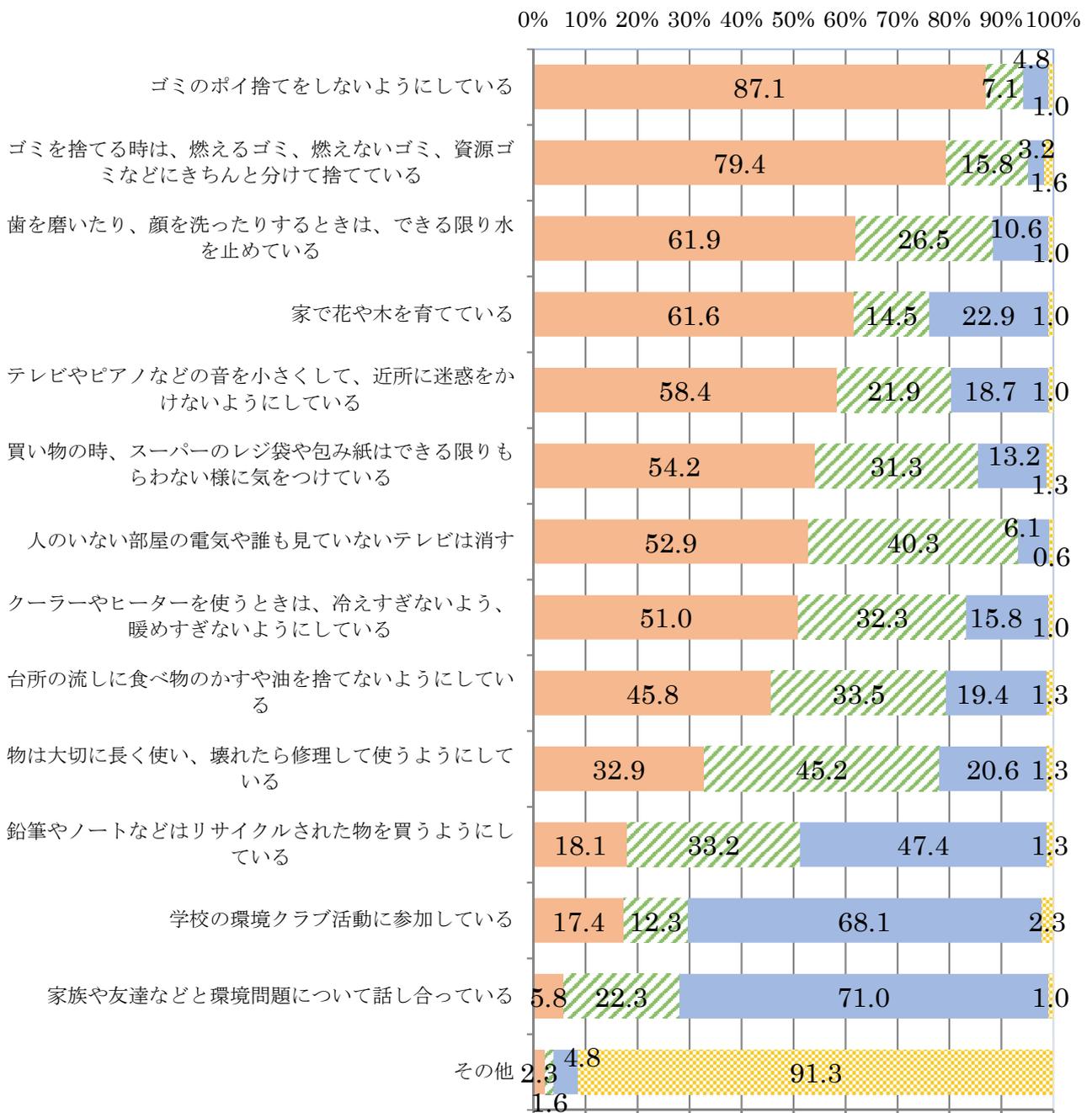
【設問】あなたがふだん行っている、環境にやさしい行動は何ですか。

【考察】

「いつも行っている」の回答割合が高いのは、「ゴミのポイ捨てをしないようにしている（87.1%）」「ゴミを捨てる時は、燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミなどにきちんと分けて捨てる（79.4%）」となっています。

また、「行っていない」の回答割合が高いのは、「家族や友達などと環境問題について話し合っている（71.0%）」「学校の環境クラブ活動に参加している（68.1%）」となっています。

■ いつも行っている ▨ ときどき行っている ■ 行っていない ▨ 無回答



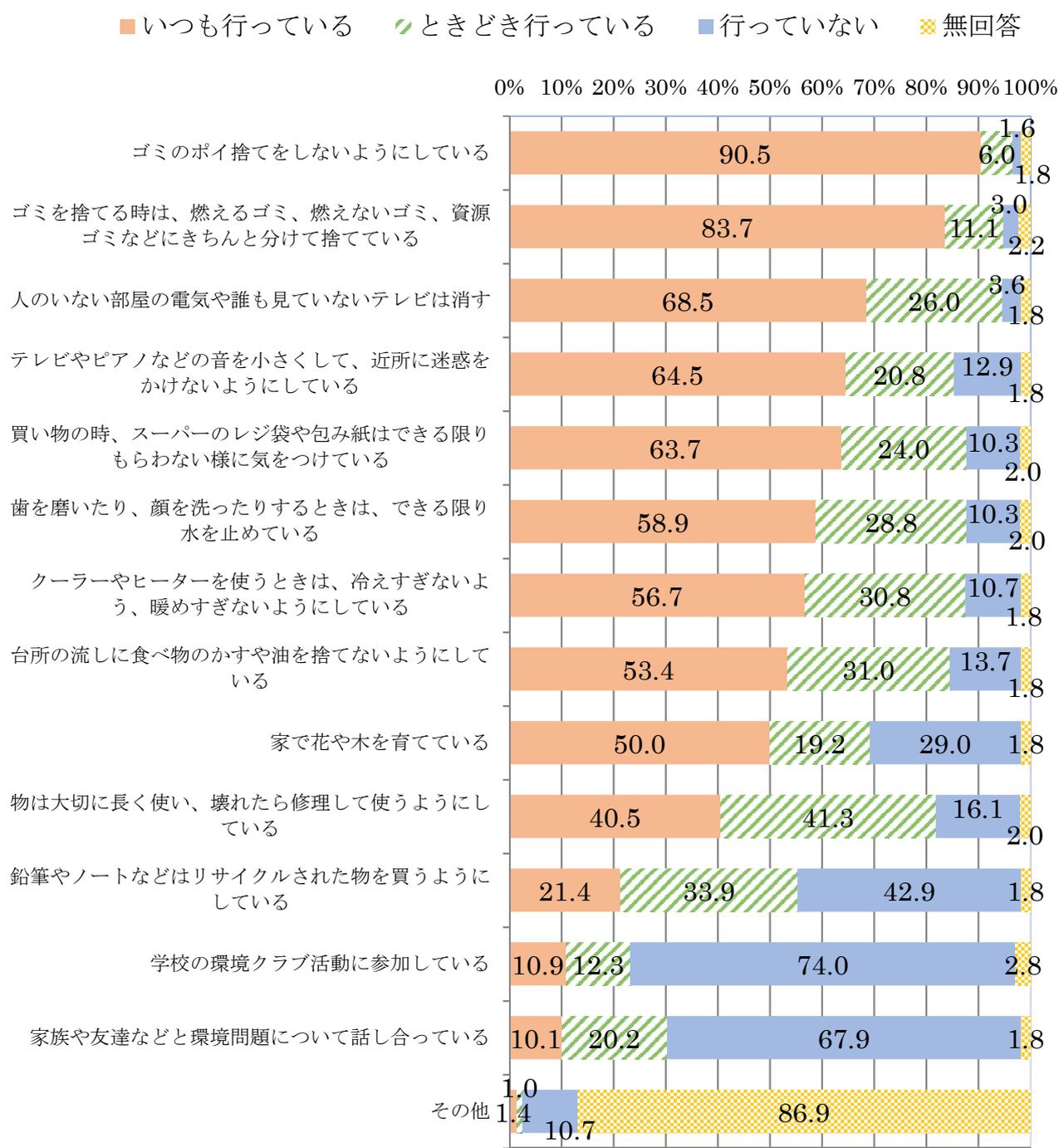
問 7-2. 【中学生】環境にやさしい行動について

【設問】あなたがふだん行っている、環境にやさしい行動は何ですか。

【考察】

「いつも行っている」の回答割合が高いのは、「ゴミのポイ捨てをしないようにしている（90.5%）」「ゴミを捨てる時は、燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミなどにきちんと分けて捨けている（83.7%）」となっています。

また、「行っていない」の回答割合が高いのは、「学校の環境クラブ活動に参加している（74.0%）」「家族や友達などと環境問題について話し合っている（67.9%）」となっています。



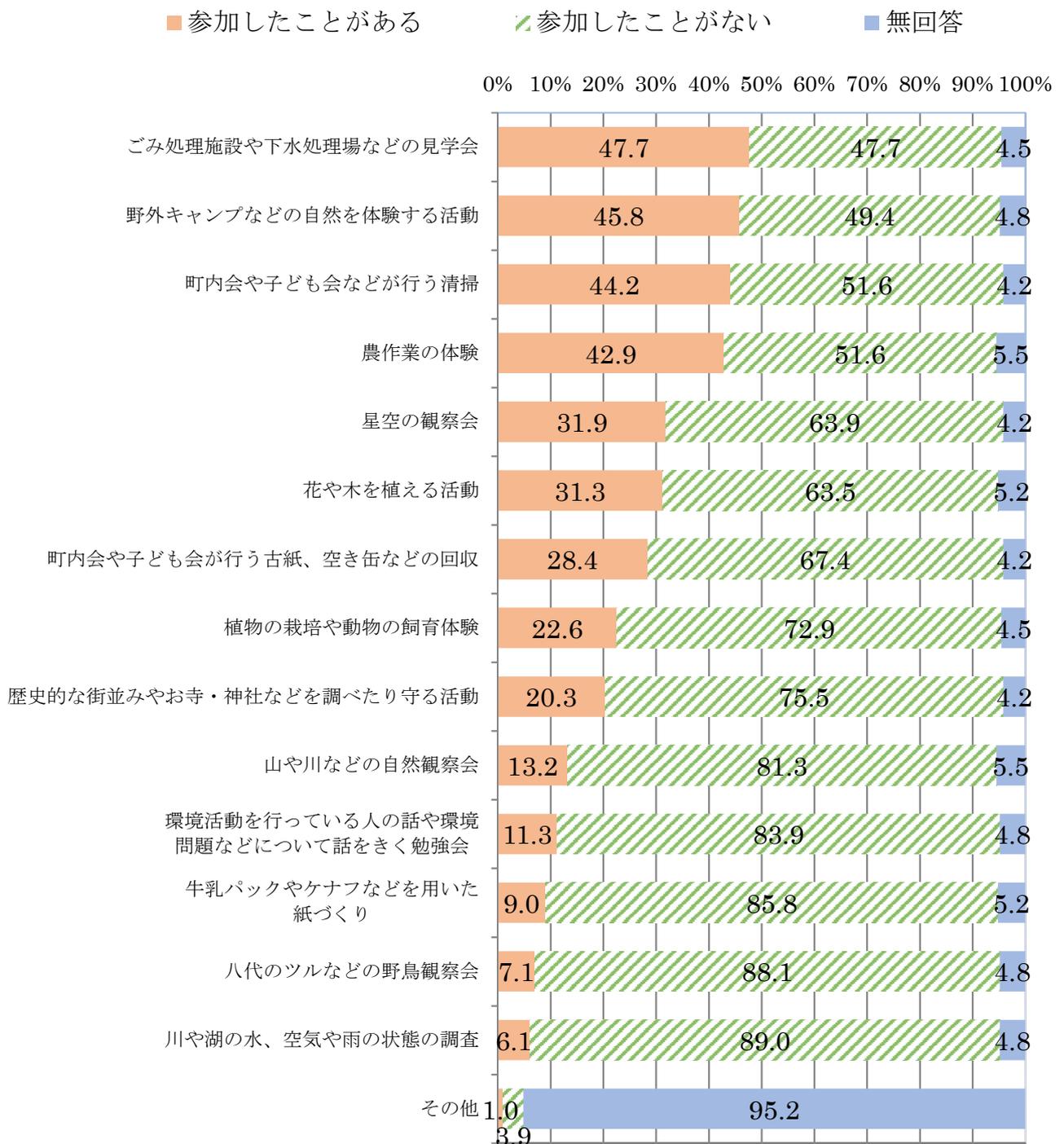
問 8-1. 【小学生】 これまでに参加した環境保全活動について

【設問】 あなたがこれまでに、参加したことがある環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したことがある」の回答割合が高いのは、「ごみ処理施設や下水処理場などの見学会（47.7%）」「野外キャンプなどの自然を体験する活動（45.8%）」となっています。

また、「参加したことがない」の回答割合が高いのは、「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（89.0%）」「八代のツルなどの野鳥観察会（88.1%）」となっています。



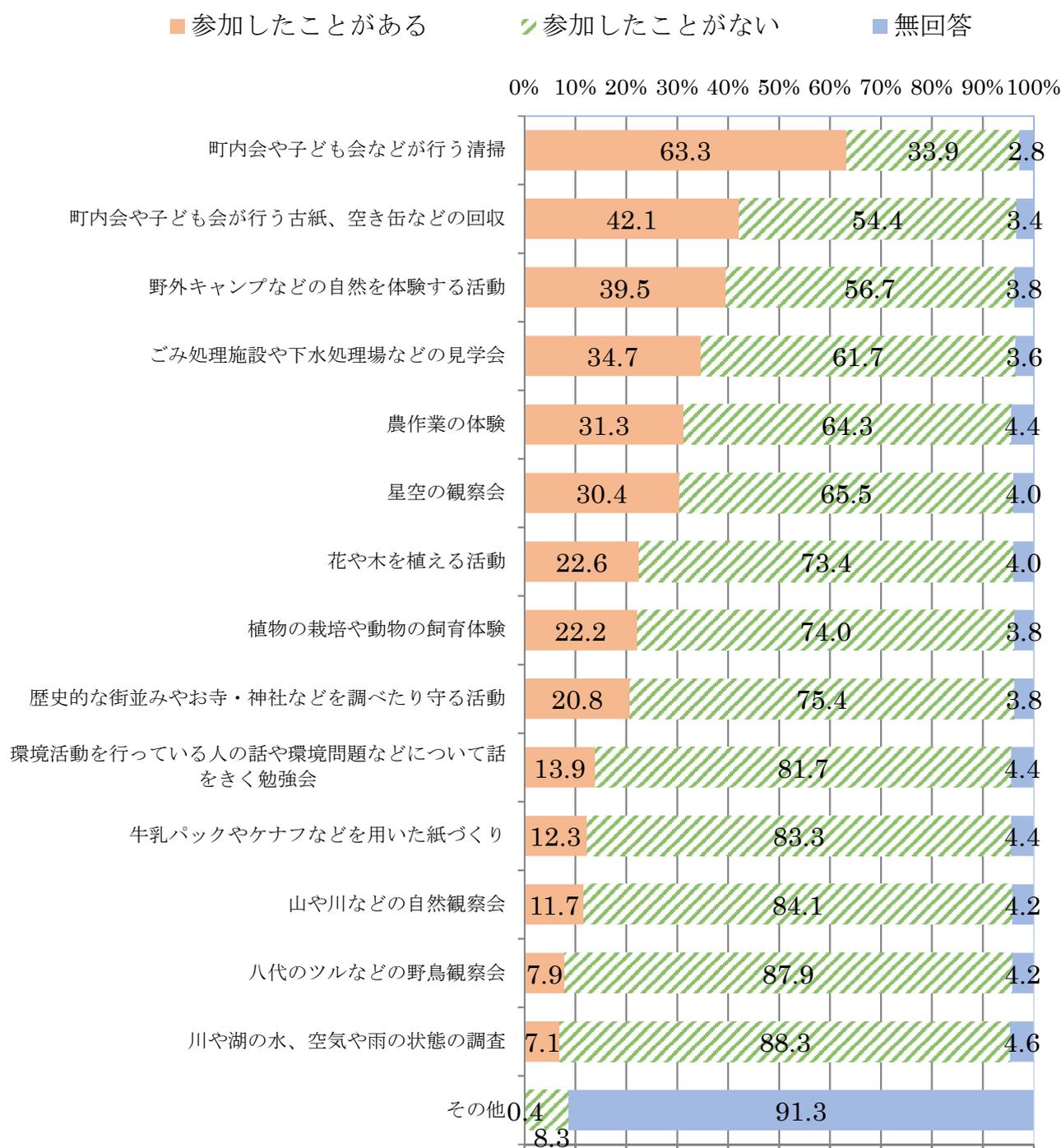
問 8-2. 【中学生】 これまでに参加した環境保全活動について

【設問】 あなたがこれまでに、参加したことがある環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したことがある」の回答割合が高いのは、「町内会や子ども会などが行う清掃（63.3%）」
「町内会や子ども会が行う古紙、空き缶などの回収（42.1%）」となっています。

また、「参加したことがない」の回答割合が高いのは、「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（88.3%）」
「八代のツルなどの野鳥観察会（87.9%）」となっています。



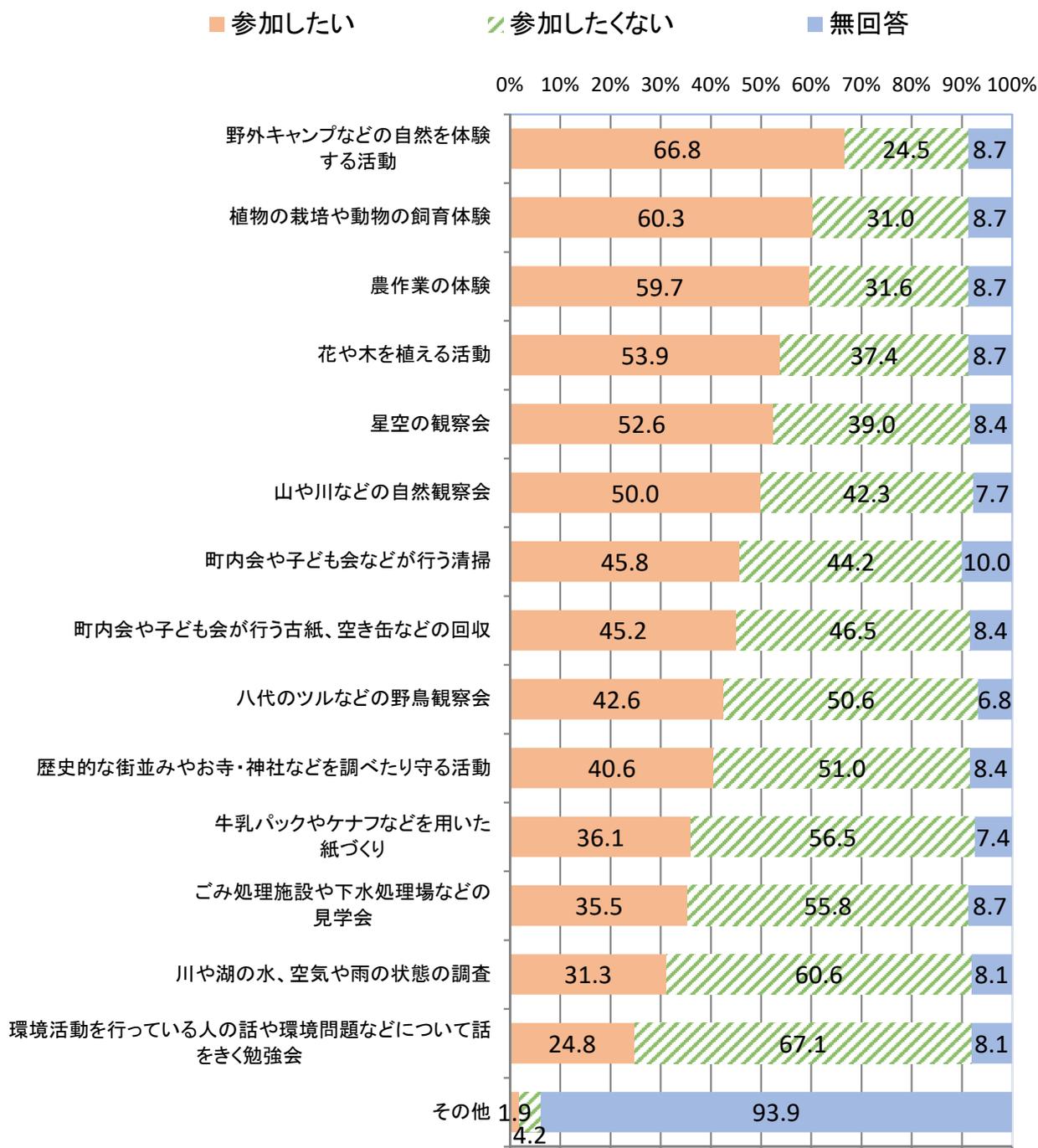
問 9-1. 【小学生】 参加したい環境保全活動について

【設問】 あなたが今後、参加したいと思う環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したい」の回答割合が高いのは、「野外キャンプなどの自然を体験する活動（66.8%）」
「植物の栽培や動物の飼育体験（60.3%）」となっています。

また、「参加したくない」の回答割合が高いのは、「環境活動を行っている人の話や環境問題などについて話を聞く勉強会（67.1%）」
「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（60.6%）」となっています。



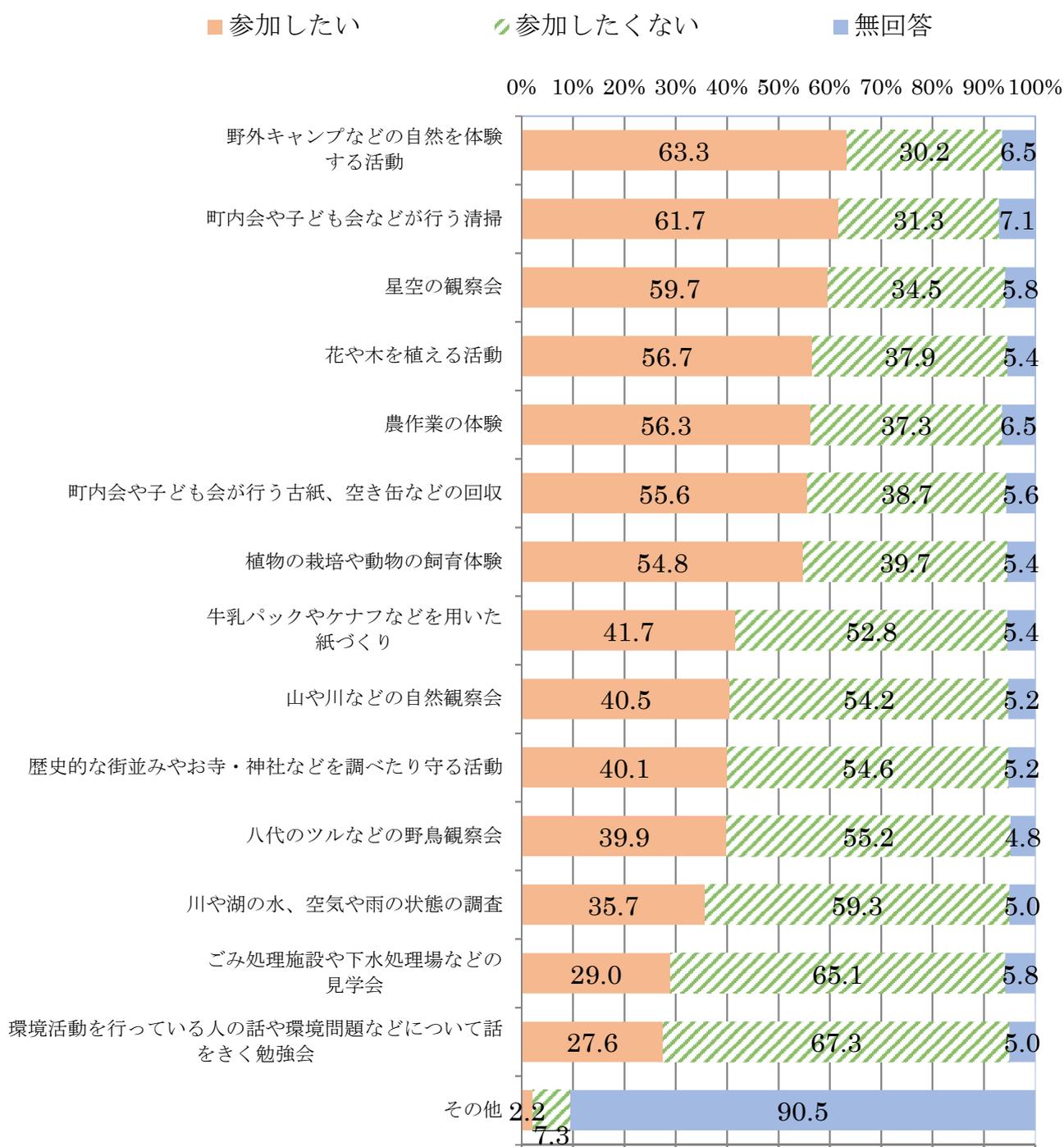
問 9-2. 【中学生】 参加したい環境活動について

【設問】 あなたが今後、参加したいと思う環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したい」の回答割合が高いのは、「野外キャンプなどの自然を体験する活動（63.3%）」「町内会や子ども会などが行う清掃（61.7%）」となっています。

また、「参加したくない」の回答割合が高いのは、「環境活動を行っている人の話や環境問題などについて話を聞く勉強会（67.3%）」「ごみ処理施設や下水処理場などの見学会（65.1%）」となっています。



(5) 教員アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

周南市都市計画マスタープランで定義する7つの地域ごとに選定した、小学校、及び中学校に勤務する教員を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

②実施期間：平成30(2018)年9月

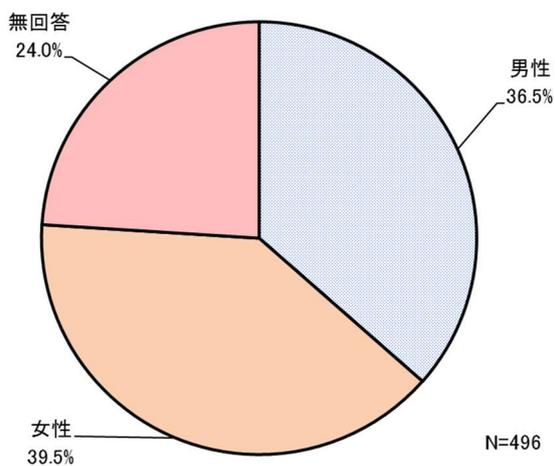
③アンケート配付・回収状況

全体の回答率は83.7%でした。5年前は教員へのアンケート調査は実施していません。

	配付数	回答数	回収率	前回との比較
小学校教員	136	113	83.1%	——
中学校教員	103	87	84.5%	——

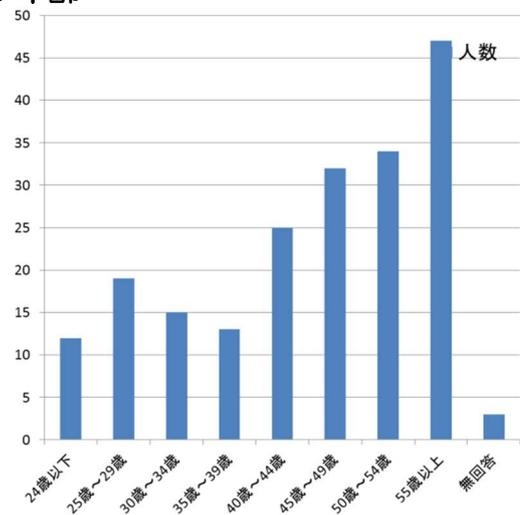
④調査結果は次のとおりです。

●性別



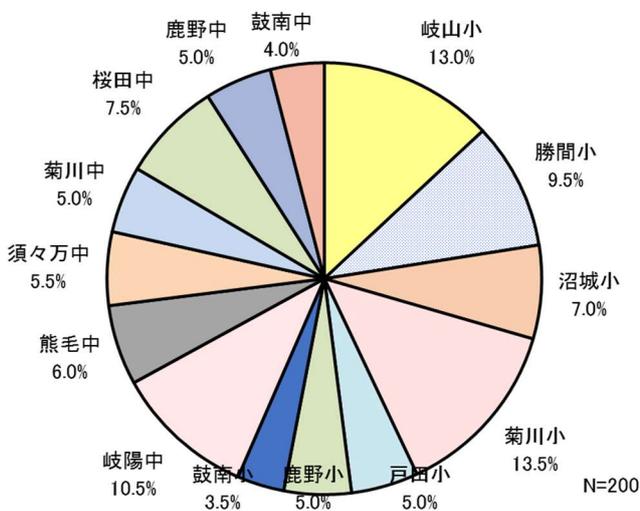
教員の性別は「男性」が36.5%「女性」で39.5%でした。

●年齢



回答いただいた教員の方の「年齢」は「55歳以上」が一番多く、次いで多かったのが「50歳～54歳」の回答でした。

●学校別



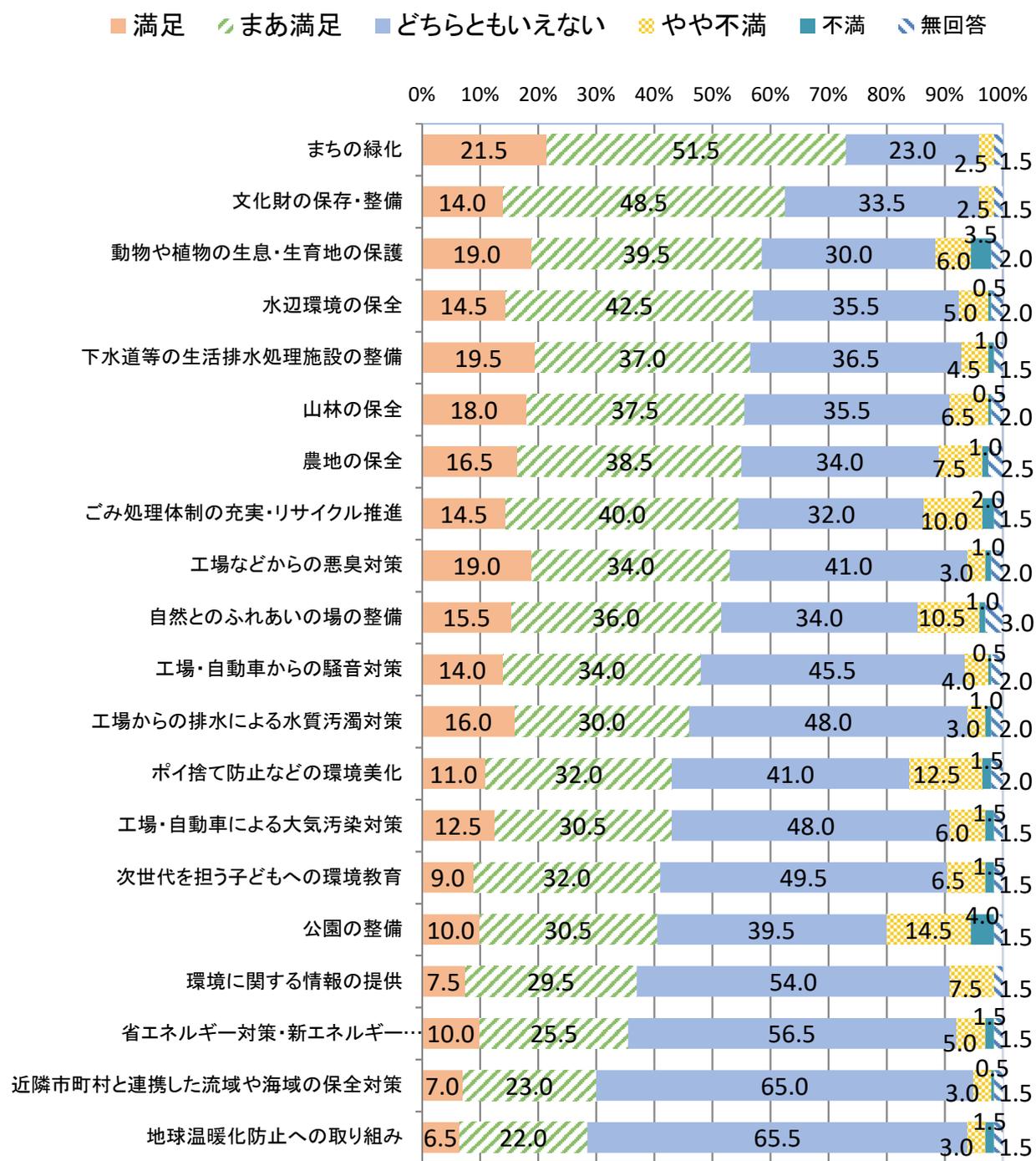
問 1. 【教員】環境保全対策の満足度について

【設問】あなたが勤務する学校区の環境保全対策について、どの程度満足していますか。

【考察】

「満足」・「まあ満足」の回答割合が高いのは、「まちの緑化（73.0%）」「文化財の保存・整備（62.5%）」「動物や植物の生息・生育地の保護（58.5%）」となっています。

また、「やや不満」・「不満」の回答割合が高いのは、「公園の整備（18.5%）」「ポイ捨て防止などの環境美化（14.0%）」「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（12.0%）」となっています。



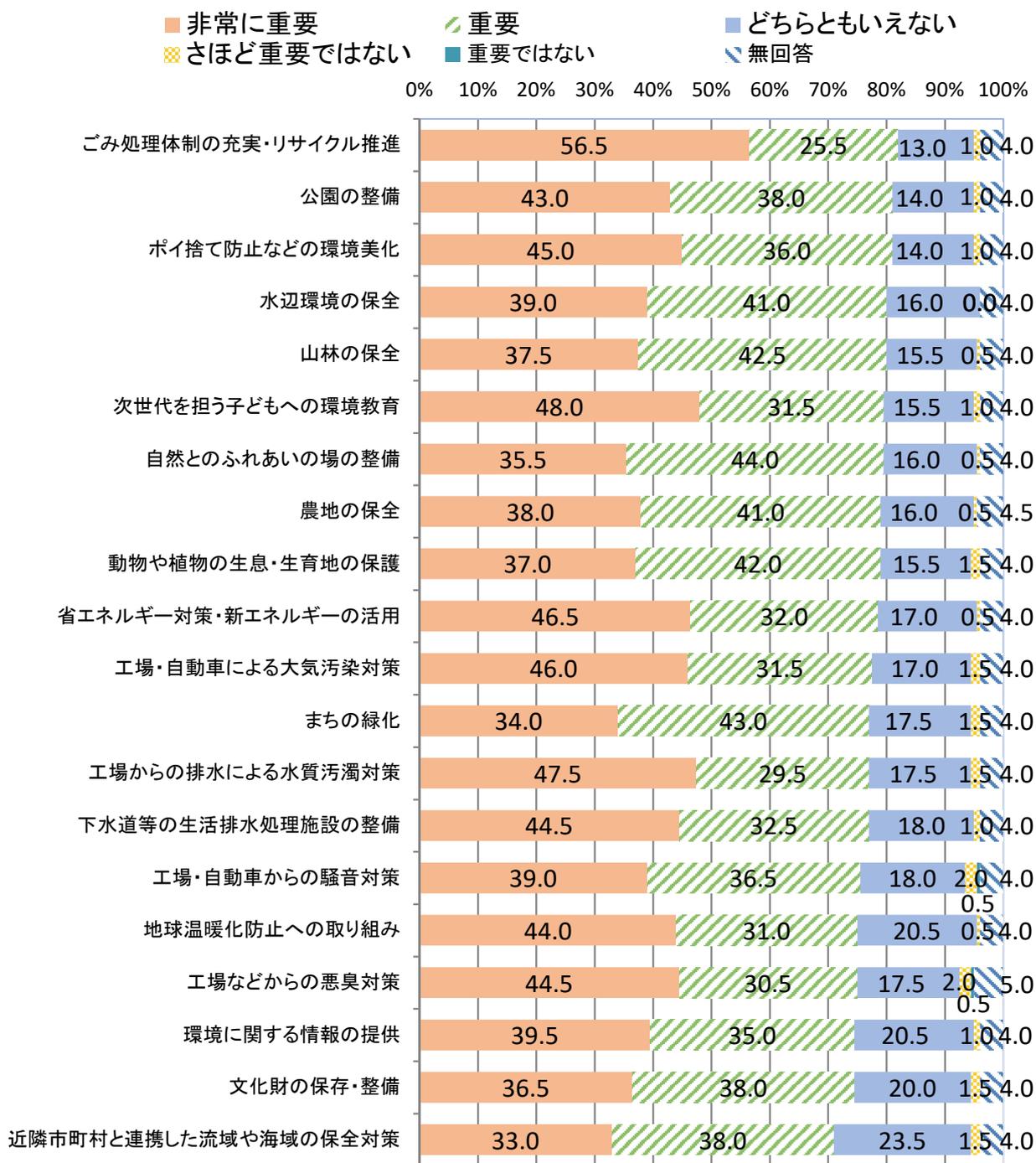
問 2. 【教員】 環境保全対策の重要度について

【設問】 あなたが勤務する学校区の環境保全対策について、将来、どの程度重要と思いますか。

【考察】

「非常に重要」・「重要」の回答割合が高いのは、「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進 (82.0%)」「公園の整備 (81.0%)」「ポイ捨て防止などの環境美化 (81.0%)」となっています。

また、「さほど重要ではない」・「重要ではない」の回答割合は低く、高いものでも「工場・自動車からの騒音対策」「工場などからの悪臭対策」の 2.5%となっており、環境保全対策の重要性に関する認識が高いことが分かります。



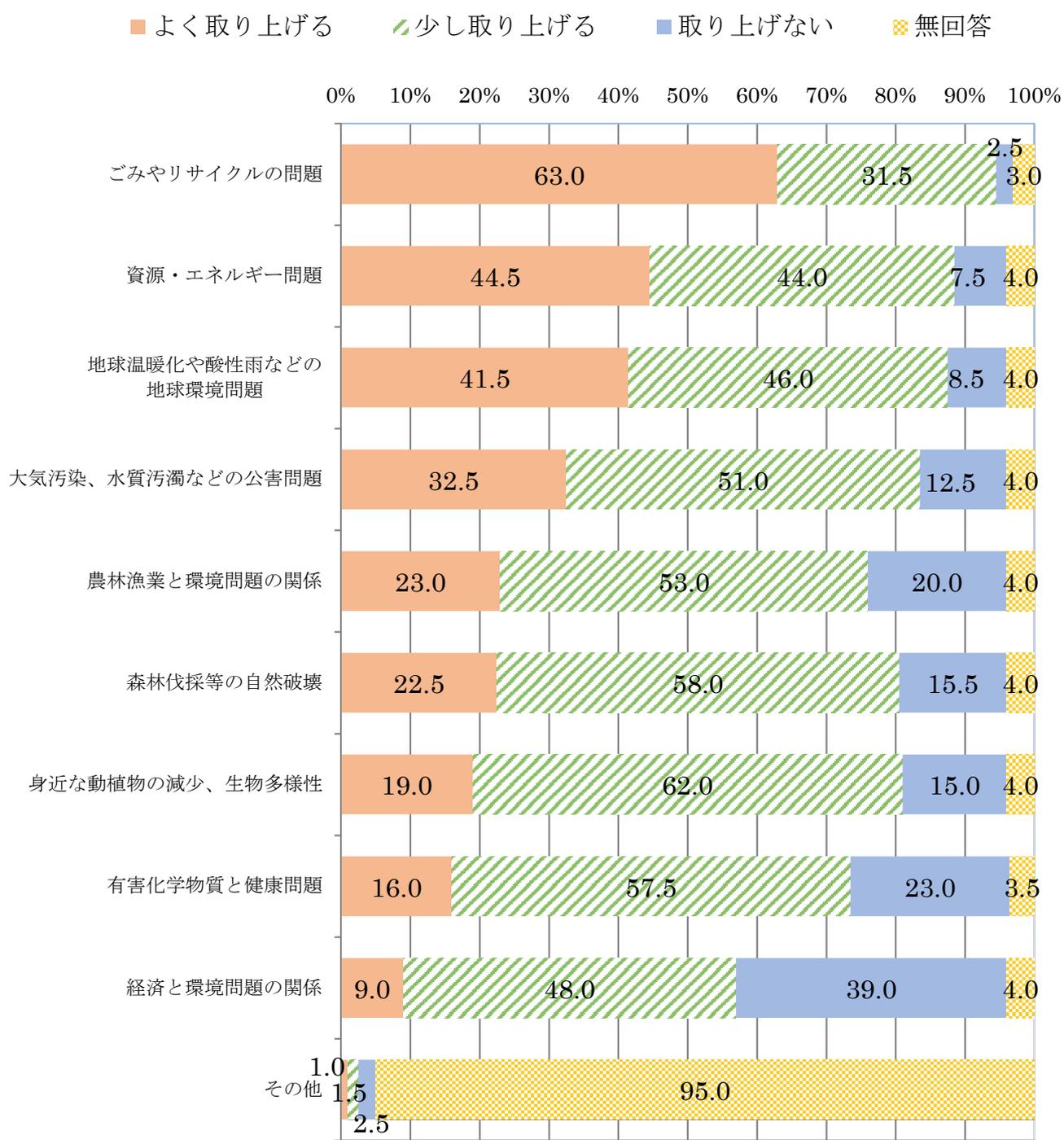
問 3. 【教員】環境教育で取り上げる内容について

【設問】あなたが環境教育を検討するうえで、取り上げることの多い環境問題はどのようなものですか。

【考察】

「よく取り上げる」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（63.0%）」「資源・エネルギー問題（44.5%）」「地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題（41.5%）」となっています。

また、「取り上げない」の回答割合が高いのは、「経済と環境問題の関係（39.0%）」「有害化学物質と健康問題（23.0%）」となっています。



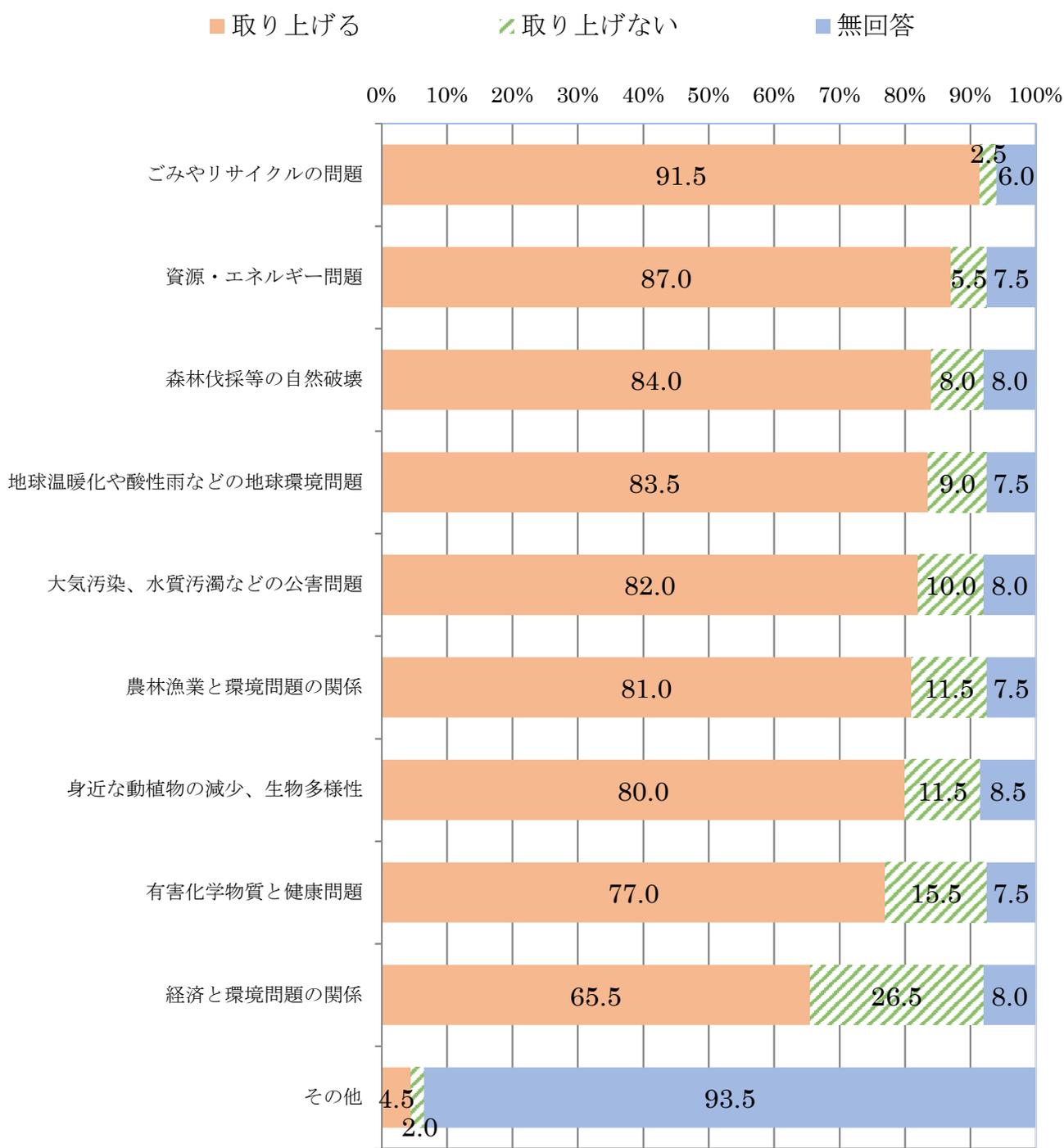
問 4. 【教員】 今後、環境教育で取り上げる内容について

【設問】 あなたが環境教育を検討するうえで、今後、取り上げる必要があると思う環境問題はどのようなものですか。

【考察】

「取り上げる」必要があると考える回答割合が高いのは、「ごみやりサイクルの問題 (91.5%)」「資源・エネルギー問題 (87.0%)」など高い割合となっています。

また、「取り上げない」の回答割合が高いのは、「経済と環境問題の関係 (26.5%)」「有害化学物質と健康問題 (15.5%)」となっています。

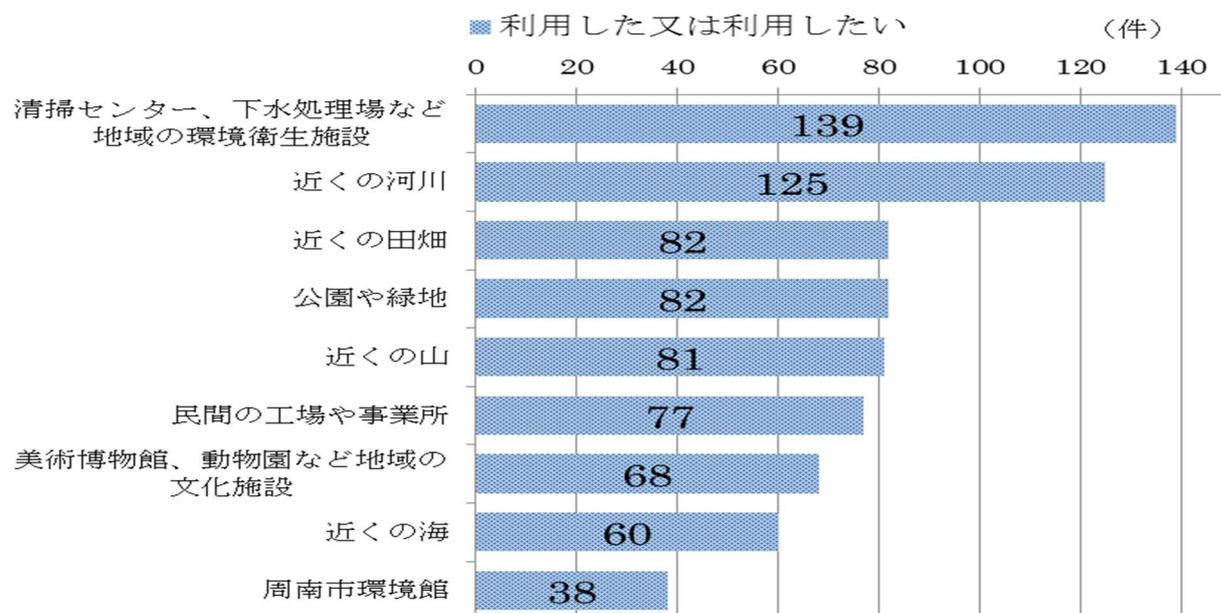


問 5. 【教員】 環境教育を行う場所について

【設問】 学校以外で環境問題に利用したことがある、あるいは、今後利用したい場所はどこですか。

【考察】

最も多い回答は、「清掃センター、下水処理場など地域の環境衛生施設（139件）」、次いで「近くの河川（125件）」「近くの田畑（82件）」など身近な環境となっています。

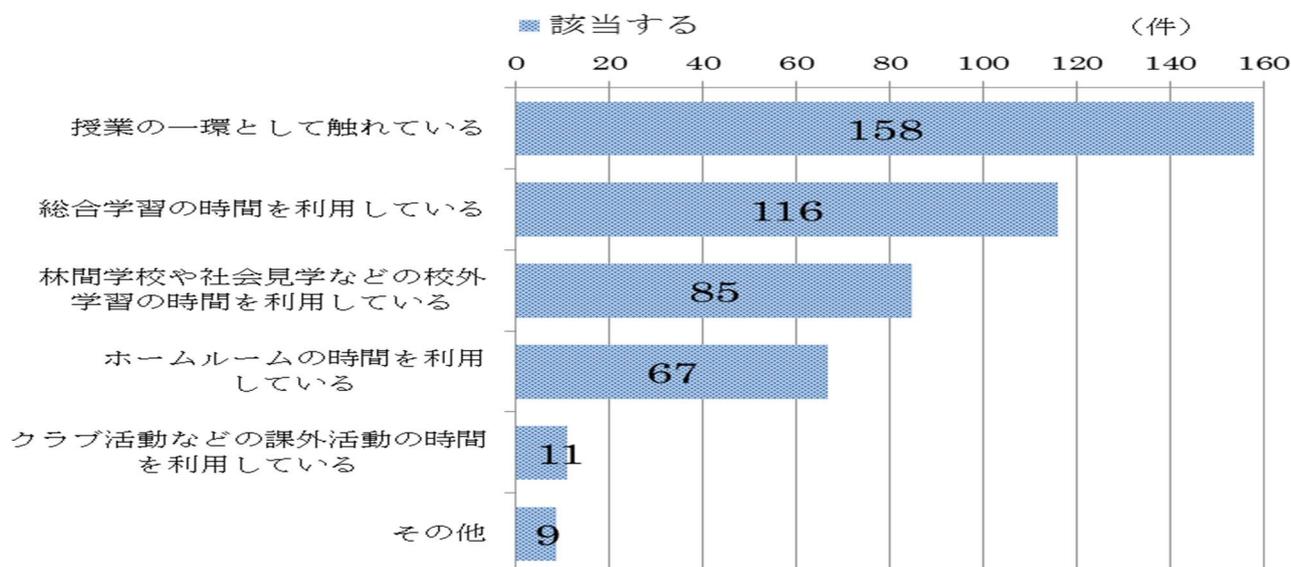


問 6. 【教員】 環境問題に触れる機会について

【設問】 あなたは、どのような時に子供たちに対し、環境問題について話しますか。

【考察】

最も多い回答は、「授業の一環として触れている（158件）」、次いで「総合学習の時間を利用している（116件）」となっています。

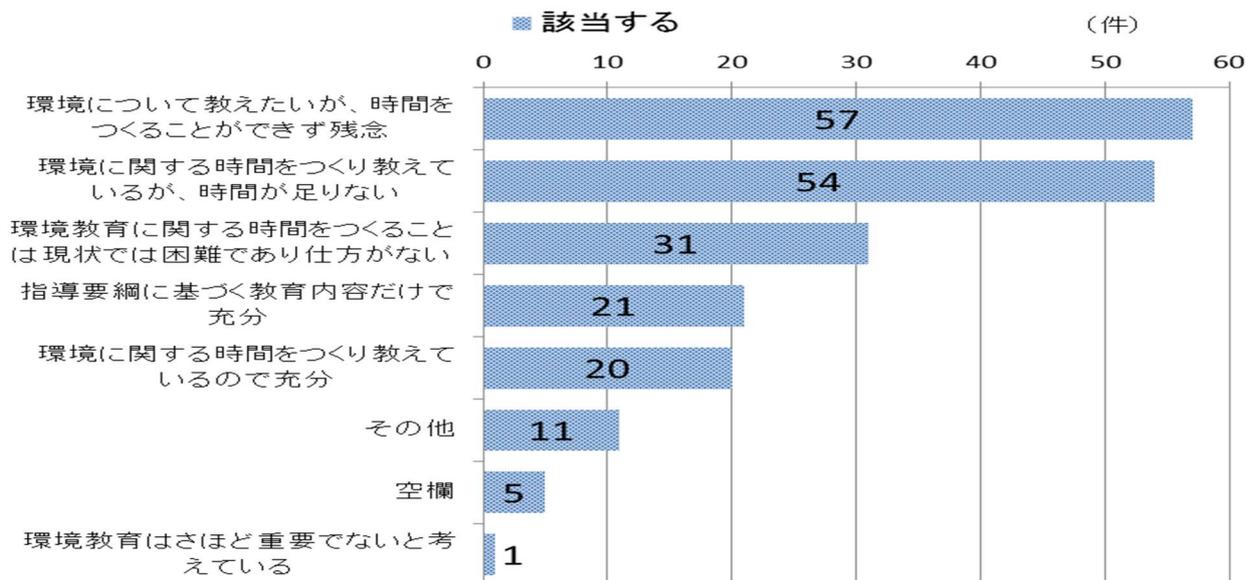


問 7. 【教員】 環境問題を行う時間について

【設問】 あなたは環境教育に費やす時間について、どのようにお考えですか。

【考察】

最も多い回答は、「環境について教えたいが、時間をつくることができず残念 (57 件)」、次いで「環境に関する時間をつくり教えているが、時間が足りない (54 件)」となっています。

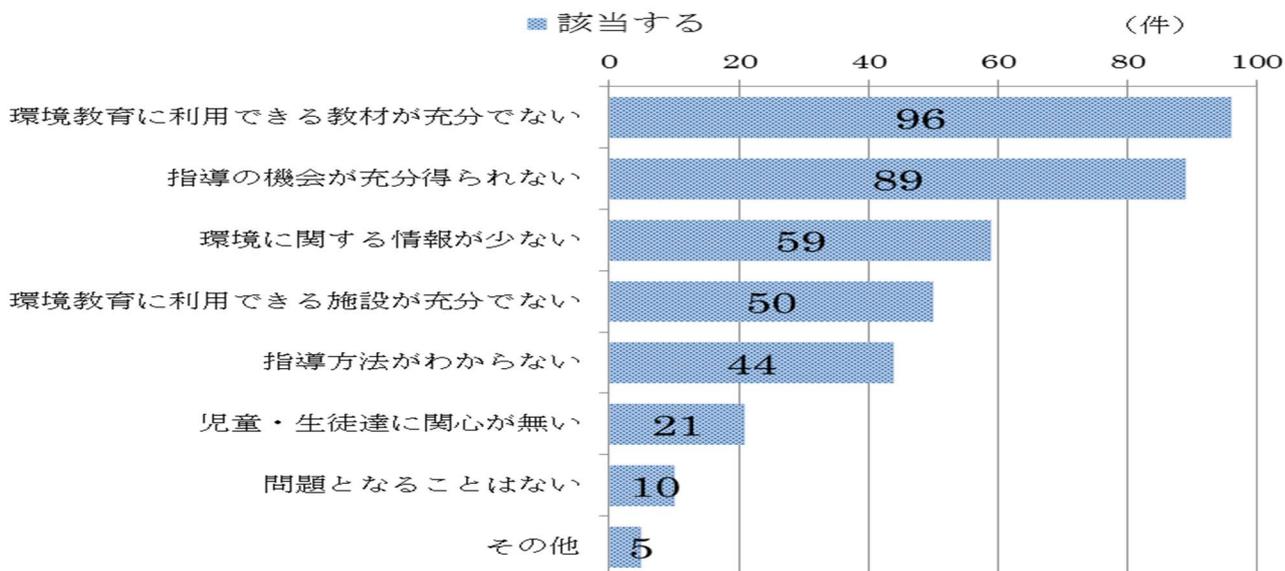


問 8. 【教員】 環境教育の問題について

【設問】 環境教育の実施にあたり、問題となることは何ですか。

【考察】

最も多い回答は、「環境教育に利用できる教材が充分でない (96 件)」、次いで「指導の機会が充分得られない (89 件)」となっています。



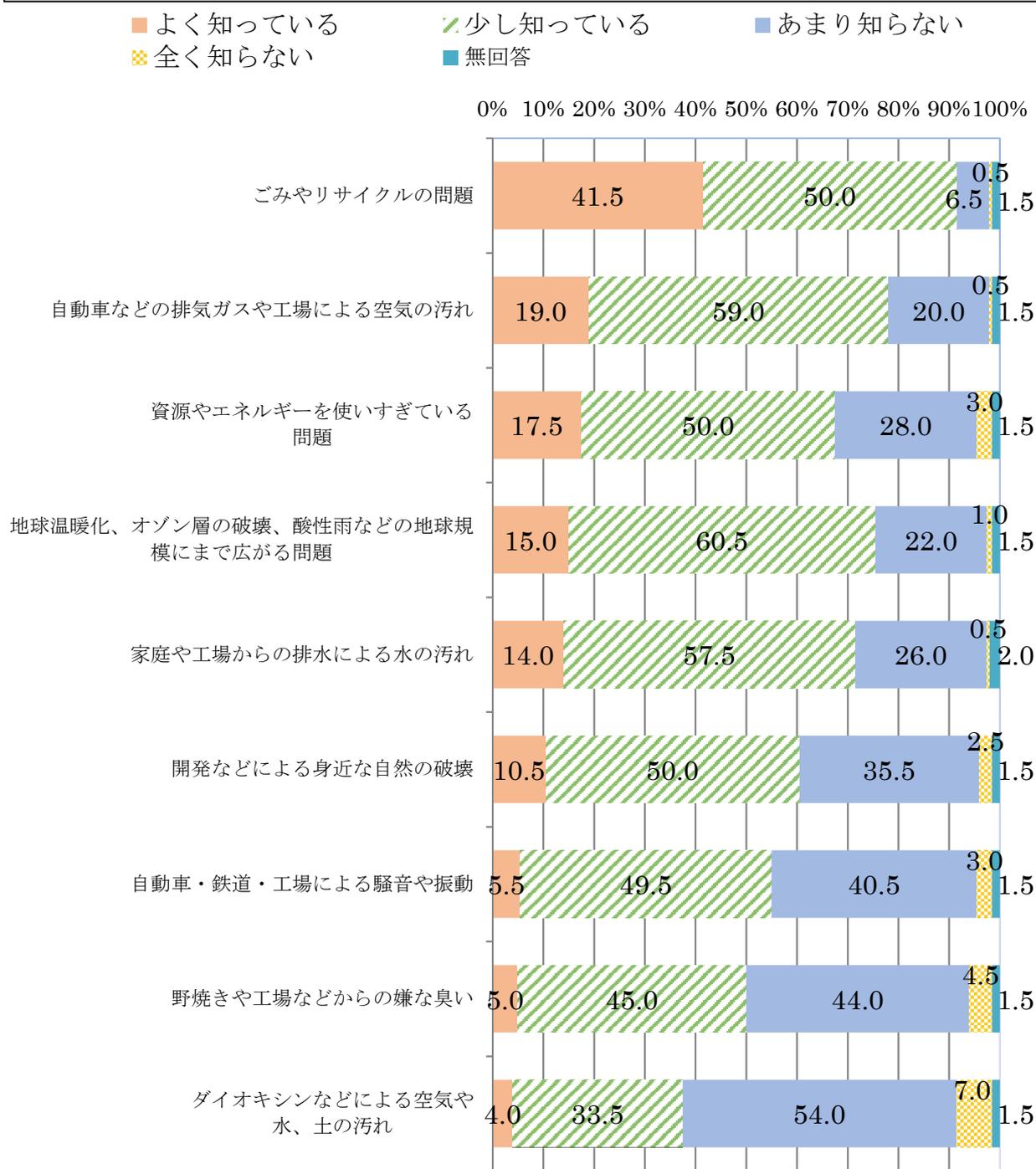
問 9. 【教員】 環境問題への子どもの関心について

【設問】あなたが勤務する学校の子供たちが、環境問題について、どの程度関心を持っていますか。

【考察】

「よく知っている」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（41.5%）」となっていますが、その他はあまり高い割合とは言えません。

また、「全く知らない」の回答割合は全体に低いですが、「あまり知らない」と回答したものは「ダイオキシンなどによる空気や水、土の汚れ（54.0%）」と高い割合のものがあります。



○周南市環境基本条例

平成 16 年 8 月 2 日

条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 8 条—第 12 条)

第 2 節 環境の保全等のための施策(第 13 条—第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備等(第 25 条—第 27 条)

附則

私たちの住む周南市は、北には緑深き中国山地が走り、そのふもとは美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高い文化を発展させてきました。

1960 年頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努めることが必要です。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(個別実行計画)

第9条の2 市は、環境基本計画の具体的な推進を図るため、各地域の特性や個別の課題に配慮した個別実行計画を市民と協働して作成し、その実施に努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。

(市民の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全等のための施策

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第14条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第15条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全協定)

第17条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。

(経済的措置)

第 18 条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 19 条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(環境基本計画推進委員会)

第 26 条 第 9 条に定める環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、周南市環境基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の運用状況に関する事項

(2) 環境基本計画の見直しに関する事項

3 推進委員会は、環境基本計画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 推進委員会で決定された事項は、周南市環境審議会に報告するものとする。

5 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) その他市長が必要と認める者

6 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

資料編

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。